Ｒ７営繕　大鳴門橋架橋記念館　鳴・鳴門　内部改修工事建築

通し番号	図面番号	図　面　名
01	共特-01,02	共通特記仕様書（１）（２）
02	共特-03,04	共通特記仕様書（３）（４）
03	共特-05,06	共通特記仕様書（５）（６）
04	改特-01,02	建築改修工事特記仕様書（１）（２）
05	改特-03,04	建築改修工事特記仕様書（３）（４）
06	改特-05,06	建築改修工事特記仕様書（５）（６）
07	改特-07,08	建築改修工事特記仕様書（７）（８）
08	A-01	配置図・付近見取図・支障物件図
09	A-02	仕上表
10	A-03	求積表
11	A-04	改修前　１階平面図
12	A-05	２階平面図
13	A-06	３階平面図
14	A-07	Ｒ階平面図
15	A-08	改修後　１階平面図
16	A-09	改修前　１階内部平面詳細図
17	A-10	改修後　１階内部平面詳細図
18	A-11	改修前　１階便所平面詳細図
19	A-12	改修後　１階便所平面詳細図
20	A-13	改修前　１階内部展開図（１）
21	A-14	改修前　１階内部展開図（２）
22	A-15	改修後　１階内部展開図（１）
23	A-16	改修後　１階内部展開図（２）・天井ルーバー取付図
24	A-17	改修前　１階便所展開図（１）
25	A-18	改修前　１階便所展開図（２）
26	A-19	改修前　１階便所展開図（３）
27	A-20	改修後　１階便所展開図（１）
28	A-21	改修後　１階便所展開図（２）
29	A-22	改修後　１階便所展開図（３）
30	A-23	改修前　１階内部天井伏図
31	A-24	改修後　１階内部天井伏図
32	A-25	改修前　１階便所天井伏図
33	A-26	改修後　１階便所天井伏図
34	A-27	改修前・改修後　建具表（１）
35	A-28	改修前・改修後　建具表（２）
36	A-29	改修後　手洗い詳細図・トイレＯＡフロア詳細図
37	A-30	改修後　内部家具詳細図（１）〈多目的テーブル〉
38	A-31	改修後　内部家具詳細図（２）〈受付カウンター〉
39	A-32	改修後　内部家具詳細図（３）〈ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄ棚・掲示板〉
40	A-33	改修後　１階サイン図
41	A-34	仮設計画　参考図
42	A-35	全体参考工程表
43	M-01	管工事仕様書
44	M-02	改修前　便所衛生設備　１階平面図
45	M-03	改修後　便所衛生設備　１階平面図
46	M-04	改修前　便所換気設備　１階平面図
47	M-05	改修後　便所換気設備　１階平面図
48	M-06	衛生器具表
49	M-07	衛生　和洋リモデル工法施工要領図
50	M-08	改修　ｴﾃﾞｨｽﾍﾟｰｽ管設備　１階平面図
51	AC-01	空調工事仕様書
52	AC-02	改修前　ｴﾃﾞｨｽﾍﾟｰｽ空調設備　１階平面図
53	AC-03	改修後　ｴﾃﾞｨｽﾍﾟｰｽ空調設備　１階平面図
54	AC-04	既設空調設備　１階平面図（参考図）
55	AC-05	改修前　ｴﾃﾞｨｽﾍﾟｰｽ換気設備　１階平面図
56	AC-06	改修後　ｴﾃﾞｨｽﾍﾟｰｽ換気設備　１階平面図
57	AC-07	空調・換気　器具表

課　長	副 課 長	課長補佐	係　長	係　長	課　員	担　当

営繕工事共通仕様書

Ⅰ．工事概要

1.　工事名称

R7営繕　大鳴門橋架橋記念館　鳴・鳴門　内部改修工事建築

2.　工事場所

鳴門市鳴門町土佐泊浦

3.　建物概要

建物名称	大鳴門橋架橋記念館
構造・規模	RC造3階建て
敷地面積	1973.27(m2)
延床面積	2650.55(m2)
消防法施行例別表第1の区分	1項イ

4.　工事種目

種目	工事概要
建築一式工事	サイクルステーション化改修及びトイレ改修工事一式
機械設備	図示空調、管設備の改修工事一式

5.　猛暑を考慮した工期

猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。

①　作業不能日数：　　3 日間

②　観測地点：環境省が公表する四国地方_徳島_　　徳島　　地点

③　気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する四国地方_徳島_　　徳島　　地点における WBGT値が３１以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。））が①の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

④　作業不能日数の計算は「営繕工事における猛暑および熱中症対策に係る試行要領（案）」による。

6.　その他

本工事は、資材価格高騰に対する特例措置について（令和4.12.9建設第686号）に基づく特例措置の対象工事である。

Ⅱ．営繕工事共通仕様書

1.　適用基準

図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。

- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）　令和4年版（以下「標仕」という。）
- 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）　令和4年版
- 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）　令和4年版
- 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）　令和4年版（以下「改標仕」という。）
- 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）　令和4年版
- 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）　令和4年版
- 木造建築工事標準仕様書　令和4年版
- 建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）・同解説　令和5年版
- 建築工事標準詳細図　令和4年版（以下「標準図」という。）
- 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）　令和4年版
- 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）　令和4年版
- 敷地調査共通仕様書　令和4年版

また、次の図書（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）を参考とする。

- 建築工事監理指針　令和4年版（以下「監理指針」という。）
- 建築改修工事監理指針　令和4年版
- 電気設備工事監理指針　令和4年版
- 機械設備工事監理指針　令和4年版

2.　優先順位

設計図書の優先順位は、次の順とする。

①　質問回答書（②から⑤に対するもの）

②　補足説明書

③　特記仕様書（営繕工事共通仕様書を含む）

④　図面

⑤　公共建築工事標準仕様書等

3.　工事実績データの登録

①　受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅんエ・訂正時に、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。

受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。

- 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
- しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
- 訂正時は、適宜とする。

なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。

②　受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。

なお、変更時としゅん工時の間が14日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

4.　工程表

受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後14日（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）以内に提出すること。

5.　工事の着手

受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。

なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日（特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあっては、その日）をいう。

6.　施工計画書等

①　施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員の承諾を受けること。

②　上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。

③　施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。

7.　下請負人の選定

①　受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額（設計金額）が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。

②　受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。（なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和58年1月18日徳島県告示第50号）第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。）

③　受注者は、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。

8.　施工体制台帳及び施工体系図

①　施工体制台帳の作成

受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書（以下「施工体制台帳」という。）を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。

②　施工体系図の作成及び掲示

受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、各下請負者の施 工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

③　警備業者の記載

受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

④　運搬業者の記載

受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

⑤　施工体制台帳及び施工体系図の提出

受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。

⑥　再下請負通知書を提出する旨の書面の掲示

受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

9.　電気保安技術者等

①　電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。

- 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。
- 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。

②　工事用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。

10.　施工中の安全確保

①　工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。

②　工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。

③　工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと

④　工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年9月2日付け国土交通省告示第496号）、建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月12日 建設省建経発第3号、平成14年5月30日改正）その他関係法令に従い適切に処理すること。

⑤　受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。

⑥　地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。

⑦　受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。

⑧　受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。

⑨　受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。

⑩　受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。

⑪　受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置等）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。

⑫　休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。

⑬　受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」（自由様式）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。

⑭　受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。

⑮　仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。

⑯　上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階（天井）のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。

⑰　受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある巾木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。

⑱　作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リスクと対応方法について監督員と協議すること。

⑲ 既設配管等を破損させた場合の停電、断水等の影響範囲及び破損防止のための対策について関係者と協議すること。

⑳ 事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日を施設管理者と協議すること。

㉑ 給水管近傍の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水バルブの止水状況を確認するとともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移設について協議すること。

㉒ 受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

11．撤去時の資機材残置の防止

足場撤去の際は、工事箇所周辺に資機材が残っていないか点検したうえで、撤去を行うこと。

12．交通安全管理

① 輸送災害の防止

受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。

② 過積載による違法運行の防止

受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。

- 積載重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと
- さし枠装備車、不表示車は使用しないこと
- 過積載車両、さし枠装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと
- 建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと
- 過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある

13．発生材の処理等

① 発生材の処理等は、次により適正に行う。

1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。

2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。

3) 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。

4) 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。

5) 解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。

6) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。

7) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調書（様式3）、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。

② アスベスト

1) 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。

既存の分析調査結果の貸与　　（　あり　・　なし　）

2) 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）1.5.1及び関係法令により行うこと。

- 事前調査は、建築物石綿含有建材調査者（特定、一般）、又はこれと同等の能力を有する者が行うこと。

※同等の能力を有する者とは、（一社）日本アスベスト調査診断協会に令和5年9月30日までに登録されたものをいう。

- 発注者の指示により、分析によるアスベスト調査を行う場合の費用については、監督員との協議による。

その場合の分析方法は、JIS A 1481-1によること。

- 結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。
- 調査結果は3年間保存すること。
- 調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。

3) 表示、掲示は次のとおり行うこと。

- 事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。
- 「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。
- 作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。
- 喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。

③ 建設リサイクル法通知済証の掲示

受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。

④ 資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対応は、以下のとおり行うこと。

1) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第8条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。

2) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係るの促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。

3) 受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）すること。

4) 受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。

5) 受注者は、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。

6) 受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。

7) 受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、バージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。

⑤ 受領書の交付

受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

⑥ 再生資源利用促進計画書を作成する上での確認事項等

受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

⑦ 建設発生土の運搬を行う者に対する通知

受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするとき、特記に土工事の記載 がある場合は「建設発生土の処理」に定められた事項等（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と、前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

⑧ 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。

また、その受領書の写しを工事完成後5年間保存しなければならない。

⑨ 建設発生土の最終搬出先の記録・保存

受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画書に記載した搬出先から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに搬出先の名称や所在地、搬出量等を記録した書面を作成し、保存すること。さらに、他の搬出先へ搬出されたときも同様である。

ただし、以下の(1)～(3)に搬出された場合は、最終搬出先の確認は不要である。

（1） 国又は地方公共団体が管理する場所（当該管理者が受領書を交付するもの）

（2） 他の建設現場で利用する場合

（3） ストックヤード運営事業者登録規程により国に登録されたストックヤード

14．材料・製品等

① 本工事に使用する建築材料、設備機材等（以下「建材等」という）は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。

② 受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿による」と記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿（最新版）」及び「設備機材等評価名簿（最新版）」記載品を指すものとする。

③ 県産木材の原則使用

1) 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。

2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。

（a） 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材

（b） (a)以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材

3) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。

4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証証 明書」の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。

5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難い場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。

④ 製材等（製材、集成材、合板、単板積層材）、フローリング、再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板）については、合法性に係る確認（「産地認証」及び「品質認証」を含む。）が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月 1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、 平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。

⑤ 標仕等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、 監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。

⑥ 県内産資材の原則使用

1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、 原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、 特段の理由がある場合はこの限りでない。

2) 受注者は、木材以外の建設資材について、県内産資材であることの別を施工計画書に記載するものとする。また、請負代金額が500万円以上の工事について、 県内産資材以外の資材を使用する場合は、 県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、 承諾を得なければならない。

県内産資材（次のいずれかに該当するもの）
- 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品
- 徳島県内の工場で加工、製造された製品

（注）
- 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品（二次製品）であれば県内産資材として取り扱う。
- 県内企業が県外に立地した工場（自社工場）で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。
- 公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。

⑦ 県内企業調達建材等の優先使用

受注者は、 徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等（以下、「県内企業調達建材等」という。）を優先して使用するよう努めなければならない。また、県内企業調達建材等の別を工種別施工計画書に記載するものとする。

なお、 県内企業調達建材等以外を使用する場合は、 県内企業調達建材等を使用しない理由を工種別施工計画書に記載し、監督員の承諾を得なければならない。

⑧ 県内産再生砕石の原則使用

受注者は、 再生砕石を使用する場合、 県内の再資源化施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に基づく許可を有する施設（同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可において同じ。））で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。

⑨ アスファルト舗装の材料

受注者は、加熱アスファルト混合物を使用するときは、原則として、「徳島県土木工事用生アスファルト合材の品質審査要綱」に基づき工場認定を受けた県内の工場から出荷された合材を原則として使用しなければならない。

⑩ 認定リサイクル製品の使用

受注者は、「徳島県リサイクル認定制度」に基づく徳島県認定リサイクル製品の使用を積極的に推進するものとする。

徳島県認定リサイクル製品を使用した場合、受注者は工事完了までに「徳島県認定リサイクル製品等使用実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。

15．化学物質を発散する建築材料等

本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の①から⑤を満たすものとする。

① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

② 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

③ 接着剤は、フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－2－エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

④ 塗料（塗り床を含む）は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

⑤ ①、③及び④の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

16. 施工

① 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標仕記載の「疑義に対する協議等」による。

② 工事現場に監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は営繕課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。

③ 品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。

④ 施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。

⑤ 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。

⑥ 設計図書（各施工計画書を含む）に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。

⑦ 試験等によらなければ確認できない工事（製品）については、試験等計画書（施工計画書に記載）を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。

17. 建設機械等

① 排出ガス対策型建設機械
本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3.10.8 建設省経機発第249号 最終改正 平成14.4.1国総施第225号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。

② 低騒音・低振動型建設機械
本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示 平成13年4月9日改正）」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。

③ 特定自主検査
本工事で使用する建設機械（労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械）は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書（検査記録表）の写しを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。

④ 不正軽油の使用禁止
受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法（昭和 25年法律第226号）に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。
また、受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。

18. 遠隔臨場の試行

① 受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千万円未満の場合において、遠隔臨場の実施を希望する場合は、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施することができる。

② 受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千万円以上の場合において、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施しなければならない。

19. 工事看板等

① 工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。

② 受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を購入した場合、受注者は、工事完了までに「任意仮設における県内産木材購入実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。

③ 受注者は、監督員から渡される「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するポスター」を現場関係者が見やすい場所に掲げるとともに、掲示状況を工事写真として提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- 区画線工事、舗装工事、標識設置工事、照明灯工事
- 当初請負金額が200万円未満の工事

20. 仮設トイレ

受注者は仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。

① 当初請負対象金額（設計金額）1千万円未満の工事
原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（洋式トイレ）」を設置しなければならない。

② 当初請負対象金額（設計金額）1千万円以上3千万円未満の工事
原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。

③ 当初請負対象金額（設計金額）3千万円以上の工事
原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。

受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

（注）洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。

（注）快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

21. 設計変更箇所確認

設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。

22. 工事検査及び技術検査

① 次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。

当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事
3千万円未満	ー	1回
3千万円以上5千万円未満	ー	2回
5千万円以上1億円未満	1回	2回
1億円以上	2回	3回

（注）低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。

（注）一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。

② 中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、締結後速やかに監督員と協議すること。

③ 中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。

④ 基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間を実施する。

⑤ 外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施にて監督員と協議すること。

23. 完成図等

① 電子納品：対象

② 受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品（以下「電子納品」とすること。

③ 提出書類
- 竣工図（製本3部、電子データ2部）（サイズ：監督員の指示による）
- 工事写真（電子データ2部）
- 使用材料一覧表（竣工図表紙裏面に貼付、電子データ2部）
- 保全に関する資料
- その他監督員が指示する図書（必要部数）

④ しゅん工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。しゅん工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及リジナル形式をCD-R等に保存する。

⑤ 工事写真の電子データは完成写真、着手前、資機材、施工状況の順に整理する。完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部出来形が写真で的確に確認できること。

⑥ 工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。

⑦ 工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。

⑧ 既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は竣工図に反映させること。

24. デジタル工事写真の小黒板情報電子化

① 受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以下「対象工事」という。）とすることができる。

② 対象工事は、徳島県CALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について（県土整備部）」に記載された全ての内容を適用することとする。

25. 火災保険

本工事の着手に際し、火災保険等（火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。））を請負額に応じて付保する。（標準請負契約約款 第55条）

① 対象物
工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）について付保する。

② 付保除外工事
次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。
・杭及び基礎工事　・コンクリート躯体工事　・屋外付帯工事　・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合（外壁補修工事等）

③ 付保する時期及び金額
鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。

④ 保険終期
工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。

⑤ その他
- 付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。
- 建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。

26. 公共事業労務費調査

① 当初請負対象金額（設計金額）が税込1,000万円以上の工事において、公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

② 調査票等を提出した事業者を調査団体が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

③ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。

④ 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む）が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

27. 暴力団からの不当要求又は工事妨害の排除

① 受注者は、工事の施工に関し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合（②に規定する場合は、下請負人から報告があったとき）には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。

② 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けしなければならない。

③ 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

④ 受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合 は、「徳島県公共工事標準請負約款」（以下「約款」という。）第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。

⑤ 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

⑥ 受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。

28 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、監督員が指示した場合及び建設工事事故データベースシステムの登録対象となる事故の場合、監督員が定めた期日までに、事故報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、事故に関する情報を登録する。

Ⅲ．建築改修工事特記仕様書
1章　　改修一般共通事項

1.　施工条件

施工条件は次による。

① 本工事は施設を使用しながらの工事になるため，工程については，施設管理者と協議の上決定すること.

② 施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業は平日の授業中は原則施工できない。また、休日においても施設管理者より作業中止の要望がある場合は、作業の中止を行う場合がある。

③ 本工事においては，8時から17時までの間で行うこと.

④ 前面道路は県道であるため，資材搬出入時は、施設管理者と協議し、施設営業時間と搬出入時間を考慮し、障害者用駐車場を利用したり県営駐車場を使用することで建物前面の県道を占有しないようにすること。

⑤ その他の詳細な施工条件については，実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し，適宜相互に日程の調整及び確認を行う.

2.　重要備品等

工事に影響のある範囲内の重要備品等　（　有　・　[無]　）

備品等名称　：

保管場所　：

注意事項　：

3.　施工調査

調査期間

本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。

調査期間は　1　週間とする。切り回し時期については、　施設管理者と協議の上、決定する。

4.　交通誘導警備員

交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に　5　日間配置すること。

① 本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が
（　義務付けられている　・　[義務付けられていない]　）

② 警備員は、延　5　人　（昼　5　人、夜　0　人：うち検定合格警備員　0　人）を見込んでいる。

③ 警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。

④ 配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。

⑤ 受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者（当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）も同様の義務を負う旨を定めなければならない。

⑥ 受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料（勤務伝票の写し）とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。

5.　産業廃棄物の処理

発生材の処理等は、標仕により適切に処理する。

産業廃棄物の種類ごとに次の処分場を指定する。

種類	処分許可業者の会社名 （処分区分）	優良	所在地 処分地	運搬距離 （km）	処分費 （税抜、円）	単位
コンクリート（無筋）	（有）川上組砕石 （中間処分）		徳島市下町本丁92-1 鳴門市瀬戸町明神字中山38-1	12.5	640	t
コンクリート（有筋）	（有）川上組砕石 （中間処分）		徳島市下町本丁92-1 鳴門市瀬戸町明神字中山38-1	12.5	640	t
アスファルト	四国ﾘｻｲｸﾙ（株）☆優良認定業者 （中間処分）	○	名西郡石井町高川原字高川原1696-1 鳴門市瀬戸町明神字馬越26-3	12.6	1,000	t
金属（処分）	（株）後藤商店		徳島市昭和町8丁目27 徳島市昭和町8丁目27	26.7	0	t
ガラス	（財）徳島県環境整備公社（徳島東部）		板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先 板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先	16.7	5,640	t
木材	（有）徳島興産☆優良認定業者	○	徳島市津田海岸町2番90号 徳島市津田海岸町2番90号	28.9	10,000	t
廃プラ	（財）徳島県環境整備公社（徳島東部）		板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先 板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先	16.7	35,000	t
石膏ボード	（有）山一建設		阿波市市場町香美字西原284-1 阿波市市場町香美字西原284-1	46.9	15,000	t
アスベスト含有成形板等	（株）明和ｸﾘｰﾝ		三好市山城町寺野字大休場956 三好市山城町寺野字大休場956	108.0	36,000	m3
廃石綿等	（株）明和ｸﾘｰﾝ		三好市山城町寺野字大休場956 三好市山城町寺野字大休場956	108.0	60,000	m3

6.　室内空気中の化学物質の濃度測定

建物の用途により以下の物質の室内濃度を測定すること。

~~学　　校：ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・パラジクロロベンゼン・スチレン・エチルベンゼン~~

学校以外：ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・スチレン・エチルベンゼン

7.　測定箇所

	測　定　対　象　室	測定箇所数
①		
②	エディスペース	1箇所

8.　測定は、次のいずれかにより行う。

住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価方法基準（平成13年　国土交通省告示第 1347号）第56-3(3)「ロ　測定の方法」において定められた方法

パッシブ型採取機器を用いる方法

9.　パッシブ型採取機器を用いる場合は、次の要領により行う。

① 1）30分間換気

測定対象室のすべての窓及び扉（造り付け家具、押入等の収納部分の扉を含む）を開放し、30分間換気する。

2）5時間閉鎖

② 1）の後、測定対象室の全ての窓及び扉を5時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押入等の収納部分は開放したままとする。

③ 3）測定

イ.　2）の状態のままで測定する。

ロ.　測定時間は、原則として24時間とする。ただし、工程等の都合により24時間測定が行えない場合は、8時間測定とする。

ハ.　測定回数は1回とし、複数回の測定は不要とする。

④ ※ 1)、2)、3)において、換気設備又は空気調和設備は稼働させたままとする。ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。

・ 4）分析

・ 測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取器を分析機関に送付し、濃度を分析する。

5）測定結果の提出

測定後、測定結果を監督員に提出すること。

測定結果が厚生労働省の指針値を超えていた場合は、現場監督員と対応方法について協議すること。

なお、原則として指針値以下であることが確認できるまで、当該室の使用はできないものとする。

10．技能士の適用

① 技能士の適用については、次の技能検定作業（以下、「作業」という。）のうち各工事毎に適用する作業を指定するものとする。

② 技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。

③ 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。

④ 技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。

⑤ 指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

○印・・・・適用作業

工事種目	技能検定職種	技　能　検　定　作　業
仮設	とび	・ とび作業
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業
コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業
型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業
鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業
防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄﾄｰﾁ工法防水工事作業 ・ 改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄ常温粘着工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業
木	建築大工	・ 大工工事作業
屋根及びとい	建築板金	・ 内外装板金作業
	かわらぶき	・ かわらぶき作業
金属	建築板金	・ 内外装板金作業
左官	左官	・ 左官作業
建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業
	サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	・ ガラス工事作業
塗装	塗装	・ 建築塗装作業
内装	内装仕上げ施工	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーペット系床仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業 ・ カーテン工事作業 ・ 木質系床仕上げ工事作業
	表装	・ 表具作業　・ 壁装作業
配管	配管	・ 建築配管作業
植栽	造園	・ 造園工事作業
機械設備	冷凍空気調和機器施工	・ 冷凍空気調和機器施工作業

2章　　改修仮設工事

1.　敷地の状況確認

着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差、地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況を確認し、監督員に報告すること。

2.　ベンチマーク

設計GLの設定は、BM（　　）を±0とし、NGLはBM±（　　）mmとする。ただし、監督員の指示により決定する。

3.　足場等

① 仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準（以下「規格等」という。）に適合するものを使用すること。

1) 労働安全衛生法に基づく構造規格

2) （一社）仮設工業会の認定基準

また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく（一社）仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。

② 労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等（組立から解体までの期間が 60日未満を除く）の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。

届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。

届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。

③ 労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に営繕課指定の足場ﾁｪｯｸﾘｽﾄを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。

④ 外部足場（図示の通り）

・壁つなぎ間隔（水平方向:　m以下、鉛直方向:　m以下）

・足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」（標仕2.2.4）の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2) 手すり据置方式 により行うこと。ただし監督員の承諾を得た場合は、(3) 手すり先行専用足場方式により行うことができる。

⑤ 内部足場（図示の通り）

・壁つなぎ間隔（水平方向:　m以下、鉛直方向:　m以下）

⑥ 仮囲い（図示の通り）

⑦ ゲート（　有　・　[無]　~~図示の通り~~）

⑧ 足場等の設置業者は、関連工事等の関係者に無償で使用させること。また安全管理も実施すること。

⑨ 足場等を無償使用する業者は、設置業者の指示に従うこと。

⑩ 受注者は、つり足場（ゴンドラのつり足場を除く。）、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり 袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。

⑪ 石綿含有仕上塗材が施工された外壁に対する足場繋ぎ用アンカーの下穴穿孔作業については、「石綿等の切断等の作業」及び「石綿取り扱い作業」に該当するため、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第 21号）を遵守し作業を行うこと。

⑫ その他

4.　養生

① 既存部分の養生範囲は図示による。（養生方法:ブルーシート等　　）

② 既存部分の家具等の養生範囲は図示による。（養生方法:ブルーシート等　　）

③ 仮間仕切りは、（ A種　・　[B種]　・　C種　）とする。（養生方法:　　）

5.　監督員事務所

① 監督員事務所は（　　設ける　（面積　　○　　m2程度）・　[設けない]　）

② 監督員事務所を設置する場合、備品は次のものを設置すること。

1) 机、椅子、書棚、製図版、掛時計、温度計、湿度計

2) ゴム長靴、雨がっぱ、保護帽、懐中電灯、安全帯

3) 請負加入電話の子機

4) 衣類ロッカー、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具

5) ﾌｧｸｼﾐﾘ他

6.　工事用用水、電力等

① 既存電力利用（　出来る　・　[出来ない]　）、電力料金（　[有償]　・　無償　）ただし、施設管理者と協議すること。

② 既存用水利用（　出来る　・　[出来ない]　）、電力料金（　[有償]　・　無償　）ただし、施設管理者と協議すること。

7.　工事車両用駐車場資材置場・現場事務所用地等

① 同用地は、（　　図示の場所に　・　[用意していないので業者にて]　）設けること。ただし、施設管理者と協議すること。

② 借地借家料　　円

8.　建設用防護管

① 本工事の建設用防護管は次のとおり見込んでいる。

② なお、防護管施工会社等との協議により変更が生じた場合は別途協議するものとする。

③ また、防護管施工会社から建設用防護管取付サービス料として支払いが完了したことを証明できる書類（領収書、利用明細書等）の受領後、速やかに監督員へ当該書類の写しを提出すること。

品名	数量	備考	設置場所
電線防護	セット	・防護管：5本(3m/本)/セット ・少数点以下第１位切り上げ整数	図示による
縁廻り防護	箇所		図示による
機器防護	基		図示による

3章　　防水改修工事

1.　一般事項

① 保護層、防水層等を撤去した結果、下地等の状況により、設計図書に定められた施工方法によることが不適当な場合は監督員と協議すること。

② 降雨等に対する養生方法は、　（ 上屋シート養生　・　下階天井養生　・　その他（　　）　）　とする。

2.　シーリング

① シーリング材は、JIS A 5758の規格品とする。

② プライマーは、被着体及びシーリングの種類により使い分けること。

③ 監督員に、シーリング材の有効期限が切れていないことの確認を受けること。

④ シーリング面への仕上塗材仕上げ等を（ｲ　行う　・　[行わない]　）。

⑤ 外部に面するシーリング材は、施工に先立ち（　[簡易接着性試験]　・　引張接着性試験　）を行う。
ただし、同じ材料の組合せで実施した試験成績書がある場合は、監督員の承諾を受けて、試験を省略することができる。

⑥ 種類及び施工箇所

記　号	材　質	既　存	施工箇所	改修工法	寸　法	接着試験
SR-1	1成分シリコーン系					
SR-2	2成分シリコーン系		壁・水回り		10*10	簡易
PS-2	ポリサルファイド系					
MS-2	変成シリコーン		サッシ周り他		15*10	簡易
PU-2	ポリウレタン系					

4章　　建具改修工事

1.　一般事項

① 外部に面する建具は、建築基準法施行令及び「屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の基準（昭和46年建設省告示第109号）」に基づき、安全性を確認すること。

② 建具の耐風圧性、気密性、水密性等については、性能を有することを証明する書類を提出し、監督員の承諾をうけること。

③ 外部に面する建具の作業工程は、原則として、方立等の撤去、建具枠の取付け及びガラスのはめ込みまでを1日の作業とする。

④ 施工に先立ち、改修範囲を確認し、設計図書との相違等が有れば、監督員と協議すること。

⑤ 防犯建物部品の適用は、建具表による。

⑥ 防火戸の指定は建具表による。

⑦ 建具見本の製作及び特殊な建具の仮組は、建具表による。

2.　改修工法等

区　分	かぶせ工法	撤去工法
撤去の範囲		図示
既製建具の種類		図示
新設建具の種類		図示
建具周囲の補修工法及び範囲		図示
シーリングの種類		図示
サッシアンカー		図示
養生範囲		図示

3.　ステンレス製建具

表面の仕上げ	曲げ加工の方法
鋼板等:　SUS304鏡面　くつずり:　SUS304	普通曲げ　・　[角出し曲げ]

簡易気密型ドアセットの機密性、水密性は建具表による。

4.　建具用金物

① 金物の種類及び見え掛り部の材質は、改標仕表5.8.1による。

② 金属製建具に使用する丁番は改標仕表5.8.2による。

③ 既製又はこれに準ずる建具の建具金物は、建具製作所の仕様による。

④ 樹脂製建具に使用する丁番は、改標仕表5.8.3による。

⑤ 木製建具に使用する丁番は改標仕表5.8.4による。

⑥ 握り玉及びレバーハンドル、押板類、クレセント等の取付け位置は図示による。

⑦ マスターキーは、製作する　（　　組）。　その他の鍵の制作本数は　（　　組）

5.　自動ドア開閉

①	設置場所	屋外通路ー廊下
	駆動方式	電動
	センサー	赤外線センサー、補助光線センサー
	ドア開閉装置の種類	SSLD-2
	ドアの開閉方式	二重片引き
	防錆の適用	防錆

② 製造所:評価名簿による。

6.　ガラス

①　板ガラス

種　　類	品　　種	厚　さ	備　　考
強化ガラス	JIS R 3206	8mm	

②　外部の網入り硝子等の下辺小口及び縦小口下端の防錆処理を行うこと。

③　ガラス留め材の種類

建具の種類	材　　種	ガラス溝の大きさ
鋼　　製		
アルミニウム製		
ステ ンレ ス製	SR-1　１成分形シリコーン系	建具製造所の仕様による
木　　製		
樹　脂　製		

④　防火設備のガラスとめ材は、防火設備認定品とする。

⑤　ガラスブロック積み

表面形状	呼び寸法	厚さ	力骨の材質・寸法・形状	目地幅の寸法	伸縮目地の位置

⑥　目地部の力骨の補強方法は、ガラスブロック製造所の仕様による。

⑦　壁用金属枠及び補強材を　　（　設ける　・　設けない　）。

⑧　化粧目地モルタルの色　　（　　）

⑨　シーリング材は、改標仕 表3.7.1による。

⑩　金属製化粧カバーの材質は、（　　）製とし、寸法、形状は、図示による。

⑪　工法は、建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施工計画書として提出する。

5章　　内装改修工事

1.　一般事項

①　工事に先立ち、改修部分の隠蔽部の調査を行い、設計図書と照合し、支障があった場合は、速やかに監督員に報告し、指示を受けること。

②　各部の撤去により、下地及び構造躯体にひび割れ及び欠陥部が発見された場合は、速やかに監督員に報告し指示を受けること。

2.　撤去並びに下地補修

各改修工事の仕様は、仕様・仕上げ表による。

①　床改修

既設床仕上げの除去　改標仕6.2.2(1)参照

種　　類	撤去工法	撤去範囲	備　　考
ビニール床シート ビニール床タイルゴム系 床タイル	改標仕6.2.2(1)(ア)による	全面・一部(図示)	部分的な不良箇所に対する指示を記入。 また、木床組の場合、撤去範囲を記入。
合成樹脂塗床	機械的除去工法目荒らし工法 改標仕6.2.2(1)(イ)	同　上	
フローリング張床	改標仕6.2.2(1)(ウ)	同　上	
床タイル	改標仕6.2.2(1)(エ)	同　上	
床組	改標仕6.2.2(1)(オ)	同　上	

コンクリート又はモルタル面の下地処理　改標仕6.2.2(2)参照

下地の状況	下地処理方法	備　考　欄
凹凸部処理	サンダー掛け ポリマーセメントモルタル エポキシ樹脂モルタル	合成樹脂床の場合
欠損部 下地モルタル撤去部	モルタルで補修し乾燥後デッキブラシ等で清掃	塗厚さ及び下地の風化状況により、 モルタル補修が困難な場合は、 カチオン系樹脂モルタル及びノロ等の補修

・改修後の床の清掃範囲は図示する。

②　壁改修

・　コンクリート間仕切り壁　改標仕6.3.2(1)参照

・　間仕切壁撤去に伴う構造体の補修

モルタル塗り　※施工場所は図示による。

塗り厚25mm超の場合の補修を　　（　行う　・　行わない　）

機械等の区分	既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容
油圧クラッシャ使用	
ダイヤモンドカッター使用	
ハンドブレーカー使用	
アグレッシブウォータージェット使用	

・　木製及び軽量鉄骨間仕切り壁　改標仕6.3.2(2)、(3)及び(4)参照

撤　去　区　分	既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容
壁下地を含む全面	
ボード面まで	
ボード面を残し仕上げのみ	

③　天井改修　改標仕6.4.2参照

撤　去　区　分	既存壁取合の補修範囲及び内容
天井下地を含む全面	照明器具による補強が必要な場合は、その内容も記入
ボード面まで	
ボード面を残し仕上げのみ	

・　既存天井面に直接新たな仕上げ材を張付ける。

・　既存天井塗装仕上げ面を塗替を行う。

3.　木工事

①　木材、合板等は、品質、含水率、出荷量等を記録した出荷証明書を監督員に提出する。

含水率は　（　Ａ　・　Ｂ　）　種とする。

②　木材の品質

保存処理木材は、日本農林規格に規定する保存処理の性能区分のうち、K2からK4までの保存処理（JIS K 1570）（木材保存剤）に規定する木材保存剤（ただし、クレオソート油は有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和48年法律第112号）に適合したものとする。）、これと同等の薬剤を用いたK2からK4までの薬剤の浸潤度及び吸収量を確保する工場処理その他これと同等の性能を有する処理をする。）が施されているもの又は認証木材建材（AQマーク表示）として認定された保存処理材を使用するものとする。

4.　床張り用合板等

①　ホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。

ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の普通合板等を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

②　普通合板

施工箇所	品名	厚さ(mm)	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理	備考
便所床		5.5	ラワン	1類	2等以上		
エディスペース		3	ラワン	1類	2級以上		

③　構造用合板

施工箇所	品名	厚さ(mm)	等級	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	保存処理	有効断面係数比	防虫処理	強度等級	備考
エディスペース		12	2級	針葉樹	特類	C-D					

④　パーティクルボード

施工箇所	厚さ(mm)	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	接着剤による区分	耐水性による区分	難燃性による区分	備考

⑤　構造用パネル

施工箇所	品名	寸法 (mm)	等級	備考

5.　諸金物等

①　下地材及び造作材の釘は、JIS A 5508の規格品とする。

②　木ねじはJIS B 1112（十字穴付き木ねじ）又はJIS B 1135の規格品とする。

③　かすがい、座金、箱金物、短ざく金物等は図示により、図示のもの以外は標仕によるが、補助として、日本建築学会建築工事標準仕様書を適用する。

④　防腐処理に用いる木材保存剤は人体への安全性及び環境について配慮した表面処理用木材保存剤（（社）日本木材保存協会の認定薬剤等とする。）とし、2回塗りとする。

⑤　防蟻処理は、（社）日本木材保存協会及び（社）日本しろあり対策協会の認定品とし、2回塗り又は吹き付けとし、次の表の箇所及び部分に行うものとする。

防蟻処理の施工箇所及び施工部分の名称	塗り面
土台、　火打土台、　大引き、　1階根太受け、　大引き・根太受け床束等	全　面
大壁造りの土台上端より、　1m以内の部分にある柱、　間柱、　筋違、　窓台等	全　面
真壁造りの土台上端より、　30cm以内の部分にある柱、　間柱、　筋違等	全　面
土台上端より、　1m以内の部分にあるモルタル塗ラス張り下地板	全　面
1階窓台等	全　面

⑥　木材の防腐・防蟻処理は工場において　（　加圧処理法　・　拡散処理法　・　浸積処理法　）　により行い、十分乾燥した後に現場へ搬入すること。

適用部材　（　　）。　保存処理性能区分　（ K1　K2　K3　K4　K5 ）。

ただし、現場における加工が生じた場合には、加工した箇所に対し、現場にて木材保存剤を塗布することとする。

また、工場で処理した木材を使用する場合は、次によること。

(1)　各種製材のJAS1083の保存処理の性能区分K2からK4までの区分によるものを使用する。

(2)　JIS A 9108（土台用加圧式防腐処理木材）によるものを使用する。

(3)　人体への安全性及び環境への影響について配慮され、かつ、JIS K 1570（木材保存剤）又は日本木材保存協会規格による加圧注入用木材防腐剤を用いて、JIS A 9002（木材の加圧式保存処理方法）による加圧式保存処理を行ったものを使用する。

(4)　防腐・防蟻に有効な薬剤が混入された接着剤を使用する場合等は、特記による。

(5)　認証木材建材（AQマーク表示品）として認証された保存処理材を使用する。

⑦　木材保存（防腐・防蟻処理）剤は監督員の承諾するものとする。

⑧　継手、仕口、取付け方法等は図示により、図示のもの以外は標仕によるが、補助として日本建築学会建築工事標準仕様書を適用する。

⑨　製材等（製材、集成材、合板、単板積層材）、フローリング、再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板）については、合法性に係る確認（「産地認証」及び「品質認証」を含む。）が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場 合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18.2.15）」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。

6.　軽量鉄骨壁下地
① JIS A 6517の規格品とする。
② スタッド、ランナ等の種類は、　（　65　型）とし、改標仕表6.7.1による。
③ 出入口及びこれに準ずる開口部の補強は　（　改標仕6.7.4(5)による　・　）
④ ダクト類の開口部の補強にあたり、取付け強度を必要とする場合は、監督職員との協議による。

7.　軽量鉄骨天井下地
① JIS A 6517の規格品とする。
② 野縁等の種類は、屋内19型、屋外25型とし、改標仕表6.6.1による。
③ 耐震性を考慮した補強及び屋外の軒天、ピロティー天井等における耐風圧性を考慮した補強は、図示による。
④ 既存の埋め込みインサートの使用は、改標仕6.6.4(1)(ウ)による引き抜き試験を行い、強度を確認したうえ使用すること。
⑤ 建築基準法に基づき定められた区分等
基準風速Vo=(　　)m/s
地表面粗度区分(　Ⅰ　・　Ⅱ　・　Ⅲ　・　Ⅳ　)
積雪区分　建設省告示第1455号　別表(　　)
⑥ 屋外の野縁受け、つりボルト及びインサート、野縁の間隔は図示による。
⑦ ダクト等によって、つりボルトの間隔が900mmを超える場合の、補強方法は図示による。
⑧ 天井のふところが3m以上の箇所の補強方法は図示による。
⑨ 天井下地材における耐震性を考慮した補強方法は図示による。
⑩ 屋外の軒、ピロティ等の天井における耐風圧性を考慮した補強は図示による。

8.　ビニル床シート張り(JIS A 5705)、ビニル床タイル張り(JIS A 5705)、及びゴム床タイル張り

材質	種類・記号		色柄	厚さ	幅木			接着剤	施工箇所	備考
					材質	厚さ	高さ			
塩ビシート	複層	ＦＳ	マープル	2	メタル	2	60	エポキシ		HL仕上

6章　塗装改修工事

1.　一般事項
① 防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする。
② 塗料はホルマリン不検出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする。
③ ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた塗料のホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。
ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

2.　合成樹脂調合ペイント塗り(SOP)

区　分	種　別		下地調整 (新規面は素地ごしらえ)	さび止め塗料		備考
	屋外	屋内		屋外	屋内	
木部		B種	ＲＢ種			
鋼製建具		B種	ＲＢ種		C種	

3.　合成樹脂エマルションペイント塗料(EP)

区　分	種　別	下地調整 (新規面は素地ごしらえ)	備考
ボード面	B種	A種	

4.　ペイント文字表記　アクリルシリコン樹脂塗料

区　分	下地調整 (新規面は素地ごしらえ)	備　考	
床面	メーカー仕様	CYCLE PARKING（文字高250）	

7章　ユニット及びその他の工事

1. トイレブース

表面材の種類	脚部	ドアエッジ	
	形状	形状	材質
メラミン化粧板	ステンレス巾木	中心吊(R)	アルミ

◎非常時外開き機能付きとする。
◎製作所：評価名簿による。
◎トイレブースのパネルの材料のホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする.
ただし,正当な理由により確保が困難である場合等,ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆のトイレブース
のパネルを使用できない場合は,監督員と協議するものとし,監督員の承諾を得るものとする.

2.　サイン
◎幅＊高さ(mm)　200*200　平付
材質　・ベース：樹脂成形品シルバー塗装仕上
・表示基板：SUS t=0.5 HL仕上
・表示：カッティングシート貼り
・標準案内用図記号(JIS規格)

3. コートフック
◎チタン合金製　耐荷重12kg　同程度品

4. モップ掛け
◎ステンレス鋼製フック　耐荷重15kg　同程度品

5. 大型鏡
◎大型鏡　中央部フロスト加工　1200*600

6. 家具
◎合板, MDF及びパーティクルボードのホルムアルデヒドの放散量は, F☆☆☆☆とする.
ただし, 正当な理由により確保が困難である場合等, ホルムアルデヒドの放散量が, F☆☆☆☆の合板, ・
MDF及びパーティクルボードを使用できない場合には, 監督員と協議するものとし, 監督員の承諾を得るものとする。

7. 洗面カウンター
◎材種　天板：メラミンポストフォーム　扉：ポリ合板フラッシュ　奥行き　550mm

8. 多目的テーブル
◎材種　天板、棚板：メラミン化粧板張り(芯材ラワン合板)　支柱：集成材150×40　UC
幅3980×奥行き2000×高さ1000mm

9. 受付カウンター
◎材種　天板、棚板：メラミン化粧板張り(芯材ラワン合板)　見え掛かり部：メラミン化粧板
幅2318×奥行き600×高さ1050mm

10. パンフレット棚
◎材種　天板、本体：メラミン化粧PFボード　棚板：ポリ合板
幅760×奥行き140×高さ1050mm×6台

11. 掲示板
◎材種　木枠：集成材　本体：掲示板クロス貼(マグネット対応)
幅3000×奥行き65×高さ950mm

12. 掃除具入　棚板
◎材種　ポリ合板フラッシュ　640×300

13. 不燃ルーバー
◎嵌合式直付タイプ(天井)
幅30mm×高さ100mm
不燃材料認定品(アルミ基材のうえ表面シート貼り)

14. サイクルスタンド
◎アルミサイクルスタンド　Pタイプ　耐荷重150kg　重量8kg　最大7台駐輪可能
幅1900mm×奥行920mm×高さ1100mm　アンカーボルトM10×4固定　同程度品

◎ステンレス製独立式スタンド　小
W94mm×D434mm×H223mm　アンカーボルト(ステンレスM8×2)固定　同程度品

15. 段差プレート
◎材質：ポリプロピレン　耐荷重：10t未満
幅600mm×奥行270mm×高さ100mm　アンカーボルトφ6　L=35mm固定　同程度品

■支障物件について

◎受注者は、工事の施工箇所及び周辺にある地上地下の既設構造物について、工事（仮囲い等仮設材設置を含む ）着手までに調査を行い「支障物件確認書」を監督員の確認を受けてから、工事着手すること。

◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。

◎受注者は、工事個所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担で補修又は補償すること。

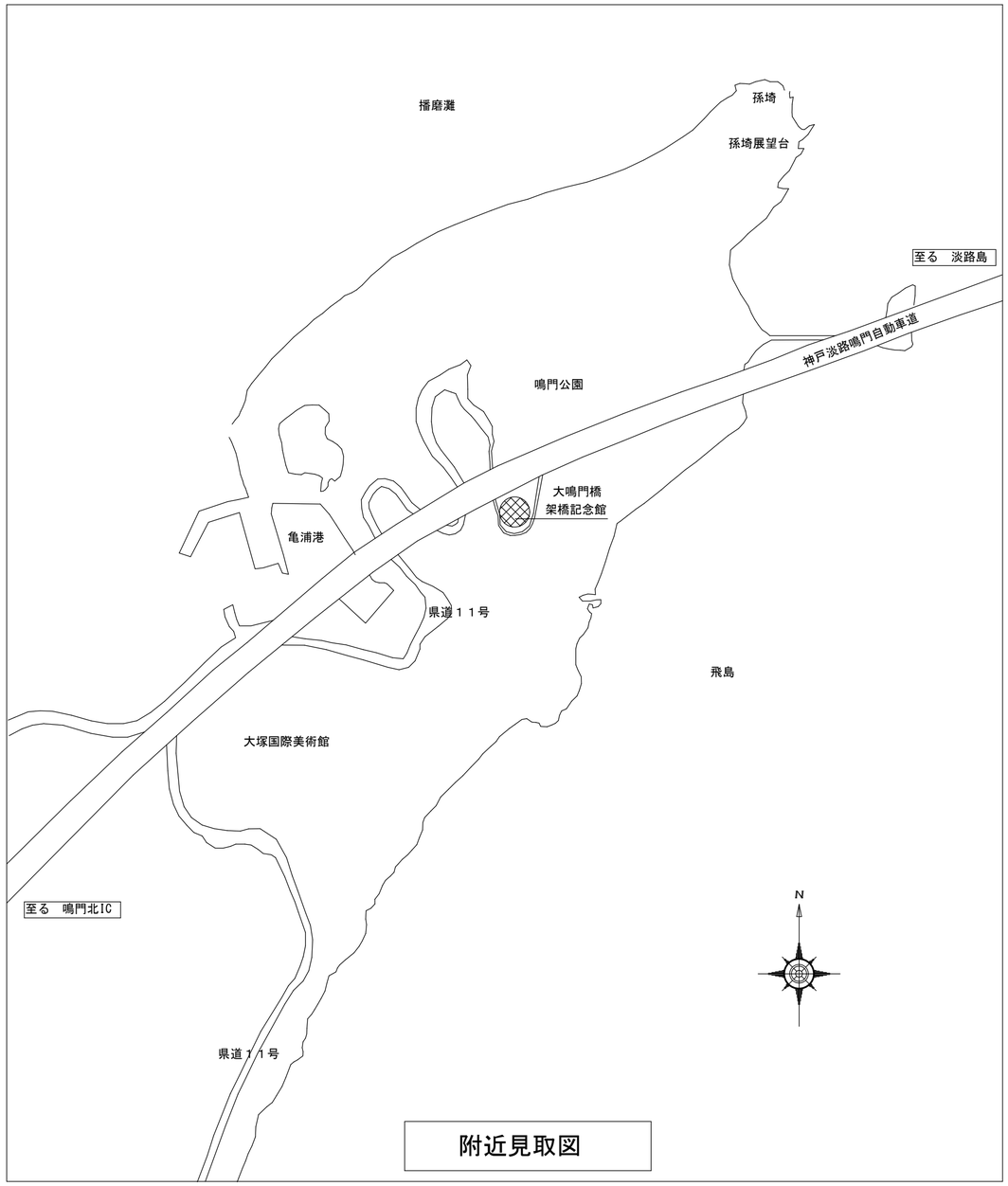

附近見取図

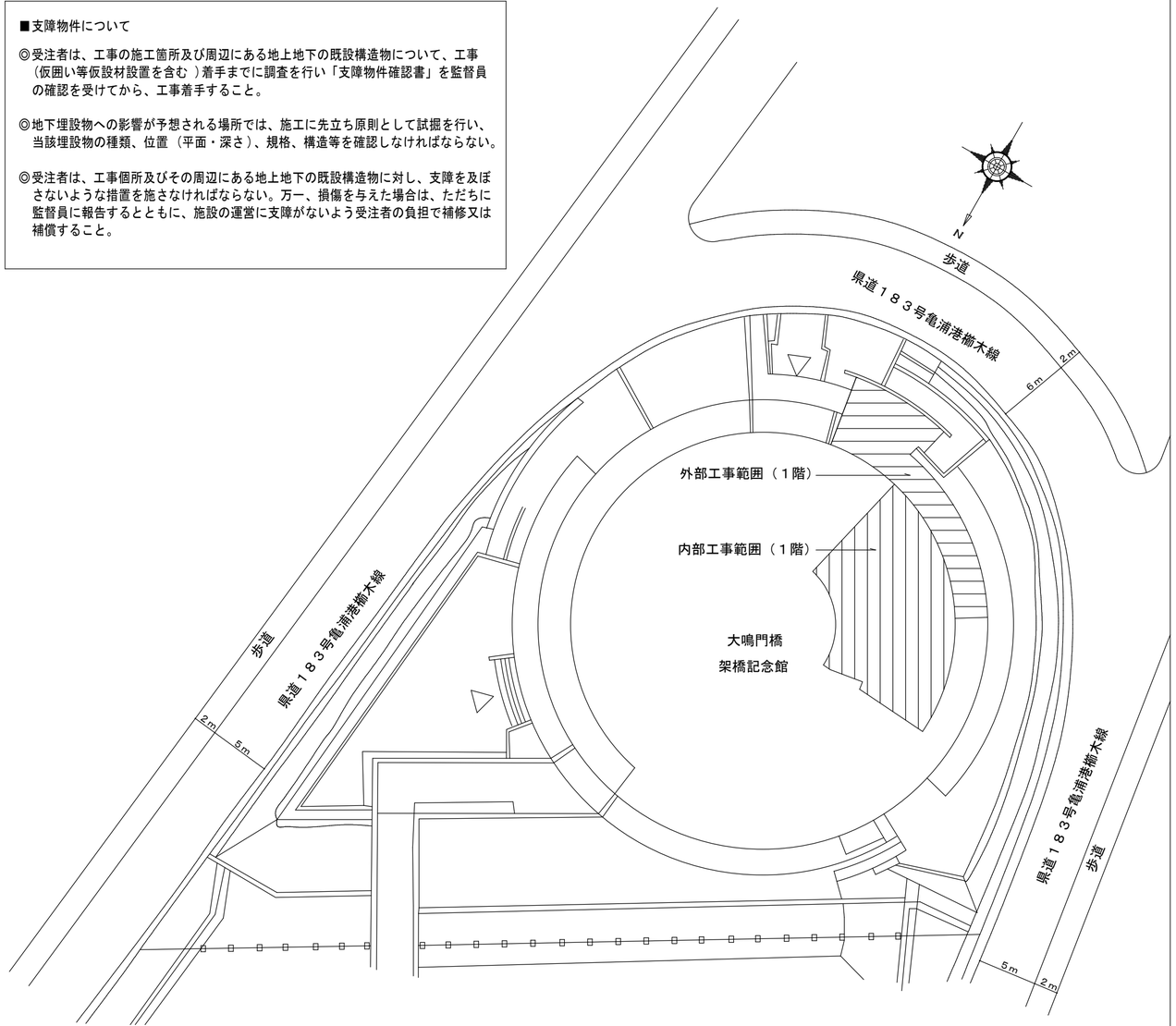

配置図　　1:300

	徳島県県土整備部営繕課	鎌倉建築設計事務所 徳島県吉野川市鴨島町鴨島乙８８８－３ 管理建築士１級１９８８２８号　鎌倉和敏		設計年月日 2023.03 縮尺 (A2) 1:300 (A3) 1:424	工事名称 Ｒ７営繕　大鳴門橋架橋記念館　鳴・鳴門　内部改修工事建築 図面名称 附近見取図・配置図・支障物件図	図面番号 A ―― ０１

仕　上　表　　改　修　前

階	室　名	床	巾　木	壁	天　井	CH	廻縁	備　考
		下地						
1	外部通路	１００角磁器質タイル貼り	特殊タイル	特殊タイル貼り	ケイカル板 t6 目透かし張吹付タイル	2,910		
		モルタル下地		モルタル下地	LGS下地	～2,940		
1	エディスペース	タイルカーペット t6.5撤去	ビニル巾木撤去	ビニルクロス貼り撤去	岩綿吸音板 t9撤去	2,500	塩ビコ型撤去	開口３方枠木製SOP　1箇所撤去
		モルタル下地	H=100	モルタル下地	石膏ボード t9.5 捨張り撤去			天井点検口撤去
				北面石膏ボード下地	LGS下地撤去			
1	男子便所	25角モザイクタイル貼り撤去	－	100角カラータイル貼り一部撤去	ケイカル板 t6 目透かし張り VP撤去	2,400	塩ビコ型撤去	トイレブース：テラゾー撤去
		アスファルト防水・押えコンクリート下地		モルタル下地	LGS下地撤去			面台：ステンレス
								床下点検口撤去
								天井点検口撤去
1	女子便所	25角モザイクタイル貼り撤去	－	100角カラータイル貼り一部撤去	ケイカル板 t6 目透かし張り VP撤去	2,400	塩ビコ型撤去	トイレブース：テラゾー撤去
		アスファルト防水・押えコンクリート下地		モルタル下地	LGS下地撤去			天井点検口撤去
								床下点検口撤去
1	オストメイト室 （改修なし）	長尺塩ビシート張り	－	100角カラータイル貼り	ケイカル板 t6 目透かし張り VP	2,315	塩ビコ型	面台：ポストフォーム
		アスファルト防水・押えコンクリート下地		モルタル下地	LGS下地			床下点検口
			一部SUS巾木	一部メラミン化粧板張り				
1	身障者便所	25角モザイクタイル貼り撤去	－	100角カラータイル貼り	ケイカル板 t6 目透かし張り VP撤去	2,315	塩ビコ型撤去	SUS手摺撤去
		アスファルト防水・押えコンクリート下地		モルタル下地	LGS下地撤去			天井点検口撤去
1	便所前室	長尺塩ビシート張り撤去	ビニル巾木撤去	多彩模様吹付	ヒル石吹付	2,400	塩ビコ型	
		モルタル下地	H=100	モルタル下地	石膏ボード t9 寒冷紗パテ処理			

仕　上　表　　改　修　後

階	室　名	床	巾　木	壁	天　井	CH	廻縁	備　考
		下地						
1	外部通路	溶剤形アクリルシリコン樹脂系塗床	既存巾木	既存壁	既存天井	既存		サイクルスタンド新設
		既存タイル床洗浄						
1	エディスペース	ケレンの上、防滑薄塗型床材t=1.5	ビニル巾木	ビニルクロス貼り替え	EP塗装　（黒色）	2,500	塩ビ　コ型	開口３方枠 木製SOP塗り替え
			H=100	既存壁下地処理	GB-R t12.5			天井点検口新設
		ケレンの上		一部LGS下地GB-R t12.5 2重張り下地	不燃ルーバー30X100設置			150インチ相当マルチモニタ（別工事）
		複層ビニル床タイルt3.0 張り（木目調）		(ﾓﾆﾀｰ取り付け部は構造用合板t12下地)	（木目調）			受付カウンター、ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄ棚新設
								多目的テーブル新設
1	男子便所	長尺塩ビシートt2.0 張り	メタル巾木	メラミン化粧板t3 張り	GB-R t12.5 岩綿吸音板 t9	2,350	塩ビ　コ型	ブース:ﾒﾗﾐﾝ化粧板張り新設
		ﾗﾜﾝ合板T1t5.5下地	H=60	既存タイル下地	LGS下地新設吊ボルトは既存使用			洗面化粧台新設　面台：既存面台
		ﾊﾟﾗﾌｨﾝ処理ﾊﾟｰﾃｨｸﾙﾎﾞｰﾄﾞ20mm		曲面部分ﾗﾜﾝ合板T1 t3下地にて多角形面化				大型鏡（中央ﾌﾛｽﾄ加工）新設
		ＯＡフロアー		壁ふかし部分GB-S t12.5下地				床下点検口蓋新設
				小便器前面台：既存面台				天井点検口新設
1	女子便所	長尺塩ビシートt2.0 張り	メタル巾木	メラミン化粧板t3 張り	GB-R t12.5 岩綿吸音板 t9	2,350	塩ビ　コ型	ブース:ﾒﾗﾐﾝ化粧板張り新設
		ﾗﾜﾝ合板T1t5.5下地	H=60	既存タイル下地	LGS下地新設吊ボルトは既存使用			洗面化粧台新設
		ﾊﾟﾗﾌｨﾝ処理ﾊﾟｰﾃｨｸﾙﾎﾞｰﾄﾞ20mm		曲面部分ﾗﾜﾝ合板T1 t3下地にて多角形面化				大型鏡（中央ﾌﾛｽﾄ加工）新設
		ＯＡフロアー		壁ふかし部分GB-S t12.5下地				床下点検口蓋新設
								天井点検口新設
1	オストメイト室 （改修なし）	既存床	既存巾木	既存壁	既存天井	既存	既存	
1	身障者便所	長尺塩ビシートt2.0 張り	メタル巾木	メラミン化粧板t3 張り	GB-R t12.5 岩綿吸音板 t9	2,315	塩ビ　コ型	衛生器具（設備工事）
		モルタル下地	H=60	既存タイル下地	LGS下地新設吊ボルトは既存使用			ベビーシート(設備工事)
								天井点検口新設
1	便所前室	長尺塩ビシートt2.0張り	ビニル巾木	既存壁	既存天井	2,400	既存	
		既存モルタル下地	H=100					

	徳島県県土整備部営繕課	鎌倉建築設計事務所 徳島県吉野川市鴨島町鴨島乙８８８－３ 管理建築士１級１９８８２８号　鎌倉和敏		設計年月日 2023.03	工事名称 Ｒ７営繕　大鳴門橋架橋記念館　鳴・鳴門　内部改修工事建築
				縮 尺	図面名称 仕　上　表

図面番号
Ａ ―― ０２

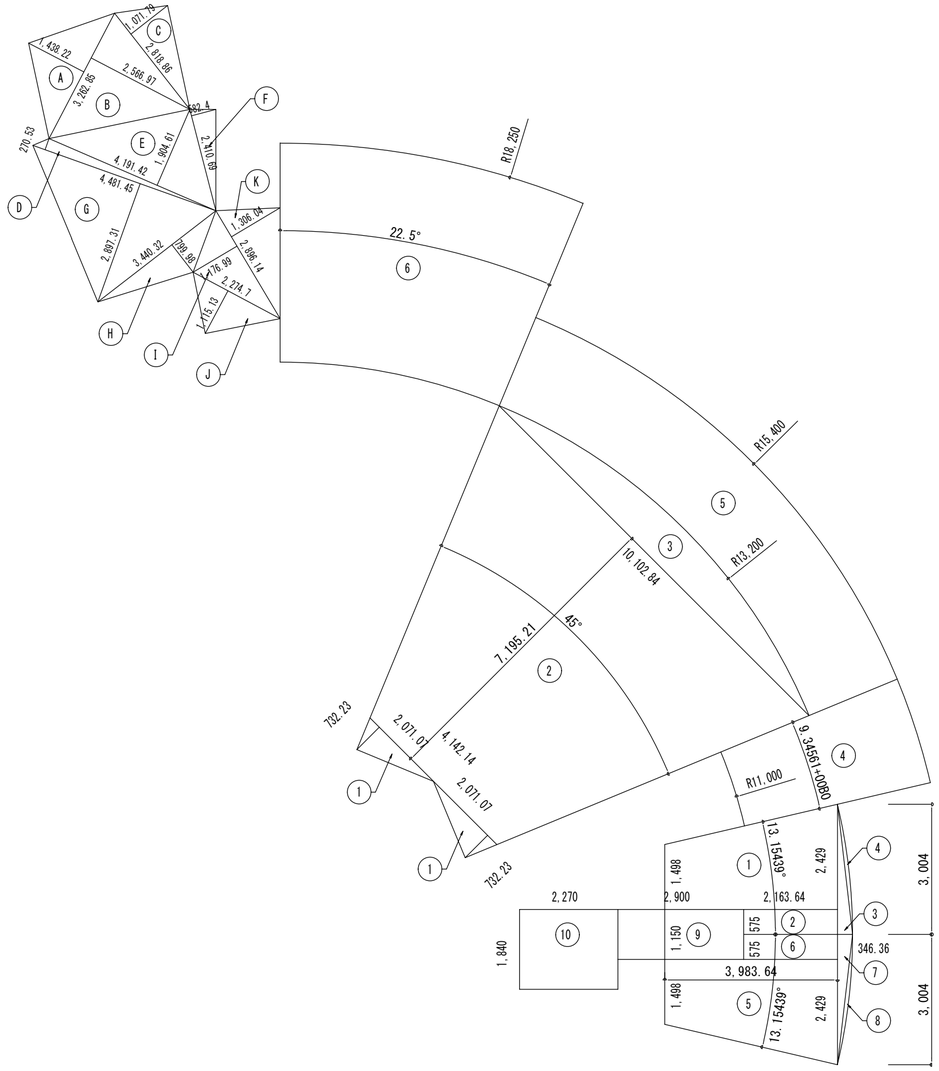

N

1階　求積図　1:100

荷降ろしスペース　面　積　表

A	3.26285 × 1.43822 × 1/2 = 2.3463	
B	3.26285 × 2.56697 × 1/2 = 4.1878	
C	2.81886 × 1.07179 × 1/2 = 1.5106	
D	4.48145 × 0.27053 × 1/2 = 0.6061	
E	4.19142 × 1.90461 × 1/2 = 3.9915	
F	2.41069 × 0.58240 × 1/2 = 0.7019	
G	4.48145 × 2.89731 × 1/2 = 6.4920	
H	3.44032 × 0.79998 × 1/2 = 1.3760	
I	2.89614 × 1.17699 × 1/2 = 1.7043	
J	2.27470 × 1.11513 × 1/2 = 1.2682	
K	2.89614 × 1.30604 × 1/2 = 1.8912	26.0759 ㎡

面　積　表

	エディスペース	
1	2.07107 × 0.73223 = 1.5164	
2	(4.14214 + 10.10284) × 7.19521 × 1/2 = 51.2478	
3	1/2 ×(13.2)^2 ×(45/180π-sin45/180π) = 6.8207	59.5849 ㎡
	エディスペース連絡廊下	
4	{(15.4)^2 π -(11.0)^2 π} ×9.34561/360 = 9.4735	9.4735 ㎡
	エディスペース屋外	
5	{(15.4)^2 π -(13.2)^2 π} ×45/360 = 24.7086	
6	{(18.25)^2 π -(13.2)^2 π} ×22.5/360 = 31.1847	55.8933 ㎡
	1階男子便所	
1	(1.498 + 2.429) × 3.98364 × 1/2 = 7.8218	
2	2.16364 × 0.575 = 1.2440	
3	3.004 × 0.34636 × 1/2 = 0.5202	
4	1/2 ×(13.2)^2 ×(13.15439/180π-sin13.15439/180π) = 0.1752	9.7612 ㎡
	1階女子便所	
5	(1.498 + 2.429) × 3.98364 × 1/2 = 7.8218	
6	2.16364 × 0.575 = 1.2440	
7	3.004 × 0.34636 × 1/2 = 0.5202	
8	1/2 ×(13.2)^2 ×(13.15439/180π-sin13.15439/180π) = 0.1752	9.7612 ㎡
	1階便所前室	
9	2.9 × 1.15 = 3.335	3.335 ㎡
	1階身障者便所	
10	2.27 × 1.84 = 4.1768	4.1768 ㎡

	徳島県県土整備部営繕課	鎌倉建築設計事務所 徳島県吉野川市鴨島町鴨島乙８８８－３ 管理建築士１級１９８８２８号　鎌倉和敏		設計年月日 2023.03	工事名称 Ｒ７営繕　大鳴門橋架橋記念館　鳴・鳴門　内部改修工事建築
				縮尺 (A2) 1:100 (A3) 1:141	図面名称 求　積　表
					図面番号 A ―― 03

改修前

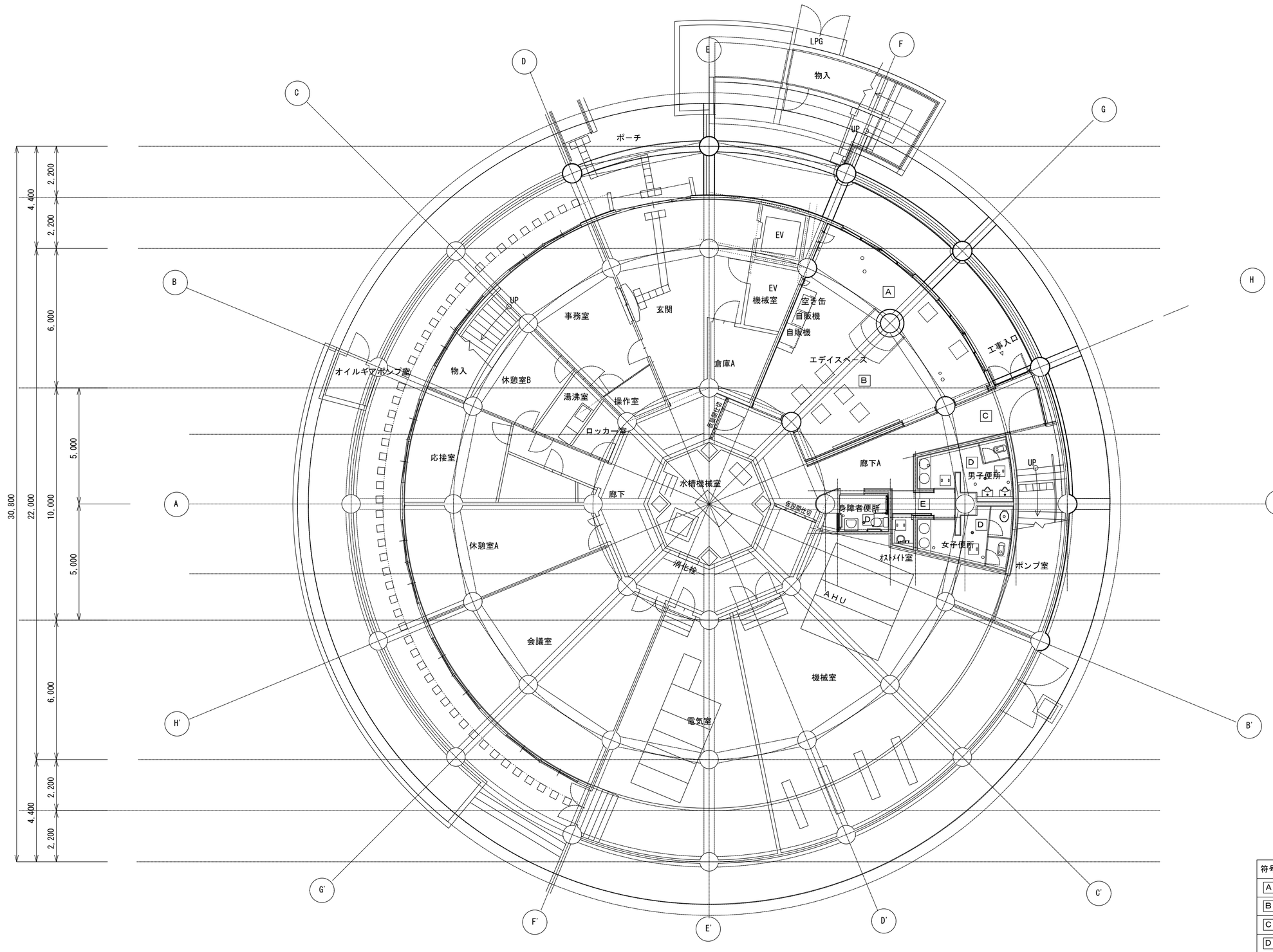

仕上表

符号	改修前	改修後
A	タイルカーペット	防滑薄塗型床材
B	タイルカーペット	複層ビニル床タイル
C	長尺塩ビシート	防滑薄塗型床材
D	モザイクタイル	長尺塩ビシート
E	長尺塩ビシート	長尺塩ビシート

	徳島県県土整備部営繕課	鎌倉建築設計事務所 徳島県吉野川市鴨島町鴨島乙８８８－３ 管理建築士１級１９８８２８号　鎌倉和敏		設計年月日 2023.03	工事名称 Ｒ７営繕　大鳴門橋架橋記念館　鳴・鳴門　内部改修工事建築	図面番号 A ―― 04
				縮尺 (A2) 1:120 (A3) 1:170	図面名称 改修前　１階　平面図	

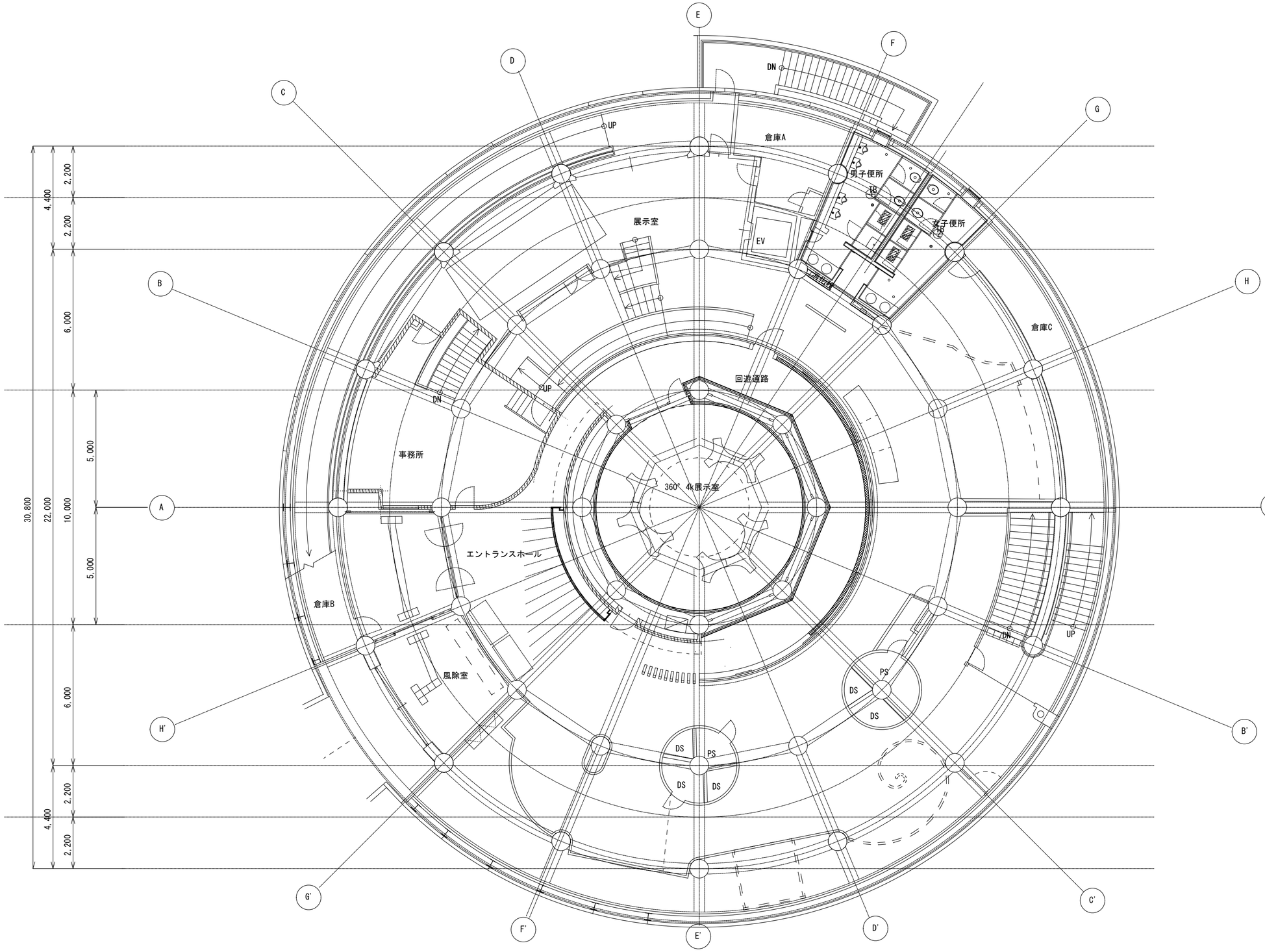

	徳島県県土整備部営繕課	鎌倉建築設計事務所 徳島県吉野川市鴨島町鴨島乙８８８－３ 管理建築士１級１９８８２８号　鎌倉和敏		設計年月日 2023.03	工事名称 Ｒ７営繕　大鳴門橋架橋記念館　鳴・鳴門　内部改修工事建築	図面番号 A ―― 05
				縮尺 (A2) 1:120 (A3) 1:170	図面名称 ２階　平面図	

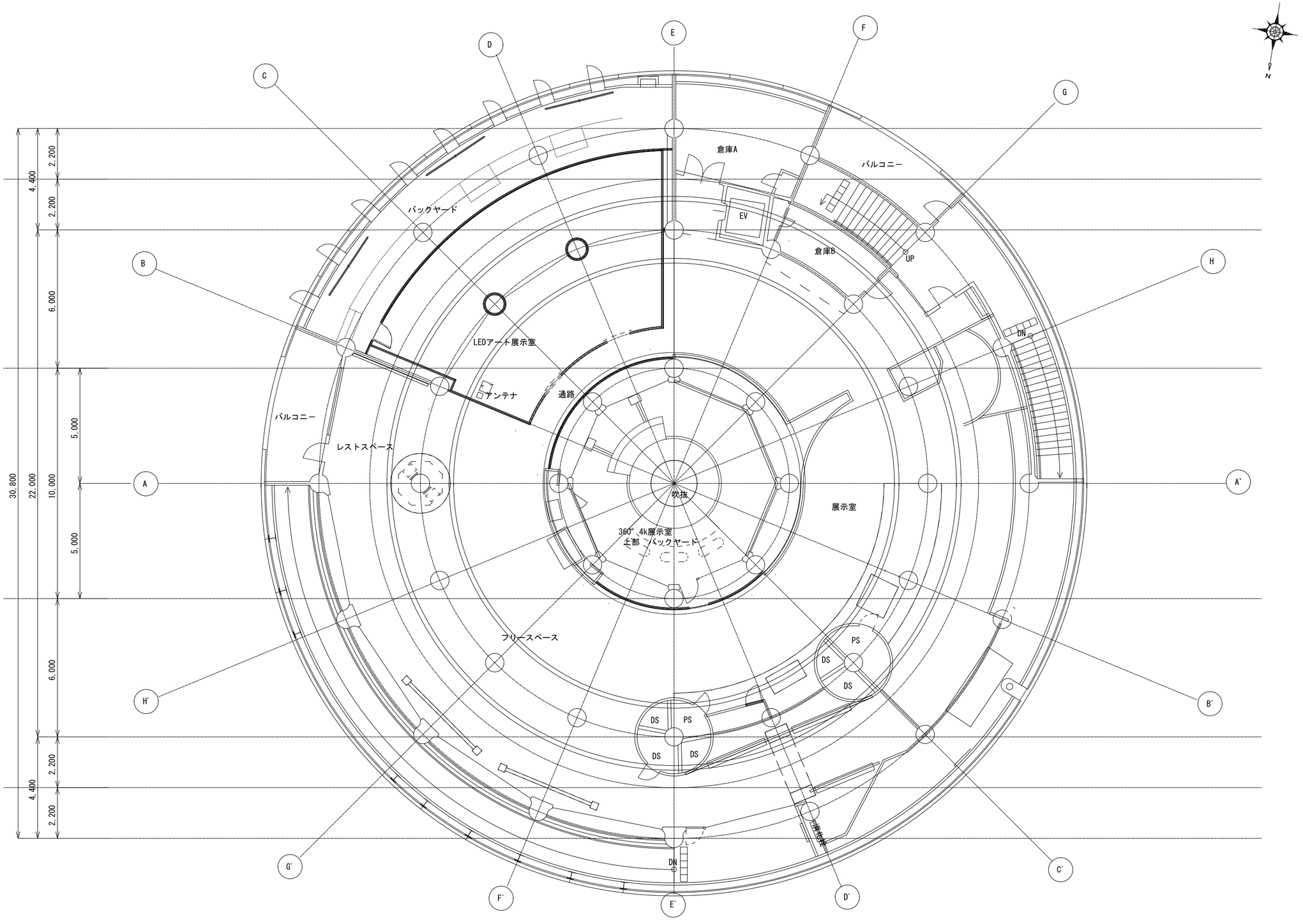

	徳島県県土整備部営繕課	鎌倉建築設計事務所 徳島県吉野川市鴨島町鴨島乙８８８－３ 管理建築士１級１９８８２８号　鎌倉和敏		設計年月日 2023.03 縮尺 (A2) 1:120 (A3) 1:170	工事名称 Ｒ７営繕　大鳴門橋架橋記念館　鳴・鳴門　内部改修工事建築 図面名称 ３階　平面図	図面番号 A ―― 06

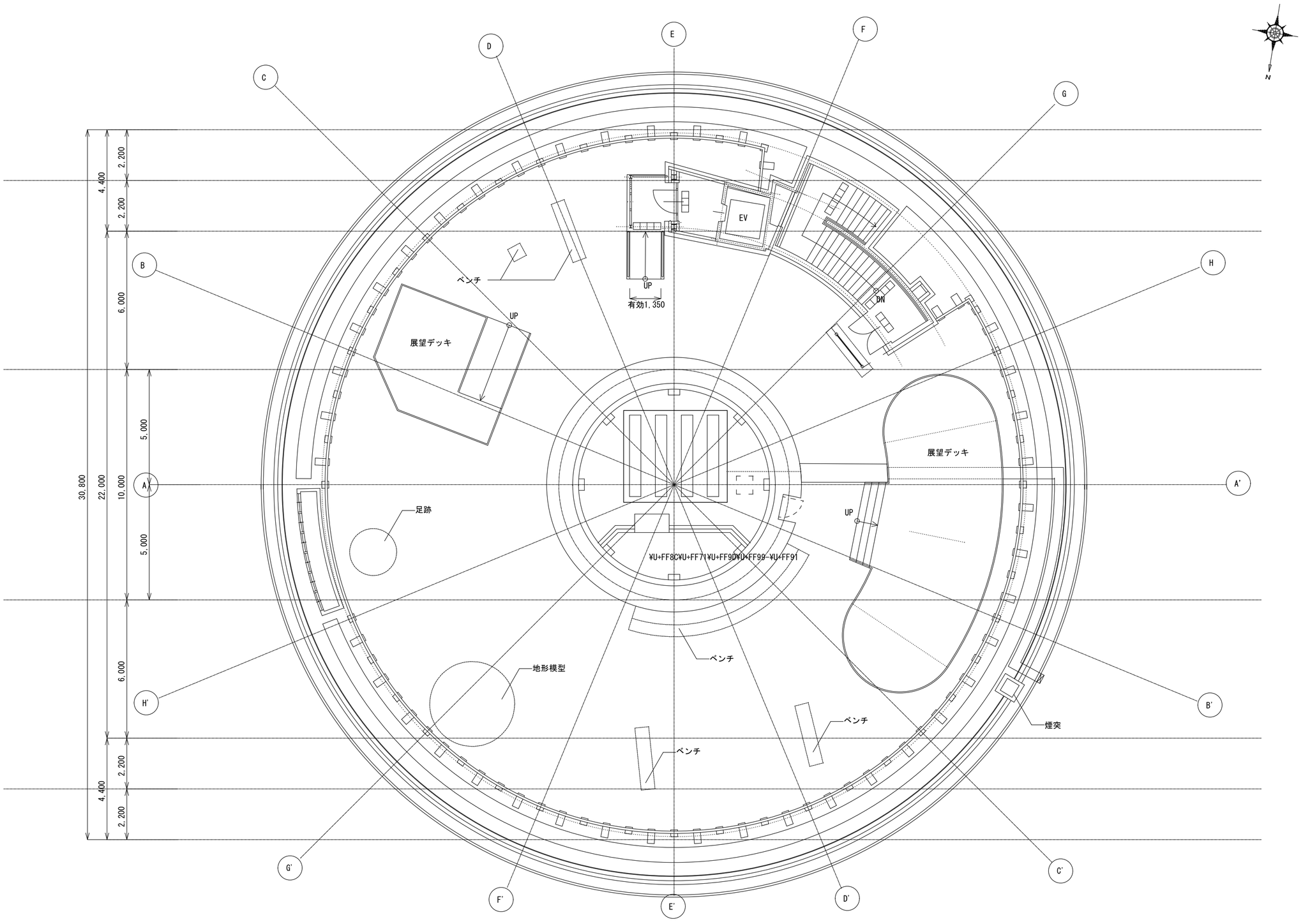

	徳島県県土整備部営繕課	鎌倉建築設計事務所 徳島県吉野川市鴨島町鴨島乙８８８－３ 管理建築士１級１９８８２８号　鎌倉和敏		設計年月日 2023.03 縮尺 (A2) 1:120 (A3) 1:170	工事名称 Ｒ７営繕　大鳴門橋架橋記念館　鳴・鳴門　内部改修工事建築 図面名称 Ｒ階　平面図	図面番号 A ―― 07

改修後

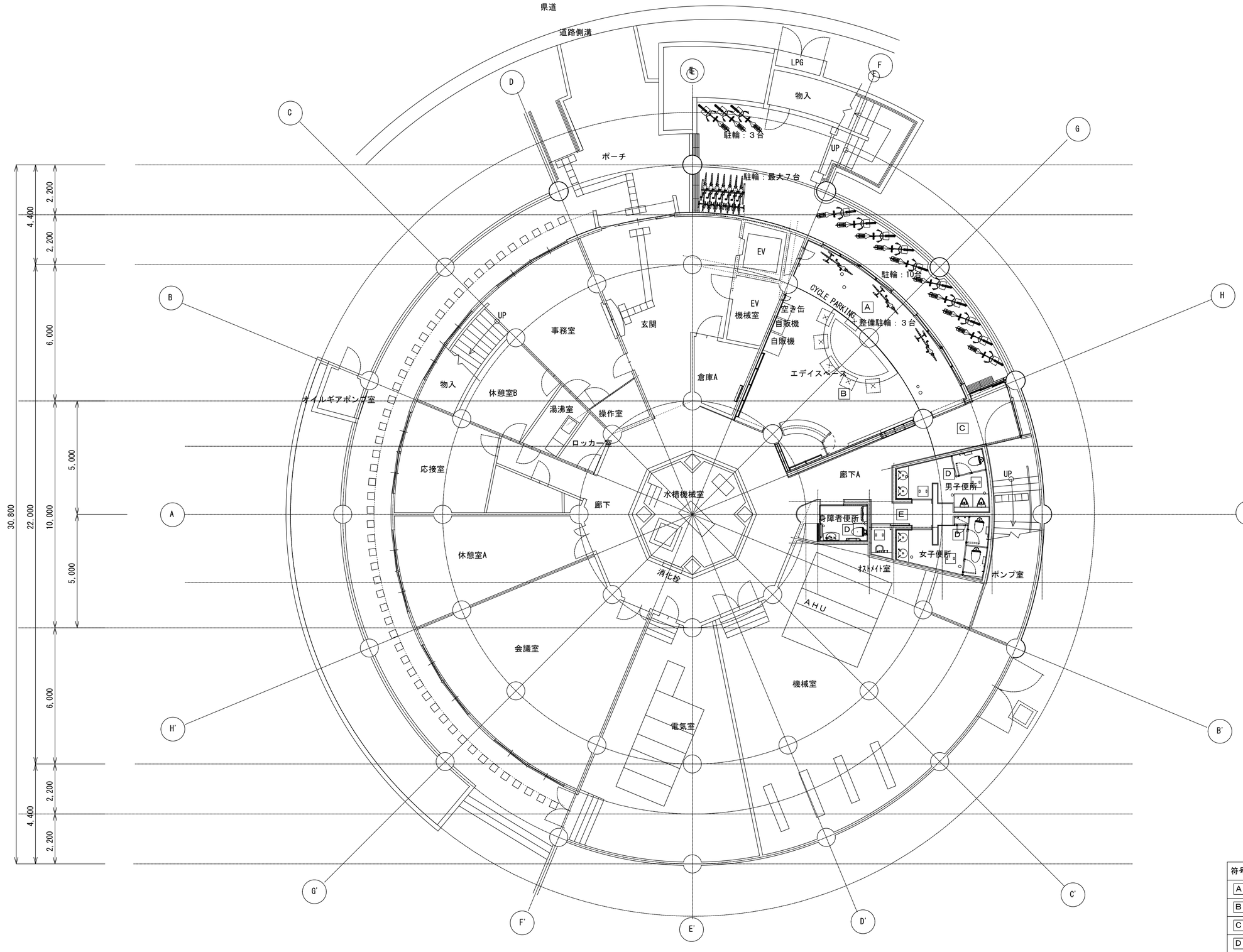

仕上表

符号	改修前	改修後
A	タイルカーペット	防滑薄塗型床材
B	タイルカーペット	複層ビニル床タイル
C	長尺塩ビシート	防滑薄塗型床材
D	モザイクタイル	長尺塩ビシート
E	長尺塩ビシート	長尺塩ビシート

	徳島県県土整備部営繕課	鎌倉建築設計事務所 徳島県吉野川市鴨島町鴨島乙８８８－３ 管理建築士１級１９８８２８号　鎌倉和敏		設計年月日 2023.03	工事名称 Ｒ７営繕　大鳴門橋架橋記念館　鳴・鳴門　内部改修工事建築	図面番号 A ―― 08
				縮尺 (A2) 1:120 (A3) 1:170	図面名称 改修後　１階　平面図	

改修前

E
F
G
H
物入
UP
ポーチ
斜線部：資材搬出入スペース
-82
-117
-67
-97
-107
-97
-102
±0
EV
EV
機械室
空き缶
自販機
自販機
自販機（支障物件）
倉庫A
エデイスペース
CH=2,500
1600
600
H=1000
1800
事務室
玄関
操作室
湯沸室
ロッカー室
廊下A
男子便所
工事入口
掃除口撤去
掃除口撤去
ソファ移設（施設対応）
既存壁クロス撤去
ソファ移設（施設対応）
床：特殊タイル 既存のまま
柱型FRPパネル撤去
床タイルカーペット撤去
ソファ移設（施設対応）
既存カウンター撤去
既存壁クロス撤去
既存サッシ撤去
額縁共
枠廻り斫り
掃除口撤去
既存木製３方枠
既存SUS沓摺撤去
既存壁クロス撤去
既存SUS沓摺撤去
床長尺塩ビシート撤去
巾木撤去
ソファ移設（５台）
（施設対応）
既存木製３方枠
既存SUS沓摺
既存壁クロス撤去
既存木製３方枠撤去
仮設間仕切：軽量鉄骨壁下地
構造用合板 t9 片面張り
既存掲示板撤去
W3100×H900
既存壁クロス撤去（この面のみ石膏ボード下地、他はモルタル下地）
既存SUS沓摺撤去
既存木製３方枠撤去
245
1,498
3,004
UP

※衛生器具撤去、目皿撤去、掃除口撤去は設備工事

徳島県県土整備部営繕課	鎌倉建築設計事務所 徳島県吉野川市鴨島町鴨島乙８８８－３ 管理建築士１級１９８８２８号　鎌倉和敏		設計年月日 2023.03	工事名称 Ｒ７営繕　大鳴門橋架橋記念館　鳴・鳴門　内部改修工事建築	図面番号 A ―― ０９
			縮尺 (A2) 1:50 (A3) 1:70.7	図面名称 改修前　１階　内部平面詳細図	

改修後

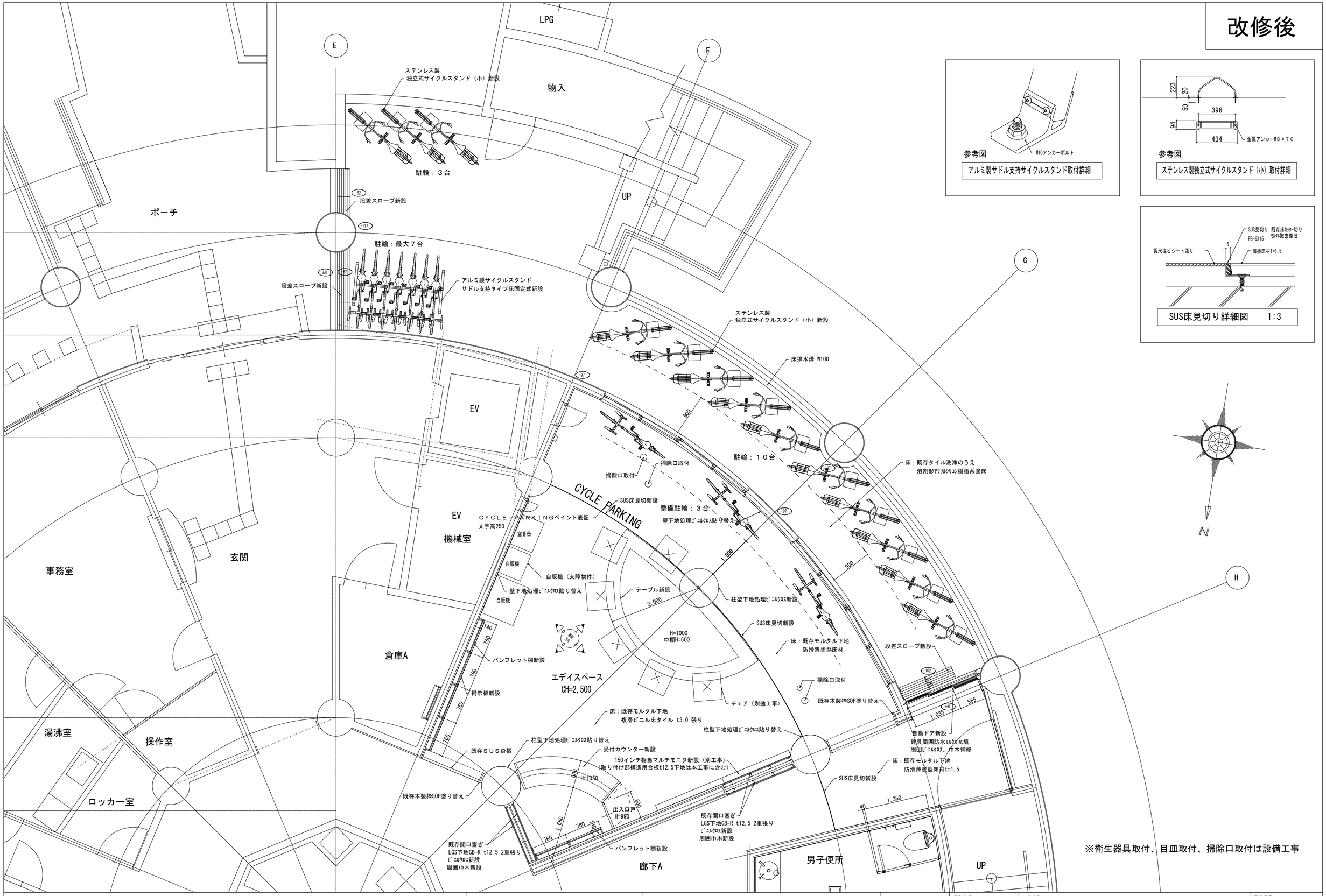

参考図

アルミ製サドル支持サイクルスタンド取付詳細

参考図

ステンレス製独立式サイクルスタンド（小）取付詳細

SUS床見切り詳細図　1:3

※衛生器具取付、目皿取付、掃除口取付は設備工事

徳島県県土整備部営繕課	鎌倉建築設計事務所 徳島県吉野川市鴨島町鴨島乙８８８－３ 管理建築士１級１９８８２８号　鎌倉和敏	設計年月日 2023.03	工事名称 Ｒ７営繕　大鳴門橋架橋記念館　鳴・鳴門　内部改修工事建築	図面番号 Ａ ── １０
		縮尺 (A2) 1:50 (A3) 1:70.7	図面名称 改修後　１階　内部平面詳細図	

改修前

玄関
EV
機械室
倉庫A
エデイスペース
CH=2,500
工事入口
操作室
ロッカー室
水槽機械室
廊下A
仮設間仕切：軽量鉄骨壁下地
構造用合板 t9 片面張り
床：モザイクタイル下地モルタル共撤去
和便器前立て部、1/4面カット
（設備工事）
工事中封鎖
床下点検口蓋撤去
ブース撤去
男子便所
UP
床：長尺塩ビシート撤去
周囲巾木撤去
身障者便所
オストメイト室
（改修無し）
女子便所
ポンプ室
機械室
消化栓
谷間：既存のまま
H
A
B'
N

※衛生器具撤去、目皿撤去、掃除口撤去は設備工事

徳島県県土整備部営繕課	鎌倉建築設計事務所 徳島県吉野川市鴨島町鴨島乙８８８－３ 管理建築士１級１９８８２８号　鎌倉和敏		設計年月日 2023.03	工事名称 Ｒ７営繕　大鳴門橋架橋記念館　鳴・鳴門　内部改修工事建築	図面番号 A ―― 11
			縮尺 (A2) 1:50 (A3) 1:70.7	図面名称 改修前　１階　便所平面詳細図	

改修後

玄関
EV
機械室
空き缶
自販機
自販機
倉庫A
エディスペース
CH=2,500
操作室
ロッカー室
水槽機械室
機械室
H
A
B'

廊下A
床：長尺塩ビシート新設
既存モルタル下地
周囲巾木新設
床：モルタル下地 長尺塩ビシート貼新設
ジェットタオル配線用壁フカシ30mm
床下点検口蓋新設枠共
巾木：既存のまま

身障者便所

オストメイト室
（改修なし）

男子便所
既存タイル壁の上メラミン化粧板張
コート掛けフック１個新設
手洗カウンター新設
ＯＡフロアー＋ﾗﾜﾝ合板T1 t5.5下地 長尺塩ビシート貼
ブース新設
和便器補修（設備工事）
床下点検口蓋新設枠共
曲面部分はﾗﾜﾝ合板T1 t3下地にて多角形面化調整
（メラミン化粧板割り付けによる）
UP
汚垂石新設
既存SUS台
モップ掛けフック２個新設
ＳＵＳ３方枠既存のまま
棚板
ポリ合板ﾌﾗｯｼｭ
掃除異人
ジェットタオル配線用壁フカシ30mm
巾木：既存のまま

女子便所
既存タイル壁の上メラミン化粧板張
手洗カウンター新設
ＯＡフロアー＋ﾗﾜﾝ合板T1 t5.5下地 長尺塩ビシート貼
床下点検口蓋新設枠共
コート掛けフック１個新設
ブース新設
曲面部分はﾗﾜﾝ合板T1 t3下地にて多角形面化調整
（メラミン化粧板割り付けによる）
コート掛けフック１個新設
和便器補修（設備工事）

ポンプ室

MS アゴジャッ100|r0|c128|p0:消化栓

GB-S t12.5下地メラミン化粧板張り
ジェットタオル用配線スペース
アルミジョイナー
3方枠
既存タイル
ジェットタオル配線用壁フカシ詳細図 1:5

※衛生器具取付、和便器補修、目皿取付、掃除口取付は設備工事

徳島県県土整備部営繕課	鎌倉建築設計事務所 徳島県吉野川市鴨島町鴨島乙８８８－３ 管理建築士１級１９８８２８号　鎌倉和敏		設計年月日 2023.03 縮尺 (A2) 1:50 (A3) 1:70.7	工事名称 Ｒ７営繕　大鳴門橋架橋記念館　鳴・鳴門　内部改修工事建築 図面名称 改修後　１階　便所平面詳細図	図面番号 A ―― 12

改修前

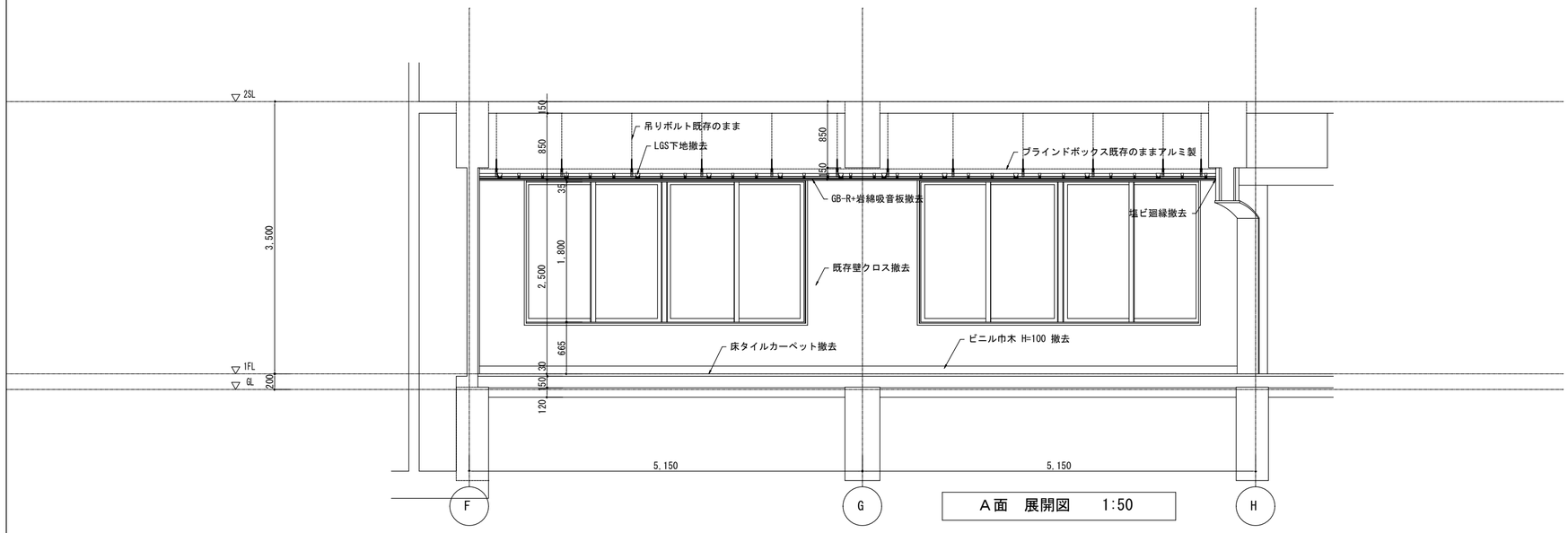

A面　展開図　1:50

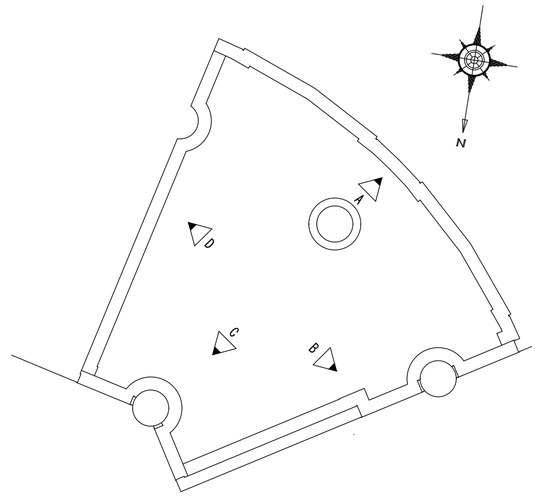

KEY PLAN

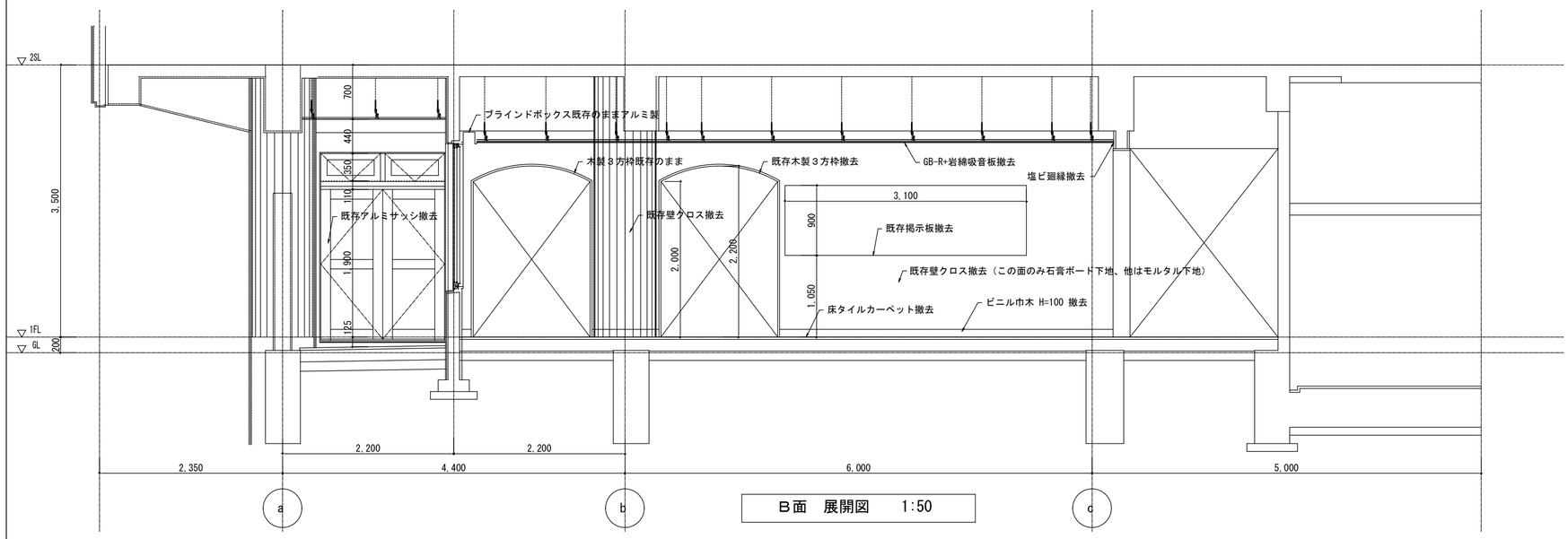

B面　展開図　1:50

	徳島県県土整備部営繕課	鎌倉建築設計事務所 徳島県吉野川市鴨島町鴨島乙８８８－３ 管理建築士１級１９８８２８号　鎌倉和敏		設計年月日 2023.03	工事名称 Ｒ７営繕　大鳴門橋架橋記念館　鳴・鳴門　内部改修工事建築	図面番号 A ―― 13
				縮尺 (A2) 1:50 (A3) 1:70.7	図面名称 改修前　１階　内部展開図（１）	

改修前

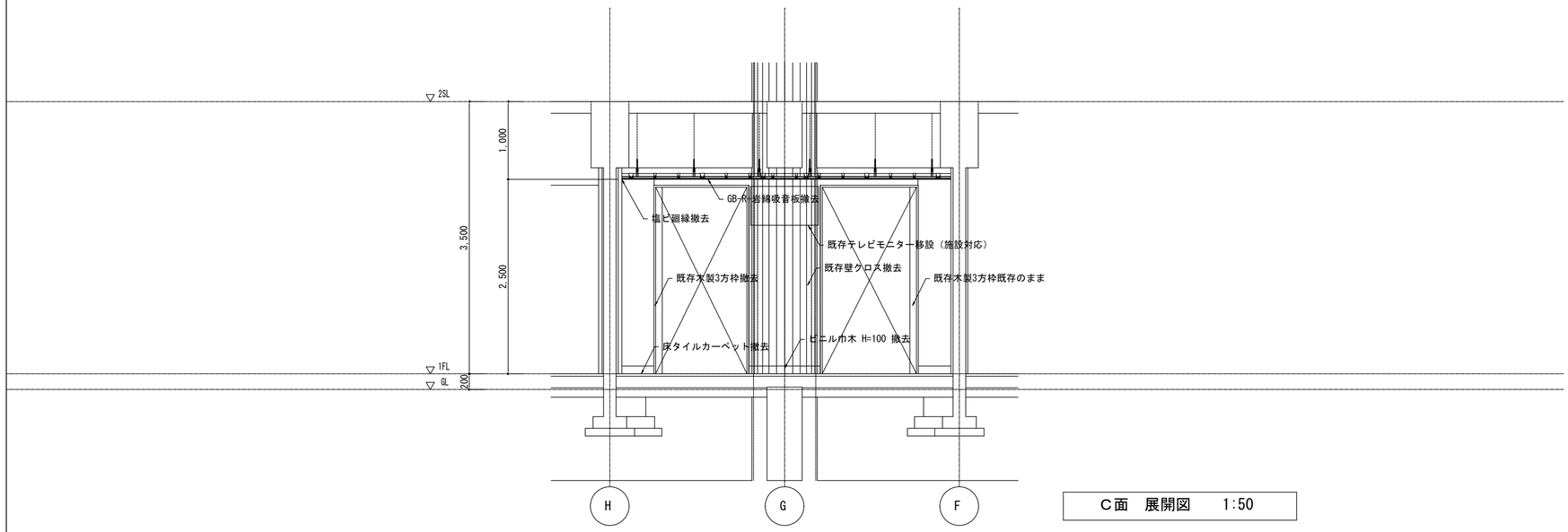

C面　展開図　1:50

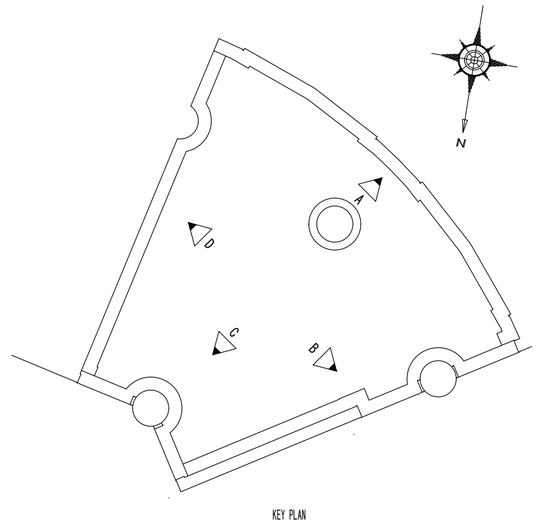

KEY PLAN

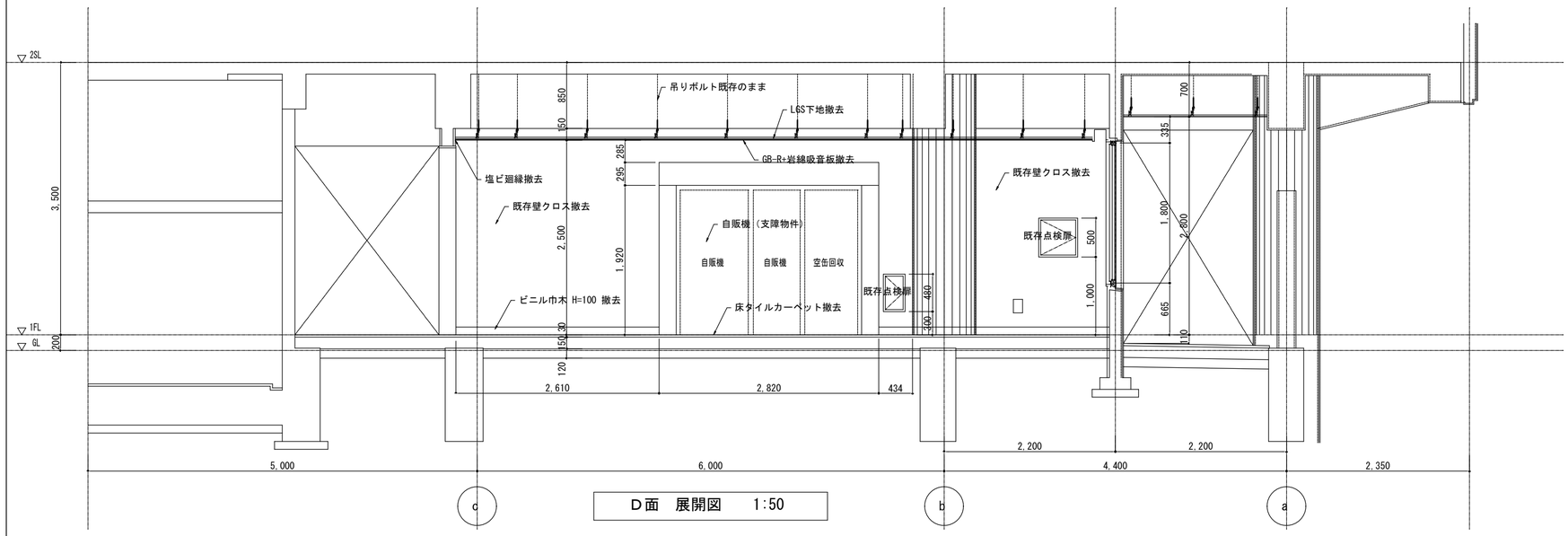

D面　展開図　1:50

	徳島県県土整備部営繕課	鎌倉建築設計事務所 徳島県吉野川市鴨島町鴨島乙８８８－３ 管理建築士１級１９８８２８号　鎌倉和敏		設計年月日 2023.03 縮尺 (A2) 1:50 (A3) 1:70.7	工事名称 Ｒ７営繕　大鳴門橋架橋記念館　鳴・鳴門　内部改修工事建築 図面名称 改修前　１階　内部展開図（２）	図面番号 A ―― １４

改修後

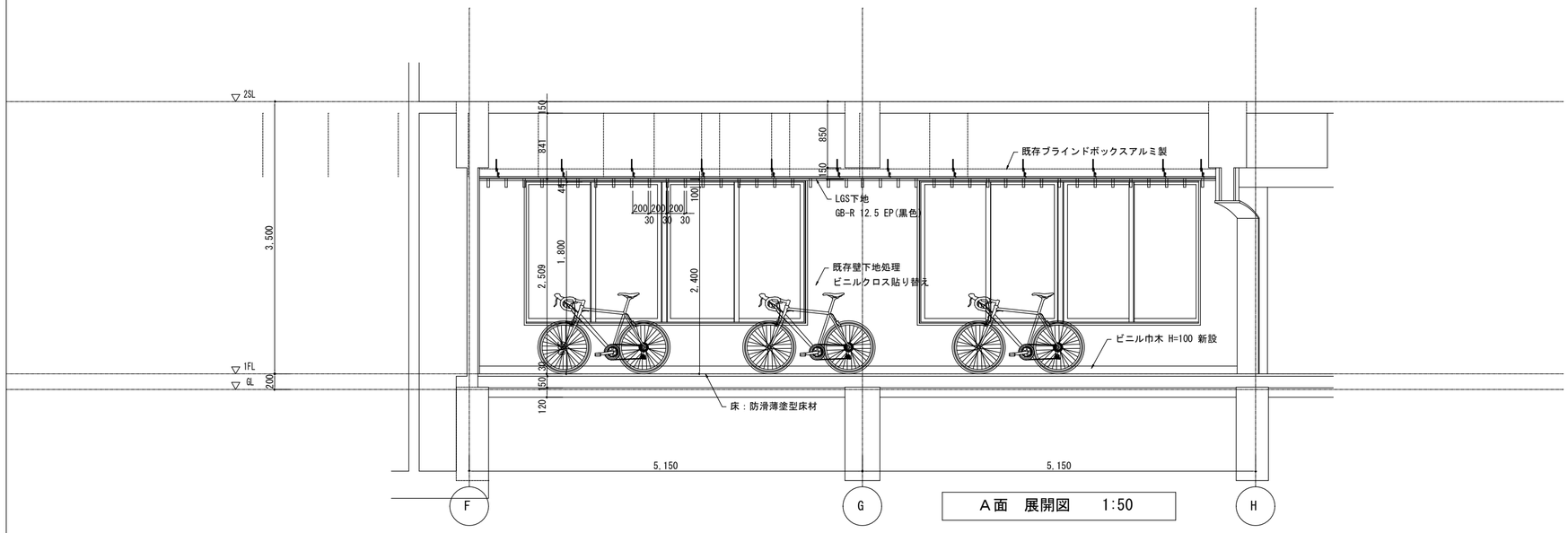

A面　展開図　1:50

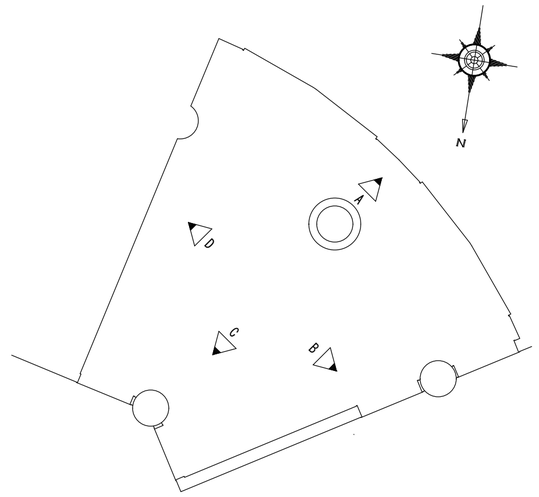

KEY PLAN

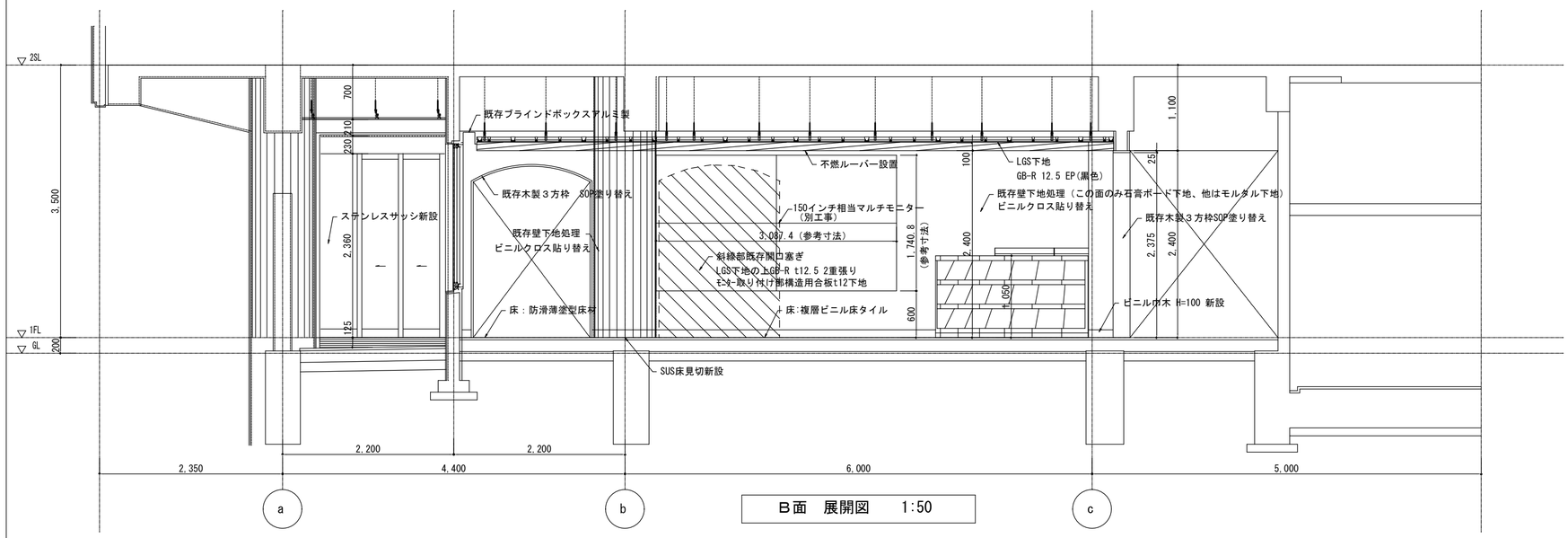

B面　展開図　1:50

	徳島県県土整備部営繕課	鎌倉建築設計事務所 徳島県吉野川市鴨島町鴨島乙８８８－３ 管理建築士１級１９８８２８号　鎌倉和敏		設計年月日 2023.03	工事名称 Ｒ７営繕　大鳴門橋架橋記念館　鳴・鳴門　内部改修工事建築	図面番号 A ―― 15
				縮尺 (A2) 1:50 (A3) 1:70.7	図面名称 改修後　１階　内部展開図（１）	

改修後

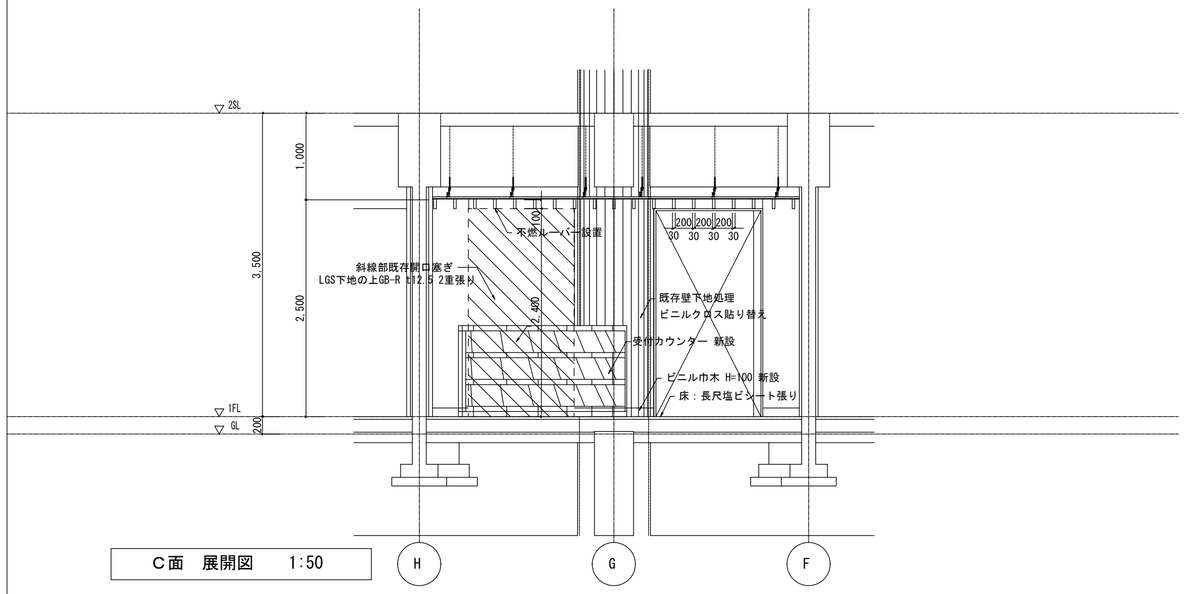

C面　展開図　1:50

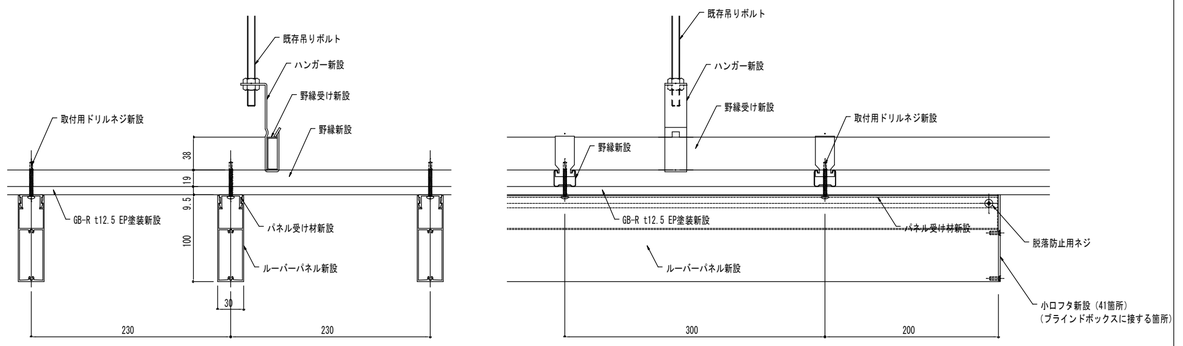

天井ルーバー取付図　（参考図）　1:5

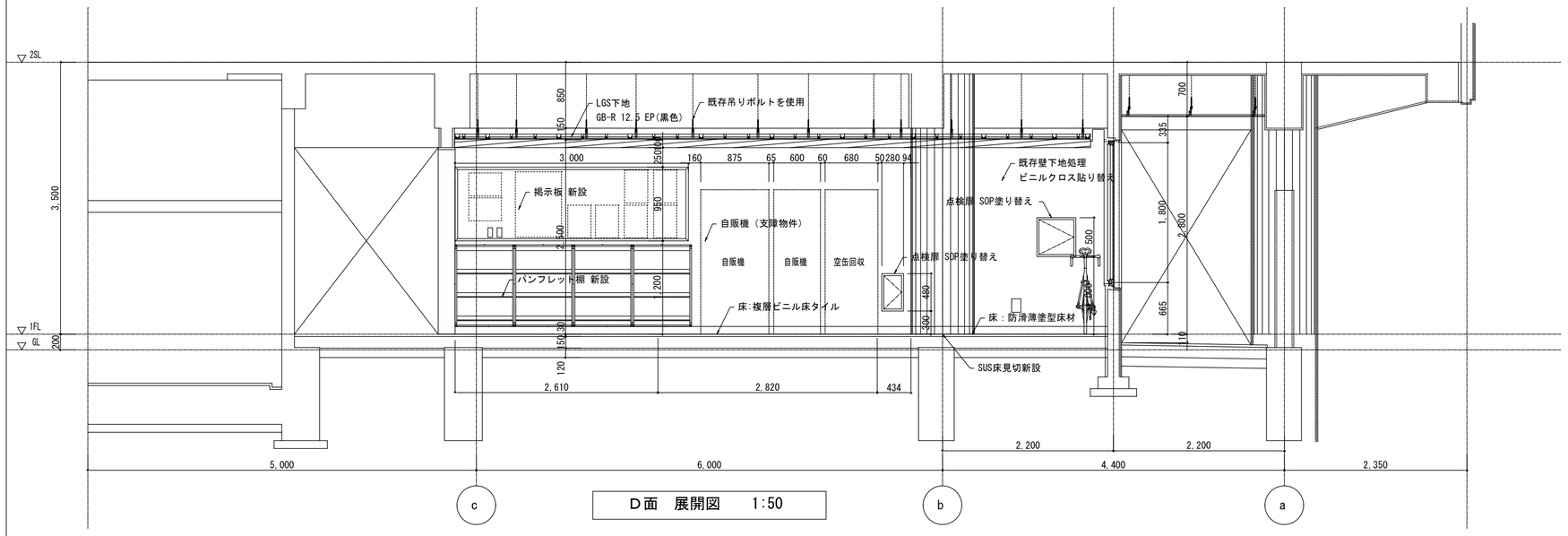

D面　展開図　1:50

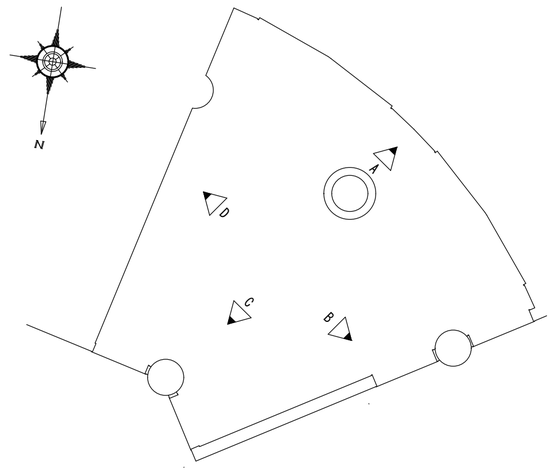

KEY PLAN

	徳島県県土整備部営繕課	鎌倉建築設計事務所 徳島県吉野川市鴨島町鴨島乙８８８－３ 管理建築士１級１９８８２８号　鎌倉和敏		設計年月日 2023.03	工事名称 Ｒ７営繕　大鳴門橋架橋記念館　鳴・鳴門　内部改修工事建築	図面番号 A ―― 16
				縮尺 (A2) 1:50 (A3) 1:70.7	図面名称 改修後　１階　内部展開図（２）・天井ルーバー取付図	

改修前

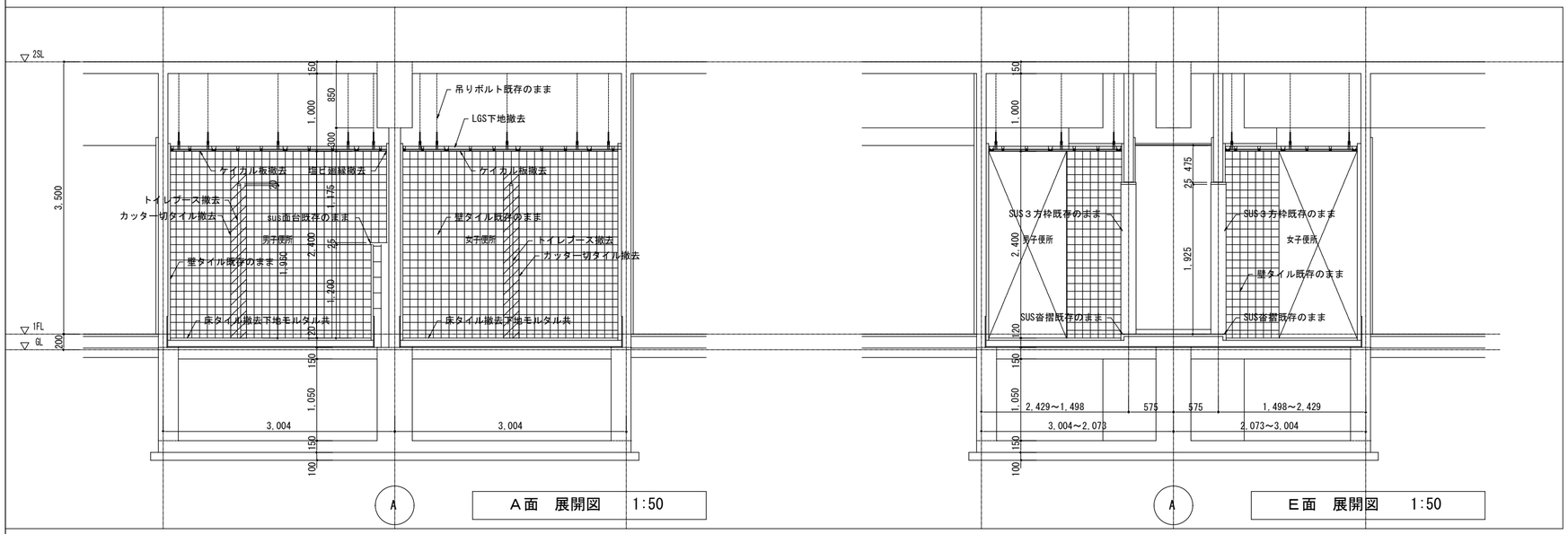

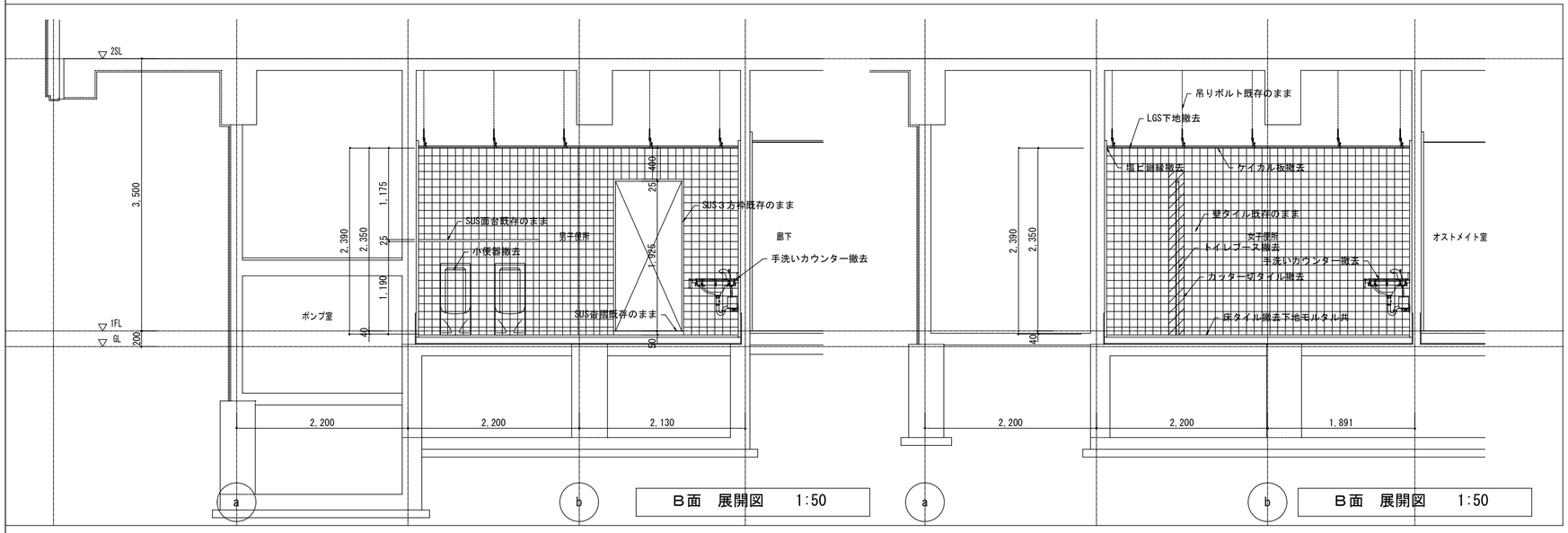

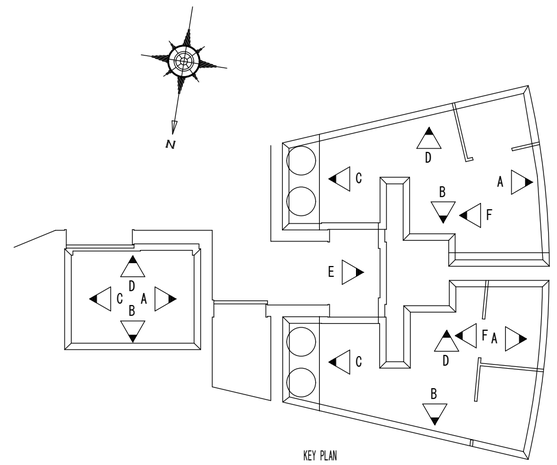

※衛生器具撤去は設備工事

徳島県県土整備部営繕課	鎌倉建築設計事務所 徳島県吉野川市鴨島町鴨島乙８８８－３ 管理建築士１級１９８８２８号　鎌倉和敏		設計年月日 2023.03	工事名称 Ｒ７営繕　大鳴門橋架橋記念館　鳴・鳴門　内部改修工事建築	図面番号 A ―― 17
			縮尺 (A2) 1:50 (A3) 1:70.7	図面名称 改修前　１階　便所展開図（１）	

改修前

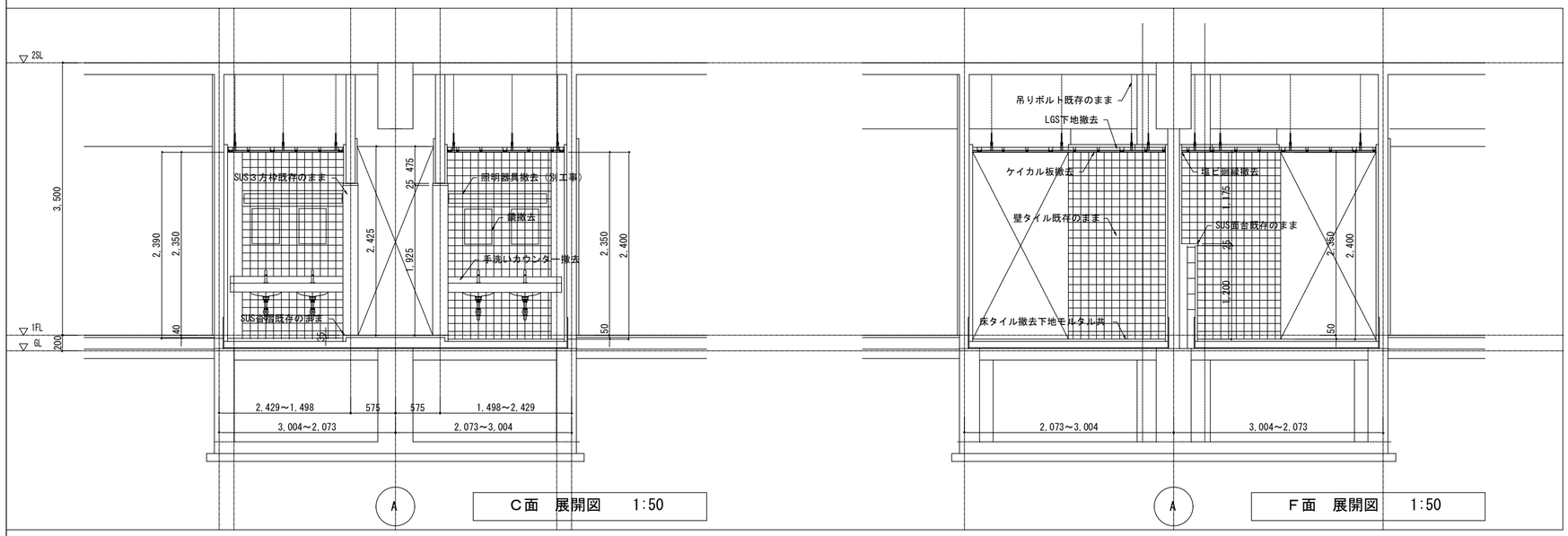

A　C面　展開図　1:50

A　F面　展開図　1:50

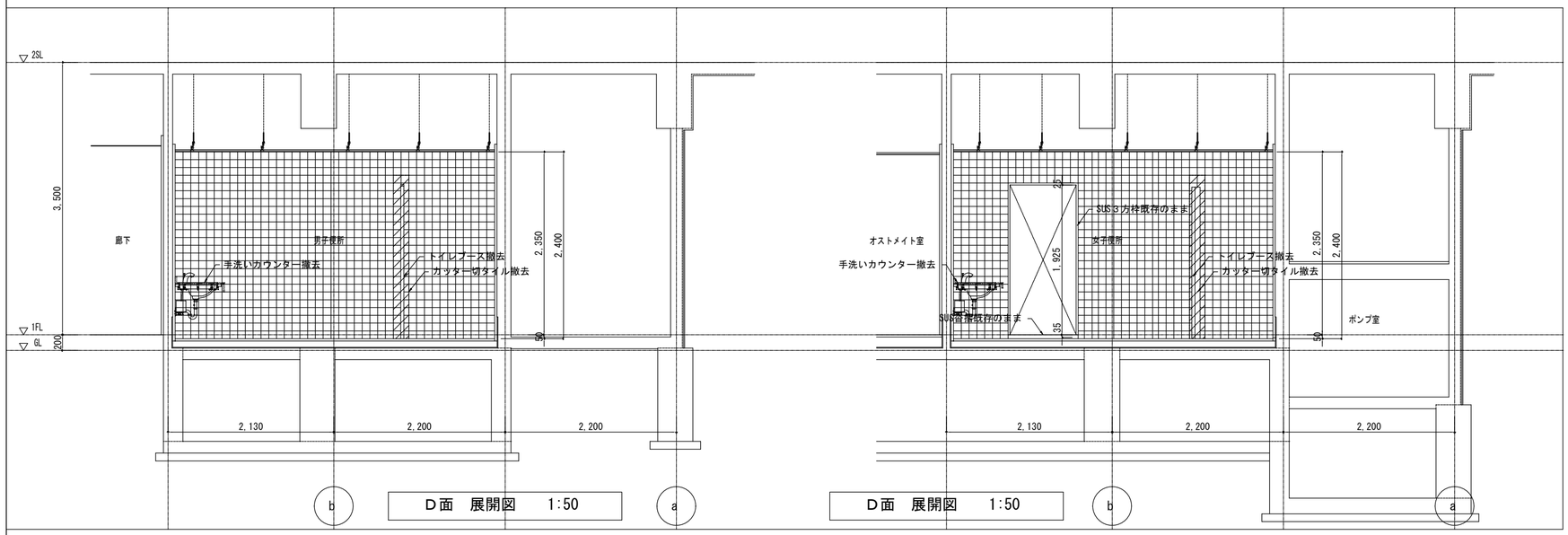

b　D面　展開図　1:50

a

D面　展開図　1:50

b

a

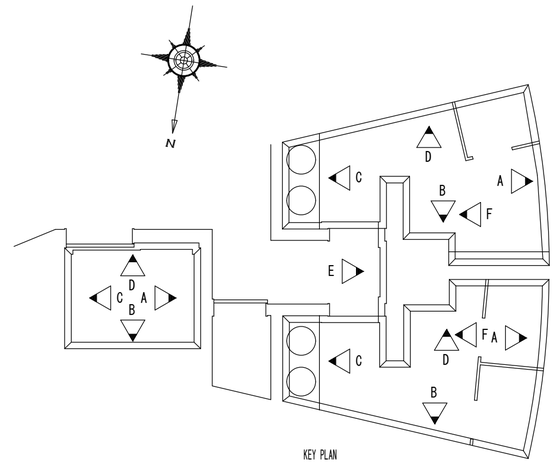

※衛生器具撤去は設備工事

	徳島県県土整備部営繕課	鎌倉建築設計事務所 徳島県吉野川市鴨島町鴨島乙８８８－３ 管理建築士１級１９８８２８号　鎌倉和敏		設計年月日 2023.03 縮尺 (A2) 1:50 (A3) 1:70.7	工事名称 Ｒ７営繕　大鳴門橋架橋記念館　鳴・鳴門　内部改修工事建築 図面名称 改修前　１階　便所展開図（２）	図面番号 A ―― 18

改修前

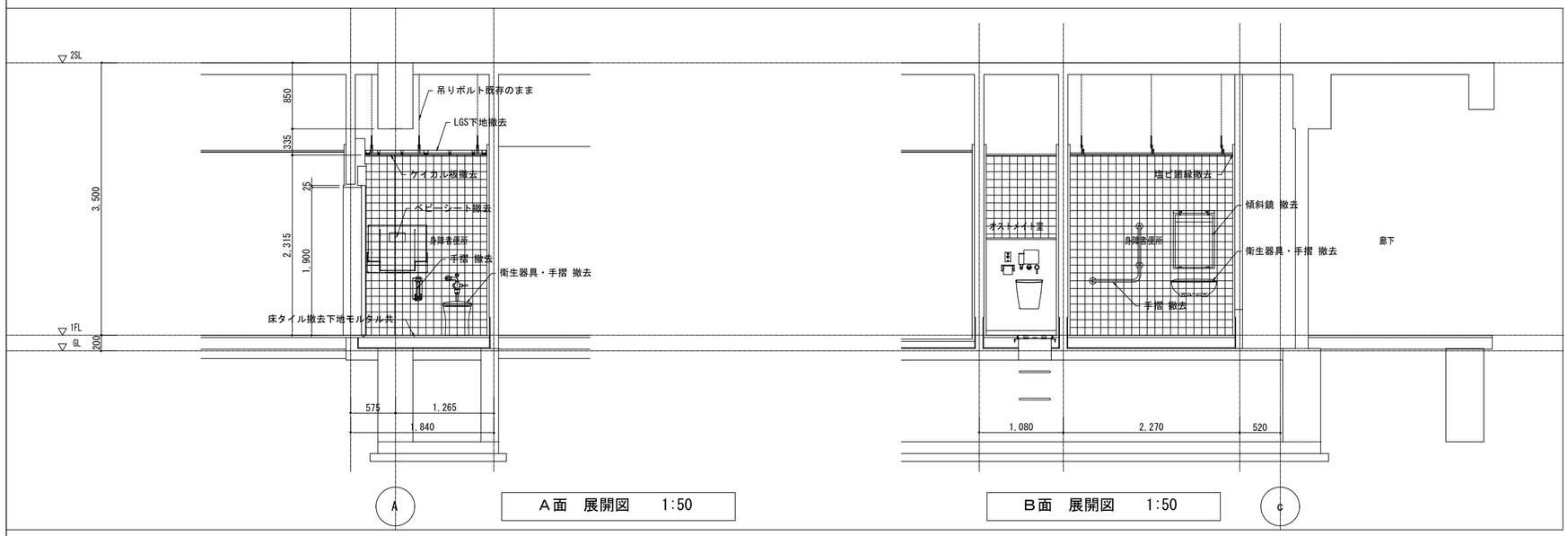

A面　展開図　1:50

B面　展開図　1:50

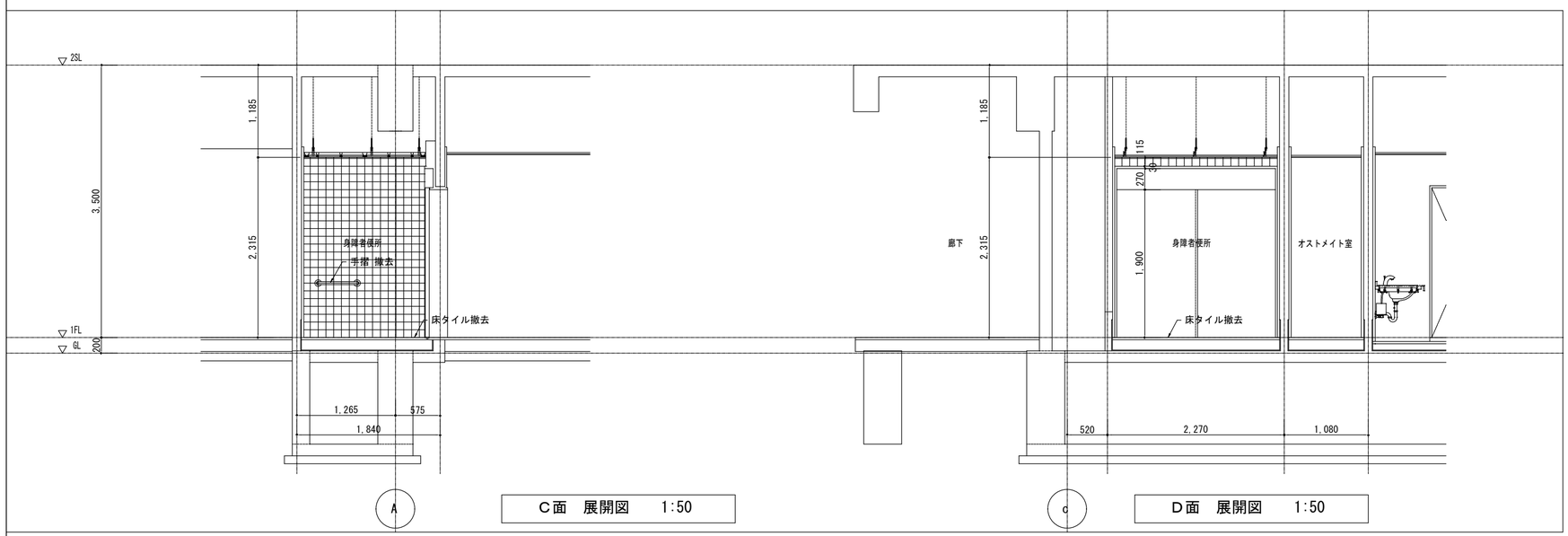

C面　展開図　1:50

D面　展開図　1:50

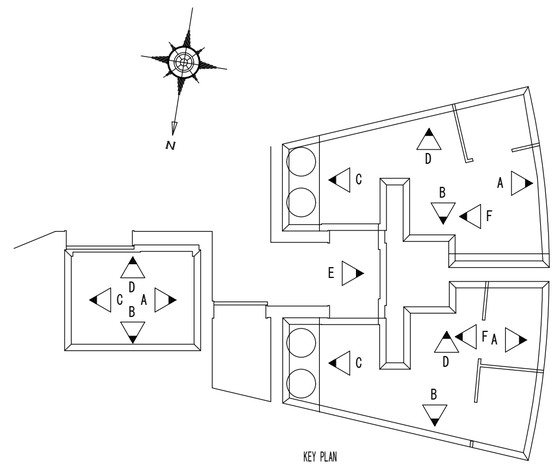

※衛生器具撤去は設備工事

	徳島県県土整備部営繕課	鎌倉建築設計事務所 徳島県吉野川市鴨島町鴨島乙８８８－３ 管理建築士１級１９８８２８号　鎌倉和敏		設計年月日 2023.03	工事名称 Ｒ７営繕　大鳴門橋架橋記念館　鳴・鳴門　内部改修工事建築	図面番号 A ―― 19
				縮尺 (A2) 1:50 (A3) 1:70.7	図面名称 改修前　１階　便所展開図（３）	

改修後

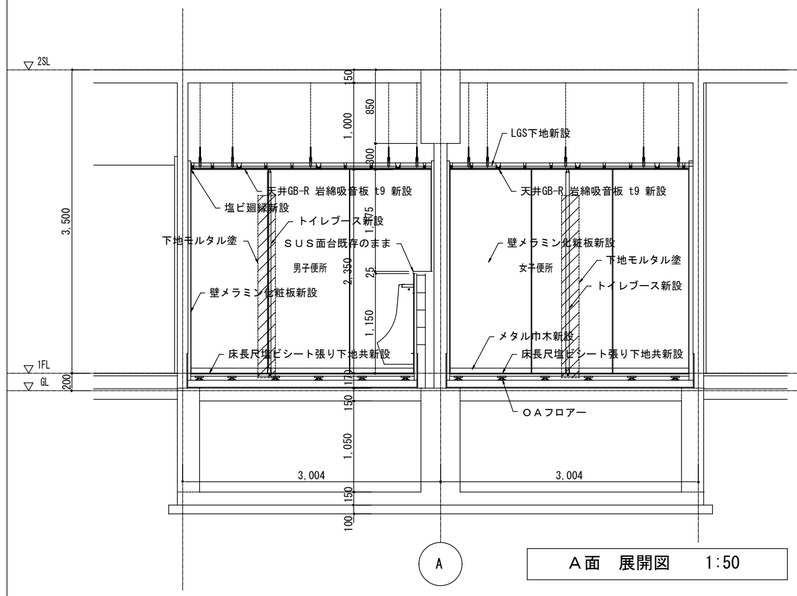

Ａ面　展開図　　1:50

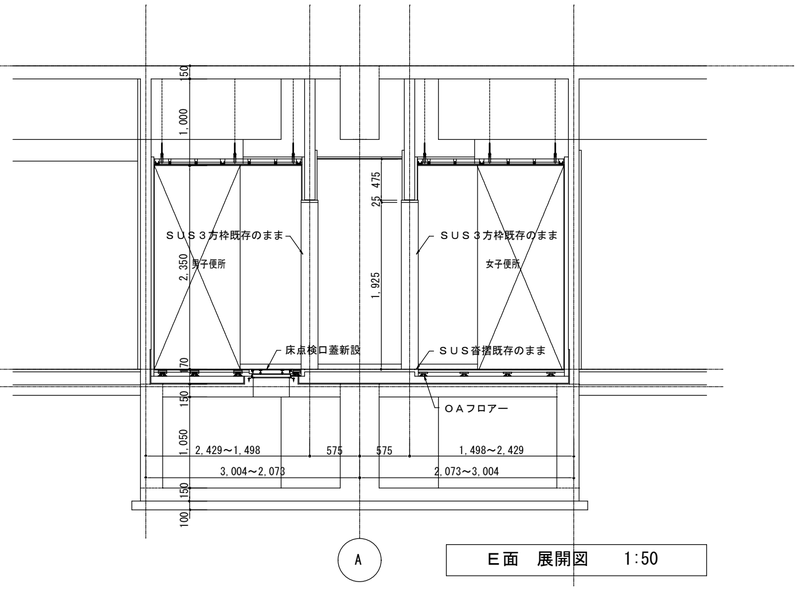

Ｅ面　展開図　　1:50

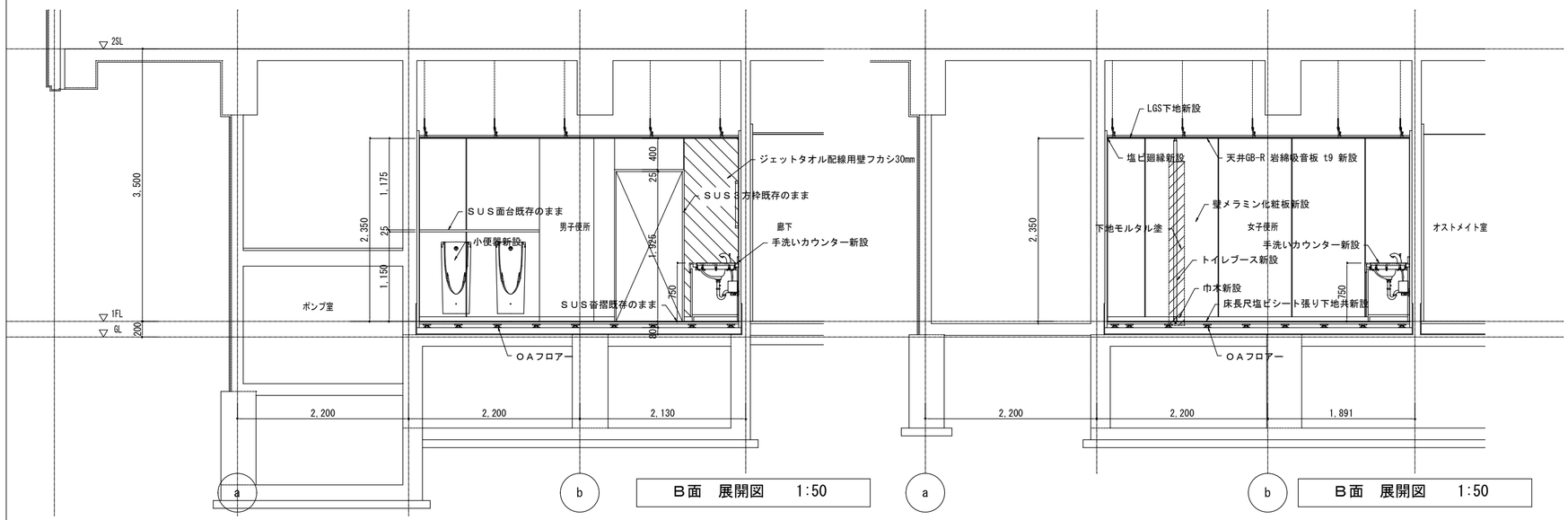

Ｂ面　展開図　　1:50

Ｂ面　展開図　　1:50

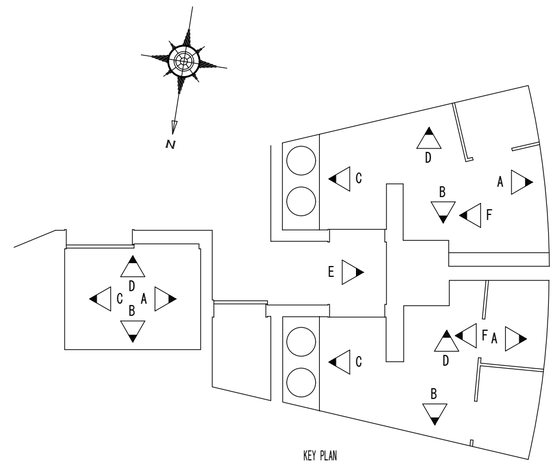

※衛生器具取付は設備工事

	徳島県県土整備部営繕課	鎌倉建築設計事務所 徳島県吉野川市鴨島町鴨島乙８８８－３ 管理建築士１級１９８８２８号　鎌倉和敏		設計年月日 2023.03	工事名称 Ｒ７営繕　大鳴門橋架橋記念館　鳴・鳴門　内部改修工事建築	図面番号 Ａ ―― ２０
				縮尺 (A2) 1:50 (A3) 1:70.7	図面名称 改修後　１階　便所展開図（１）	

改修後

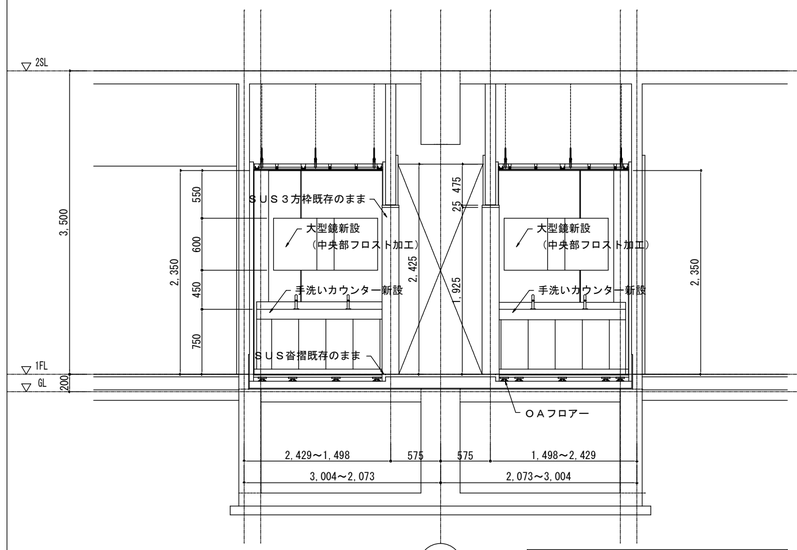

A　Ｃ面　展開図　1:50

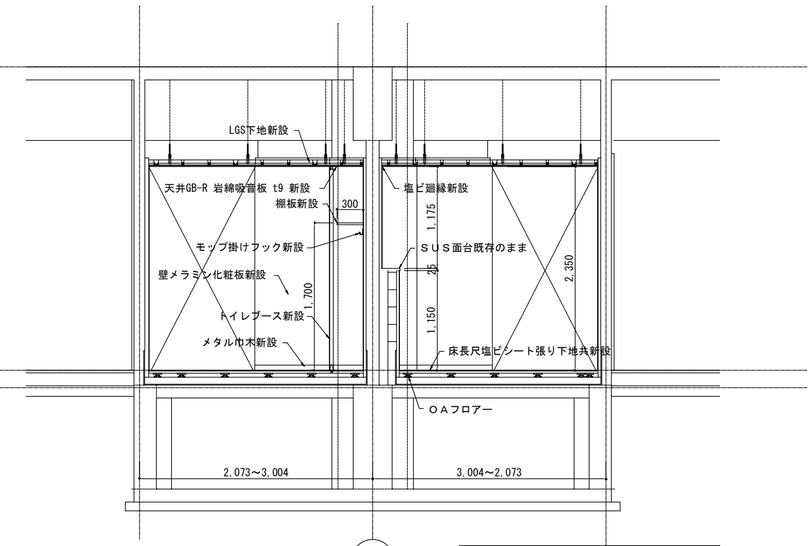

A　Ｆ面　展開図　1:50

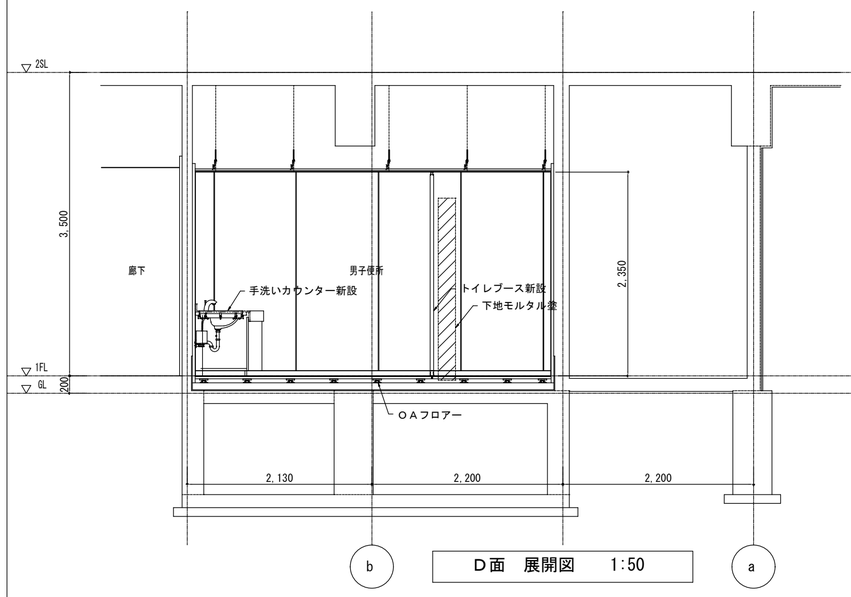

b　Ｄ面　展開図　1:50　a

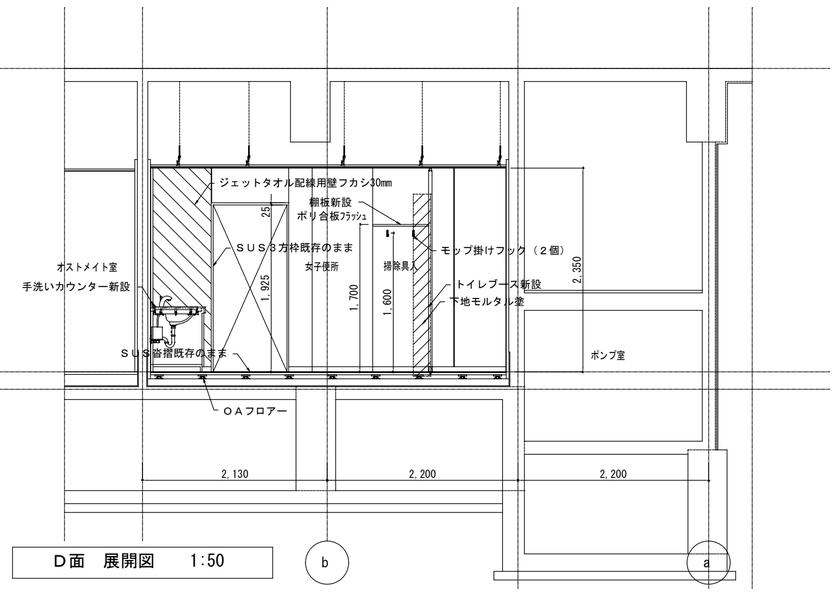

b　Ｄ面　展開図　1:50　a

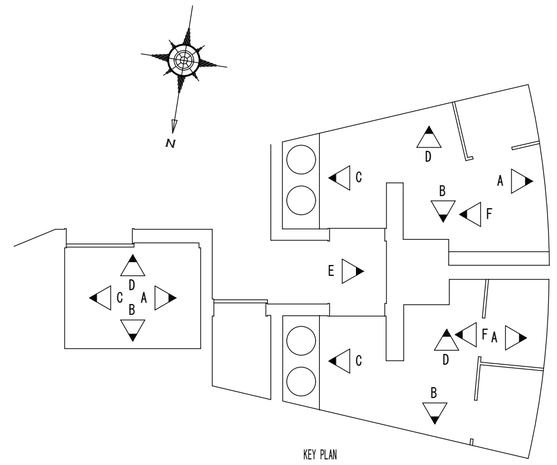

※衛生器具取付は設備工事

	徳島県県土整備部営繕課	鎌倉建築設計事務所 徳島県吉野川市鴨島町鴨島乙８８８－３ 管理建築士１級１９８８２８号　鎌倉和敏		設計年月日 2023.03 縮尺 (A2) 1:50 (A3) 1:70.7	工事名称 Ｒ７営繕　大鳴門橋架橋記念館　鳴・鳴門　内部改修工事建築 図面名称 改修後　１階　便所展開図（２）	図面番号 A ―― 21

改修後

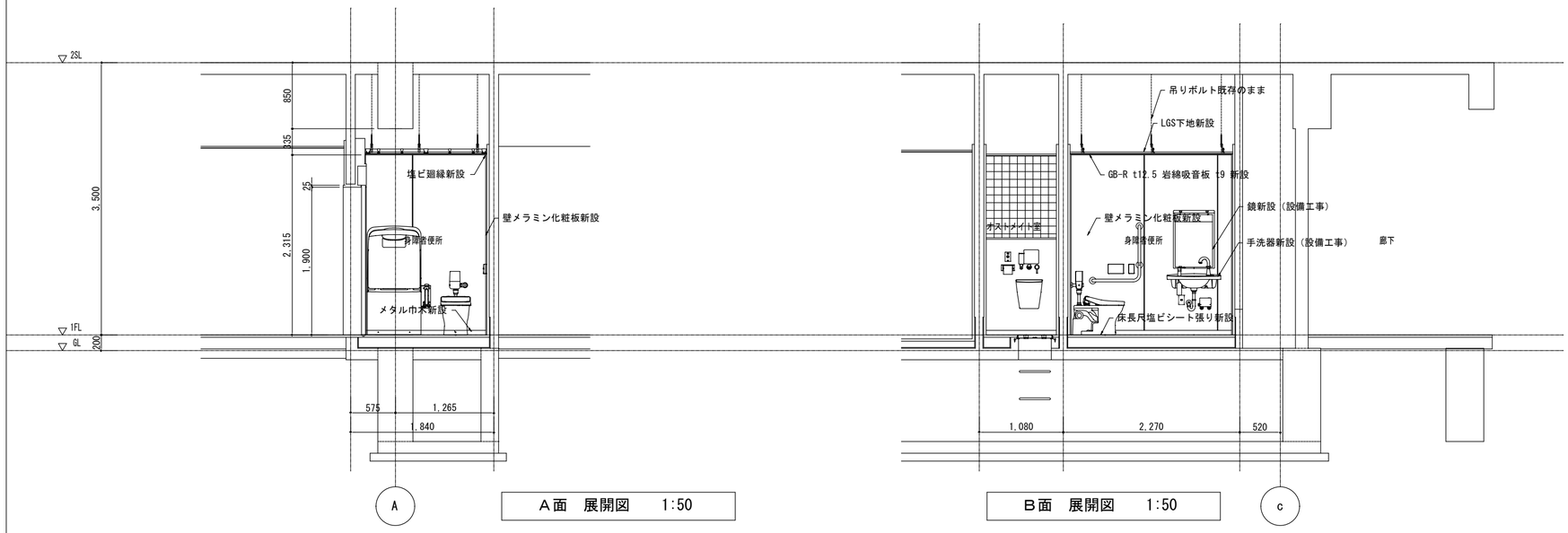

A

A面　展開図　　1:50

c

B面　展開図　　1:50

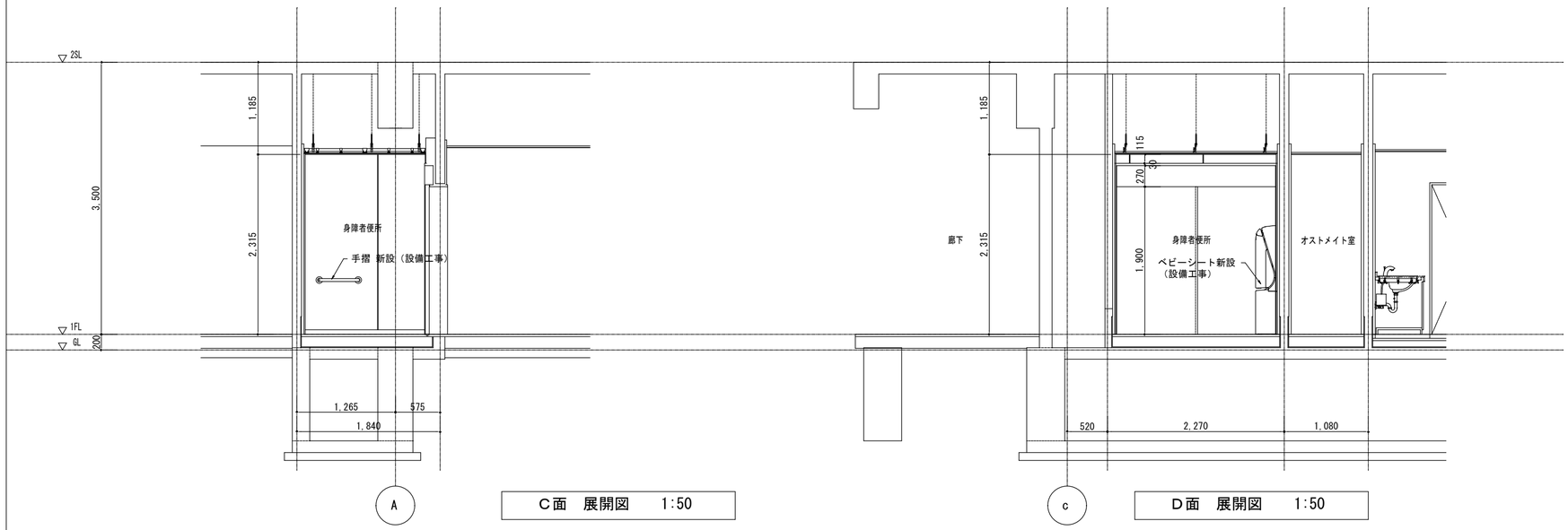

A

C面　展開図　　1:50

c

D面　展開図　　1:50

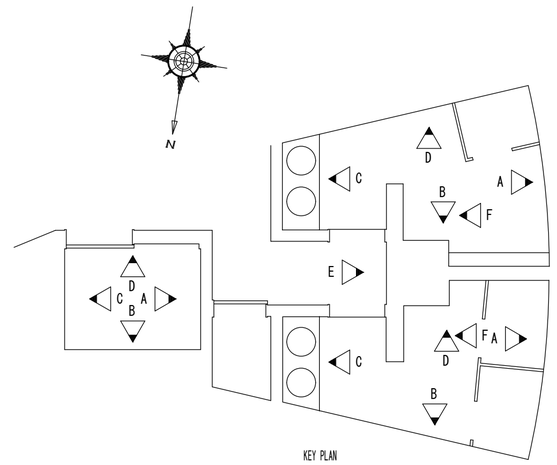

※衛生器具取付は設備工事

	徳島県県土整備部営繕課	鎌倉建築設計事務所 徳島県吉野川市鴨島町鴨島乙８８８－３ 管理建築士１級１９８８２８号　鎌倉和敏		設計年月日 2023.03	工事名称 Ｒ７営繕　大鳴門橋架橋記念館　鳴・鳴門　内部改修工事建築	図面番号 A ―― 22
				縮尺 (A2) 1:50 (A3) 1:70.7	図面名称 改修後　１階　便所展開図（３）	

改修前

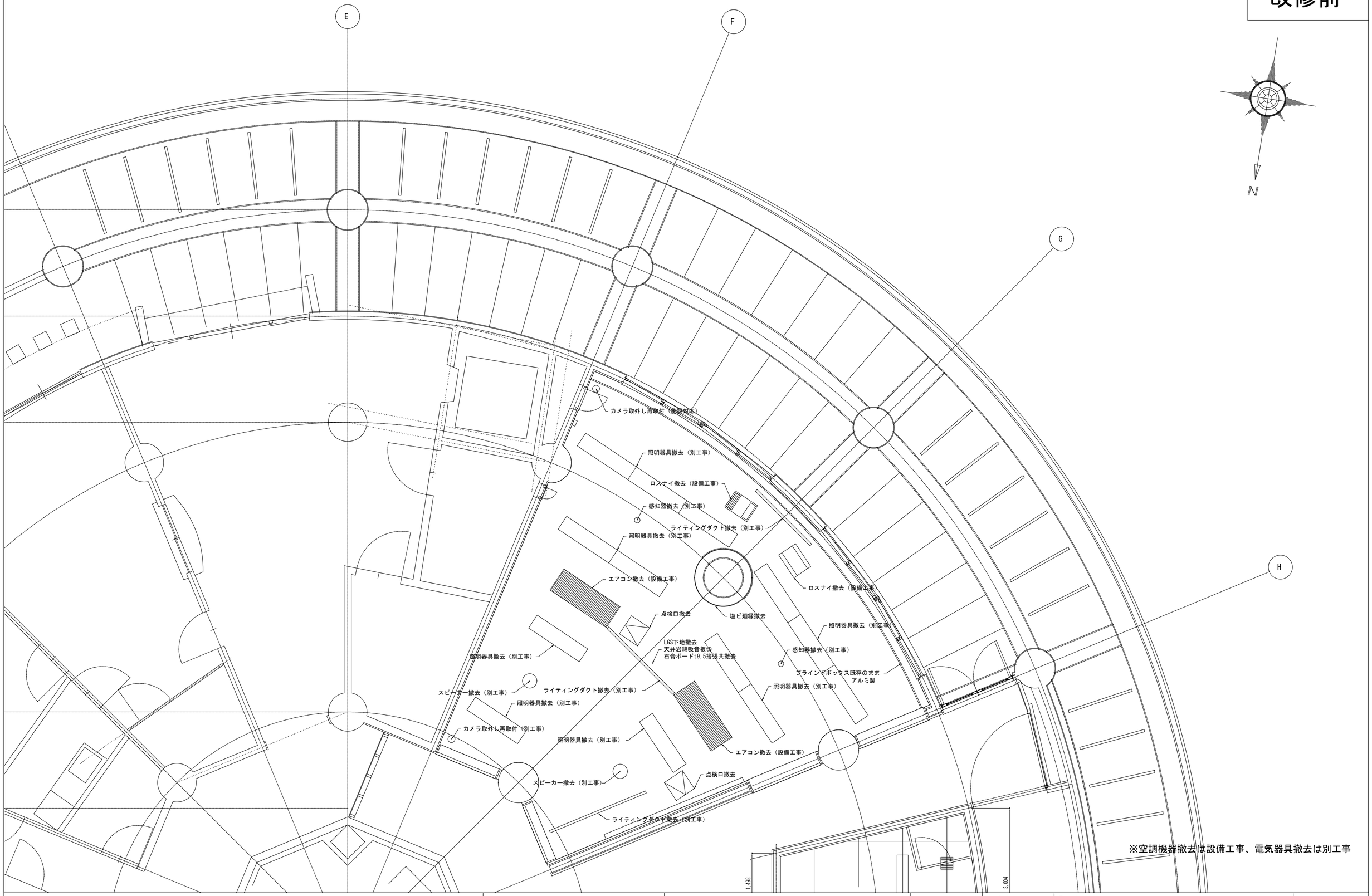

※空調機器撤去は設備工事、電気器具撤去は別工事

徳島県県土整備部営繕課	鎌倉建築設計事務所 徳島県吉野川市鴨島町鴨島乙８８８－３ 管理建築士１級１９８８２８号　鎌倉和敏	設計年月日 2023.03	工事名称 Ｒ７営繕　大鳴門橋架橋記念館　鳴・鳴門　内部改修工事建築	図面番号 Ａ ── ２３
		縮尺 (A2) 1:50 (A3) 1:70.7	図面名称 改修前　１階　内部天井伏図	

改修後

E
F
G
H
N
ルーバー小ロフタ（41箇所）
（ブラインドボックスと接する箇所）
感知器新設（別工事）
カメラ取外し再取付（施設対応工事）
点検口600角新設
スピーカー新設（別工事）
天井GB-R t12.5 EP新設
（CH=2,500）
木製ルーバー新設
30×100（木目調）
カメラ取外し再取付（別工事）
スピーカー新設（別工事）
既存ブラインドボックスアルミ製
※天井点検口600角新設を示す。
※空調機器取付は設備工事、電気器具取付は別工事

徳島県県土整備部営繕課	鎌倉建築設計事務所 徳島県吉野川市鴨島町鴨島乙８８８－３ 管理建築士１級１９８８２８号　鎌倉和敏		設計年月日 2023.03	工事名称 Ｒ７営繕　大鳴門橋架橋記念館　鳴・鳴門　内部改修工事建築	図面番号 A ―― ２４
			縮尺 (A2) 1:50 (A3) 1:70.7	図面名称 改修後　１階　内部天井伏図	

改修前

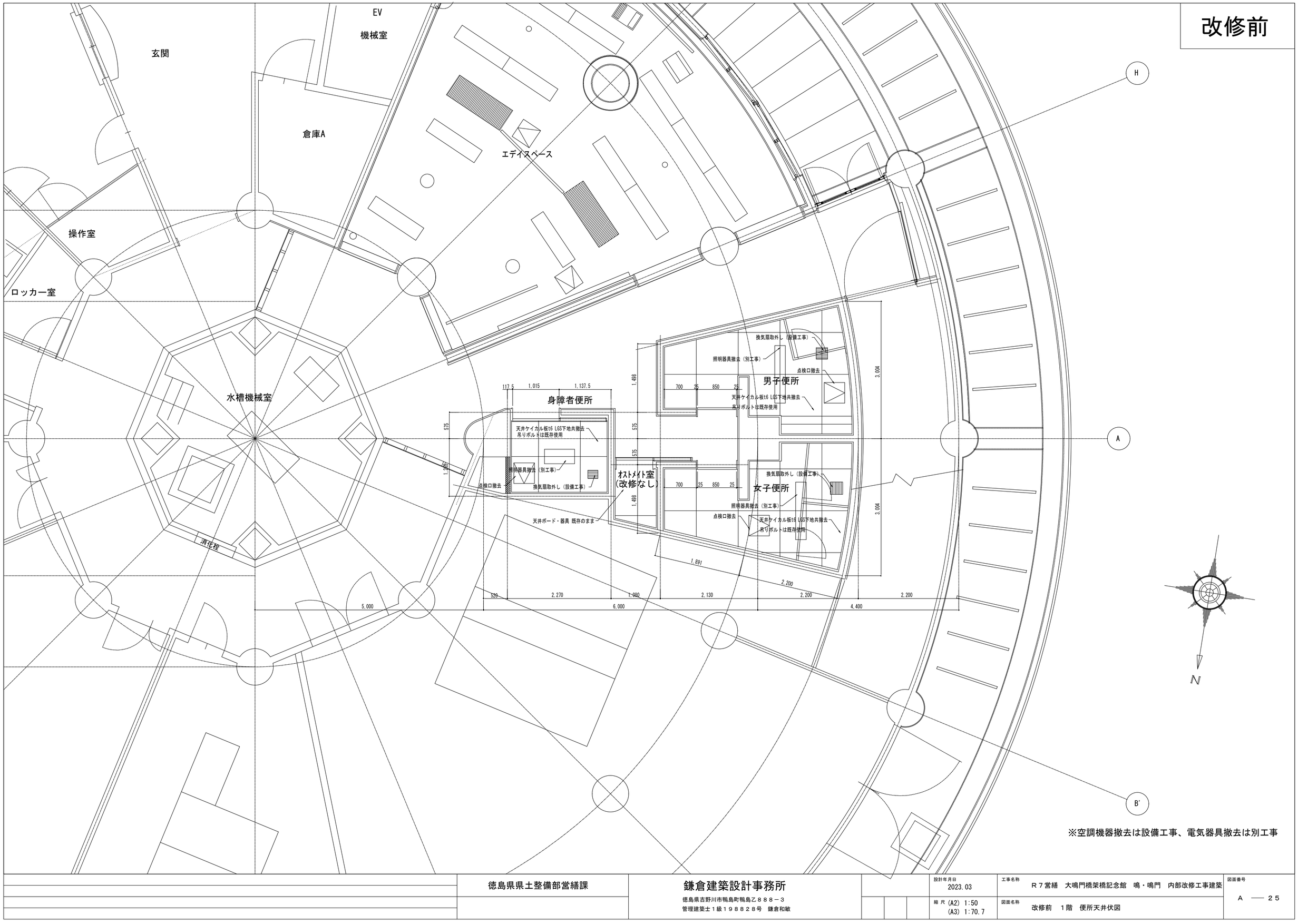

※空調機器撤去は設備工事、電気器具撤去は別工事

	徳島県県土整備部営繕課	鎌倉建築設計事務所 徳島県吉野川市鴨島町鴨島乙８８８－３ 管理建築士１級１９８８２８号　鎌倉和敏		設計年月日 2023.03 縮尺 (A2) 1:50 (A3) 1:70.7	工事名称 Ｒ７営繕　大鳴門橋架橋記念館　鳴・鳴門　内部改修工事建築 図面名称 改修前　１階　便所天井伏図	図面番号 A ―― 25

改修後

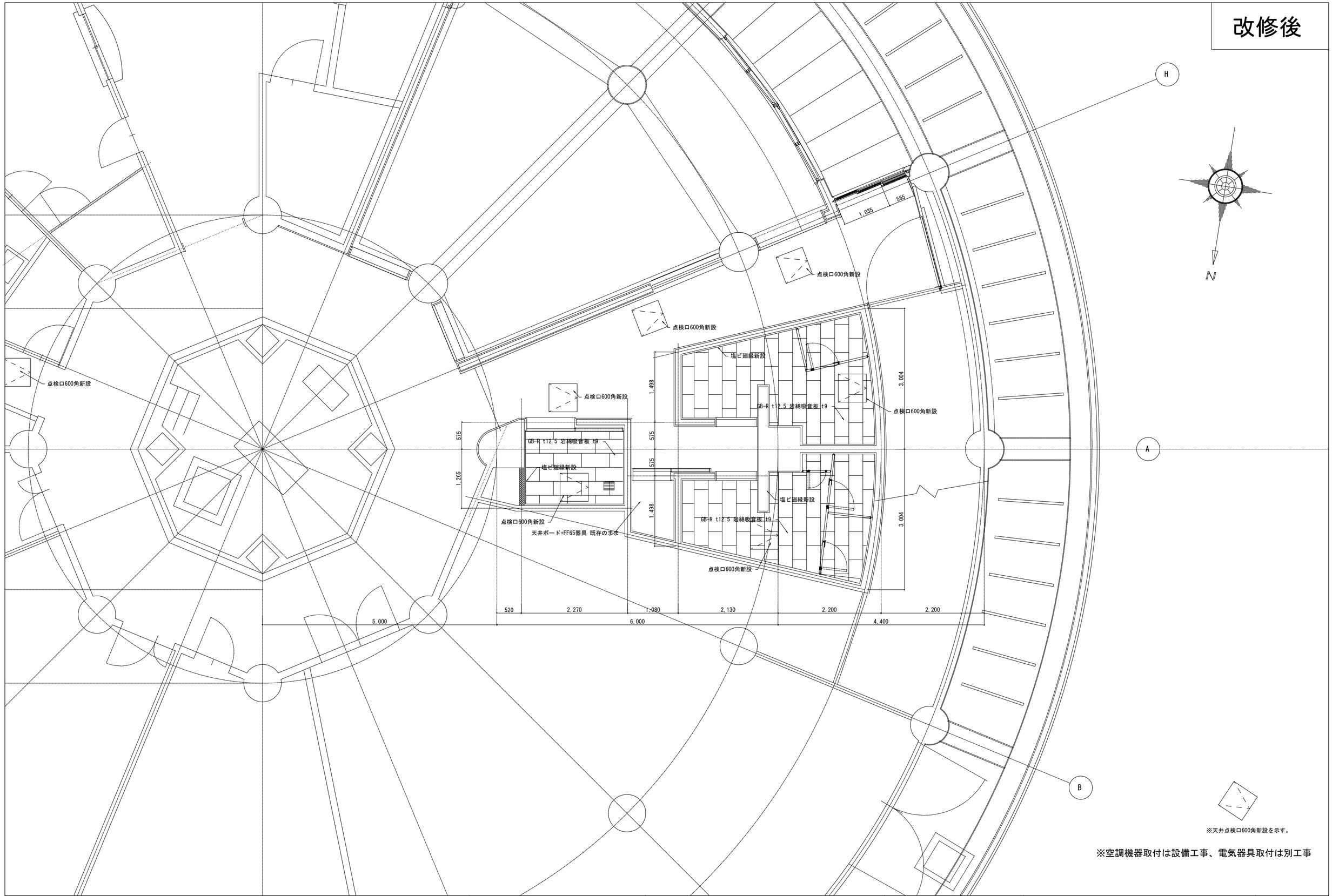

※天井点検口600角新設を示す。

※空調機器取付は設備工事、電気器具取付は別工事

	徳島県県土整備部営繕課	鎌倉建築設計事務所 徳島県吉野川市鴨島町鴨島乙８８８－３ 管理建築士１級１９８８２８号　鎌倉和敏		設計年月日 2023.03 縮尺 (A2) 1:50 (A3) 1:70.7	工事名称 Ｒ７営繕　大鳴門橋架橋記念館　鳴・鳴門　内部改修工事建築 図面名称 改修後　１階　便所天井伏図	図面番号 A ―― 26

建具表（1）

改修前

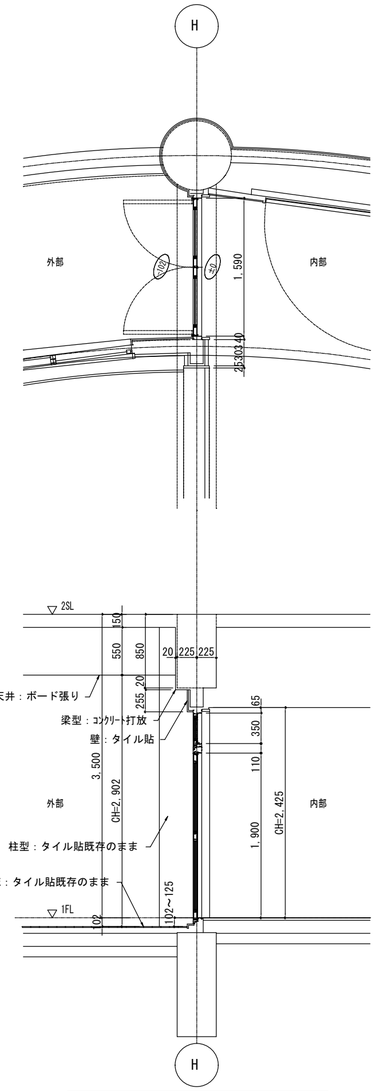

a部　断面図　1:50

記号・形式	AD 1 排煙窓付両開きアルミサッシ
姿　図	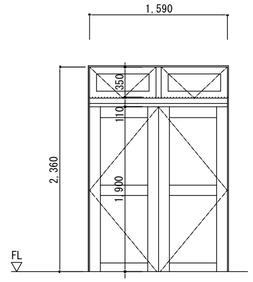
数量・見込	1カ所　70
材質・塗装	アルミ
硝　子	トーメイ 5 mm
金　物	附属金物一式
使用箇所	外部通路ー廊下

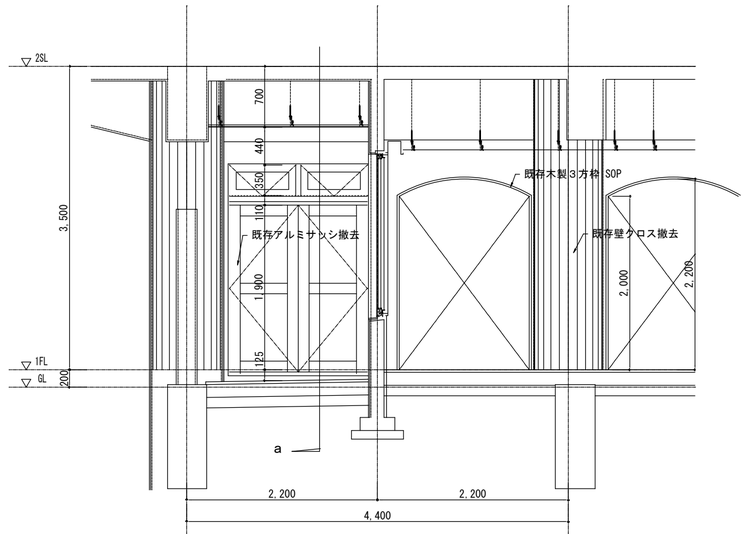

B面　展開図　1:50

改修後

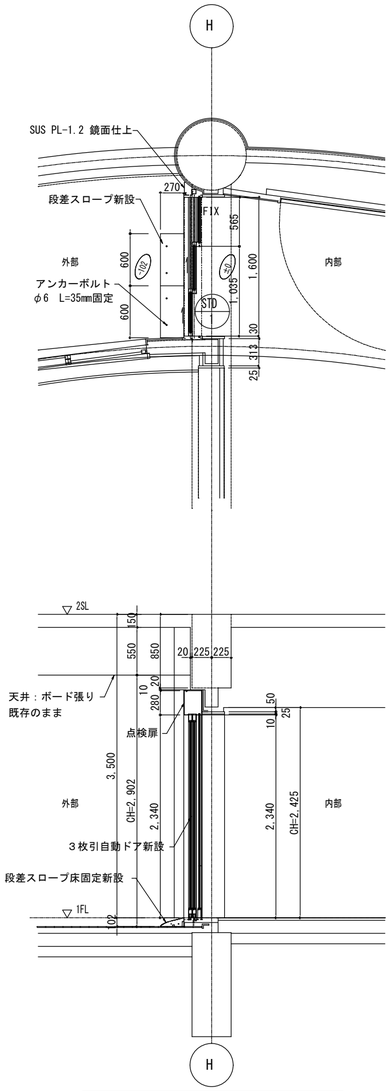

a部　断面図　1:50

記号・形式	STD 1 ３枚引き自動ドア
姿　図	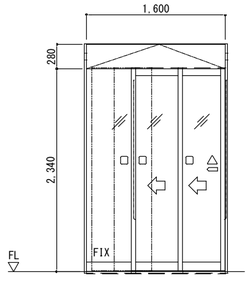
数量・見込	1カ所　200
材質・塗装	ステンレス鏡面仕上（額縁共）
硝　子	強化ガラス 8 mm
金　物	附属金物一式
使用箇所	外部通路ー廊下

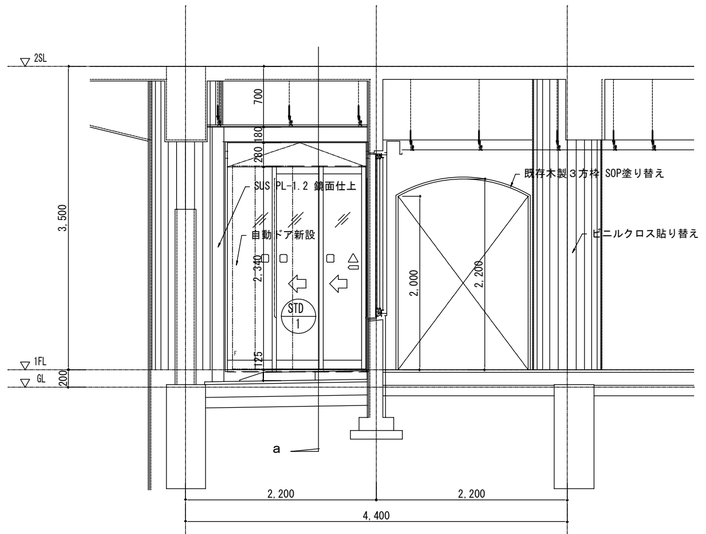

B面　展開図　1:50

	徳島県県土整備部営繕課	鎌倉建築設計事務所 徳島県吉野川市鴨島町鴨島乙８８８－３ 管理建築士１級１９８８２８号　鎌倉和敏		設計年月日 2023.03 縮尺 (A2) 1:50 (A3) 1:70.7	工事名称 Ｒ７営繕　大鳴門橋架橋記念館　鳴・鳴門　内部改修工事建築 図面名称 改修前・改修後　建具表（１）	図面番号 A ―― ２７

建具表（2）

改修前

記号・形式	TB 1　トイレブース
姿　図	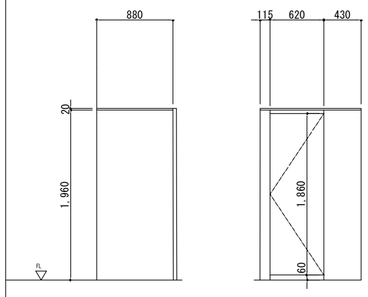
数量・見込	1カ所　　４０
材質・塗装	テラゾー　　扉：メラミン化粧板フラッシュ
硝　子	—
金　物	ステンレスレール　　蝶番　　ラバトリーストライク
使用箇所	１階男子便所

記号・形式	TB 2　トイレブース
姿　図	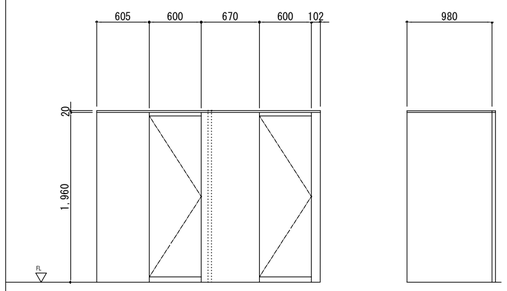
数量・見込	1カ所　　４０
材質・塗装	テラゾー　　扉：メラミン化粧板フラッシュ
硝　子	—
金　物	ステンレスレール　　蝶番　　ラバトリーストライク
使用箇所	１階女子便所

改修後

記号・形式	TB 1　トイレブース　　（緊急時外開き解錠機能付）
姿　図	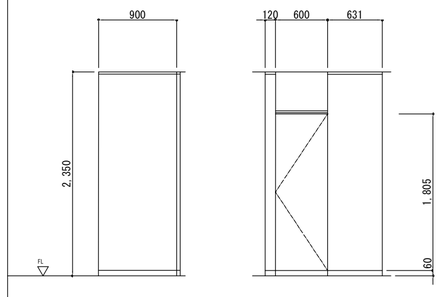
数量・見込	1カ所　　４０
材質・塗装	メラミン化粧板　巾木ステンレス
硝　子	—
金　物	附属金物一式
使用箇所	１階男子便所

記号・形式	TB 2　トイレブース　　（緊急時外開き解錠機能付）
姿　図	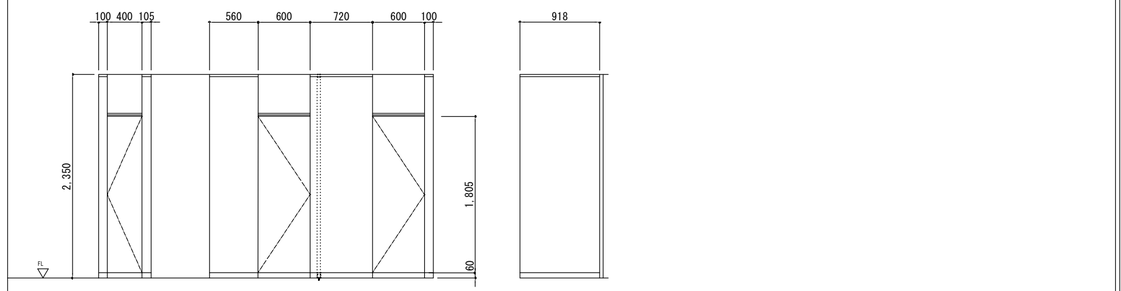
数量・見込	1カ所　　４０
材質・塗装	メラミン化粧板　巾木ステンレス
硝　子	—
金　物	附属金物一式
使用箇所	１階女子便所

トイレブース詳細図（参考図）　　１：５

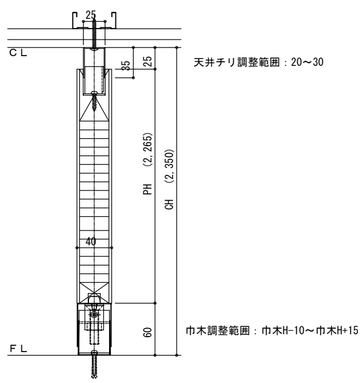

パネル詳細

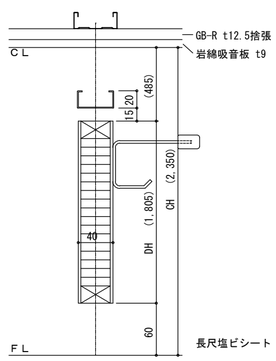

扉詳細

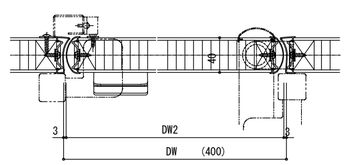

ＳＫ・物入れ用片開き扉

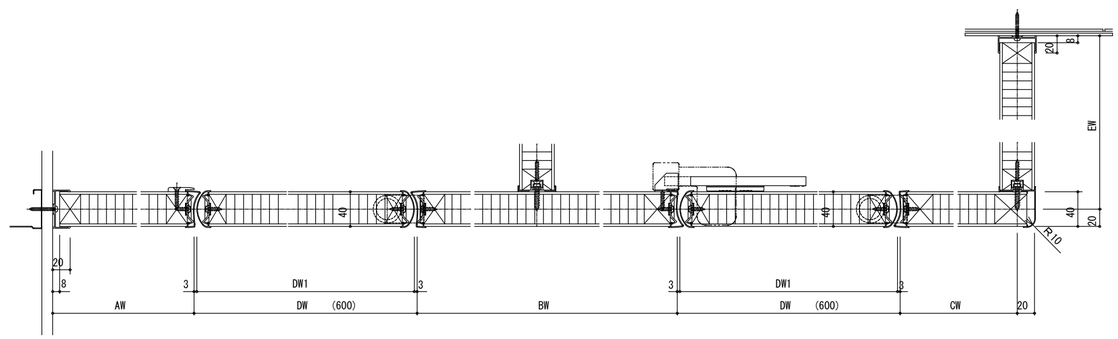

内開きトイレ用扉

	徳島県県土整備部営繕課	鎌倉建築設計事務所 徳島県吉野川市鴨島町鴨島乙８８８－３ 管理建築士１級１９８８２８号　鎌倉和敏		設計年月日 2023.03 縮 尺 (A2) 1:50 (A3) 1:70.7	工事名称 Ｒ７営繕　大鳴門橋架橋記念館　鳴・鳴門　内部改修工事建築 図面名称 改修前・改修後　建具表（２）	図面番号 A ―― ２８

手洗い詳細図　1:20

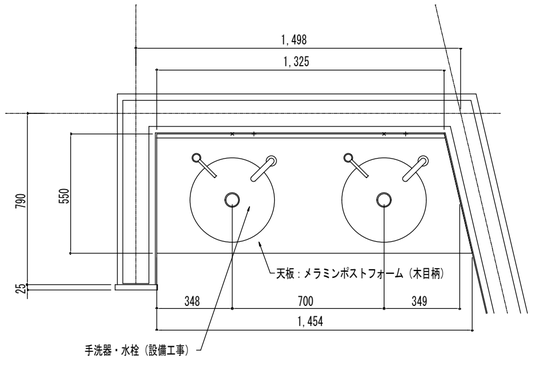

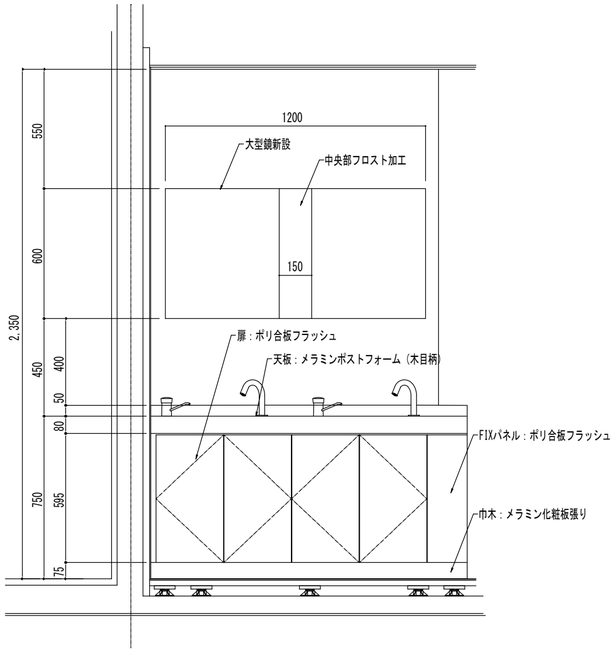

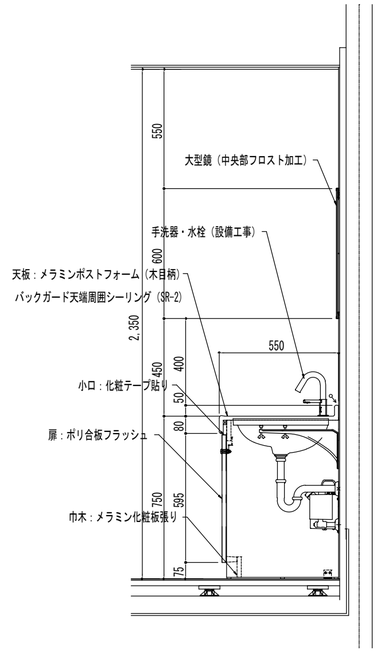

※衛生器具取付は設備工事、電気器具取付は別工事

トイレＯＡフロアー詳細図（参考図）　1:3

改修後

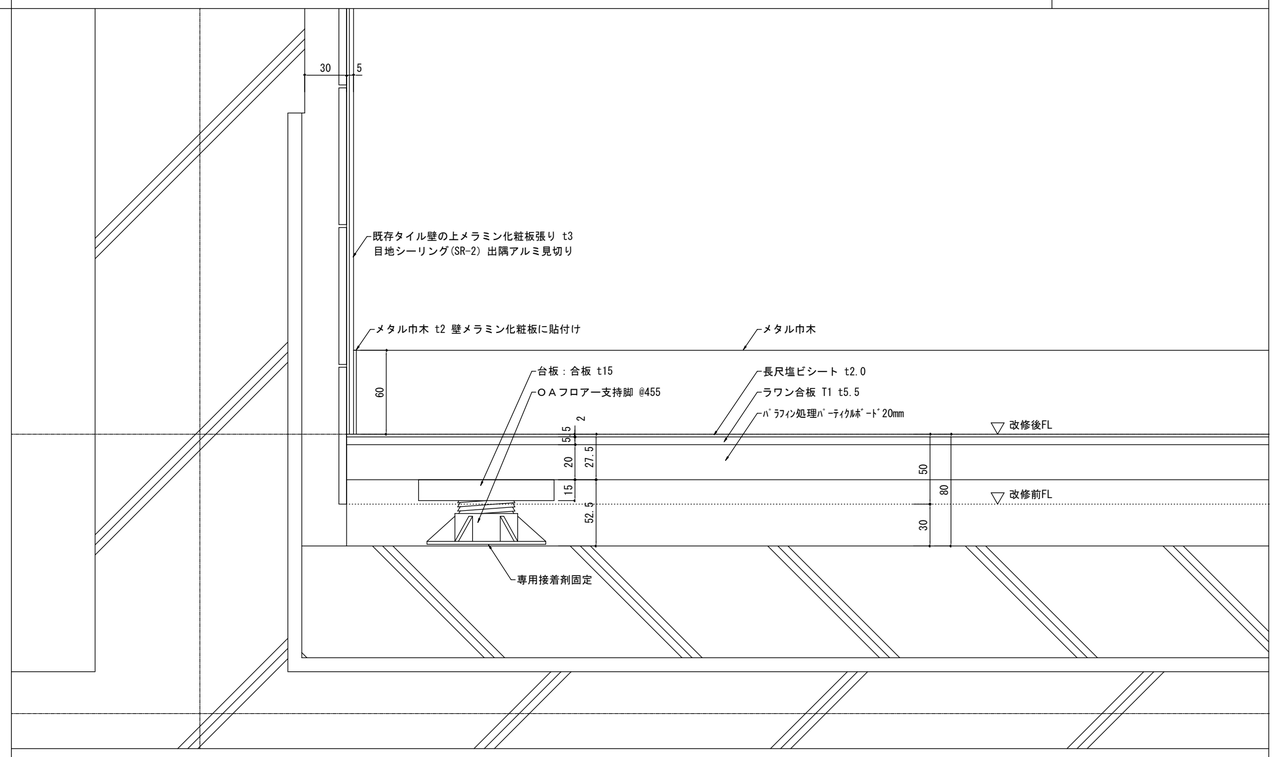

トイレＯＡフロアー詳細図（汚垂石部）（参考図）　1:3

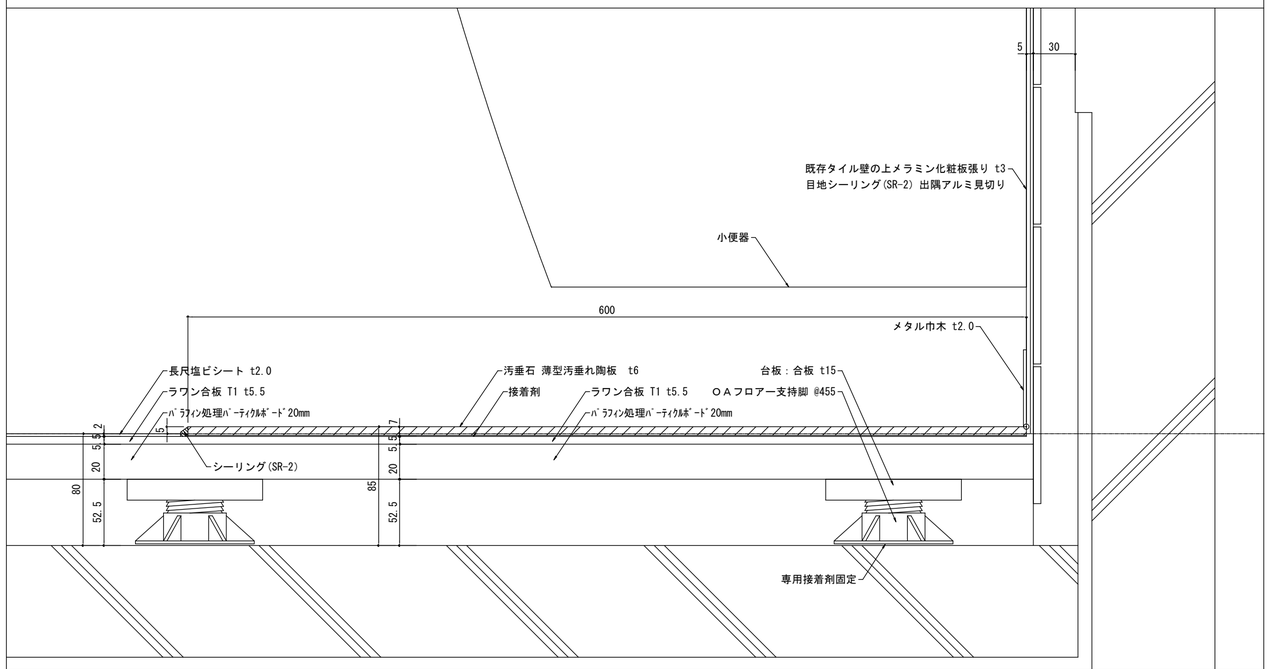

	徳島県県土整備部営繕課	鎌倉建築設計事務所 徳島県吉野川市鴨島町鴨島乙８８８－３ 管理建築士１級１９８８２８号　鎌倉和敏		設計年月日 2023.03 縮尺 (A2) 1:20 (A3) 1:28.2	工事名称 Ｒ７営繕　大鳴門橋架橋記念館　鳴・鳴門　内部改修工事建築 図面名称 改修後　手洗い詳細図・ＯＡフロアー詳細図	図面番号 Ａ ―― ２９

改修後

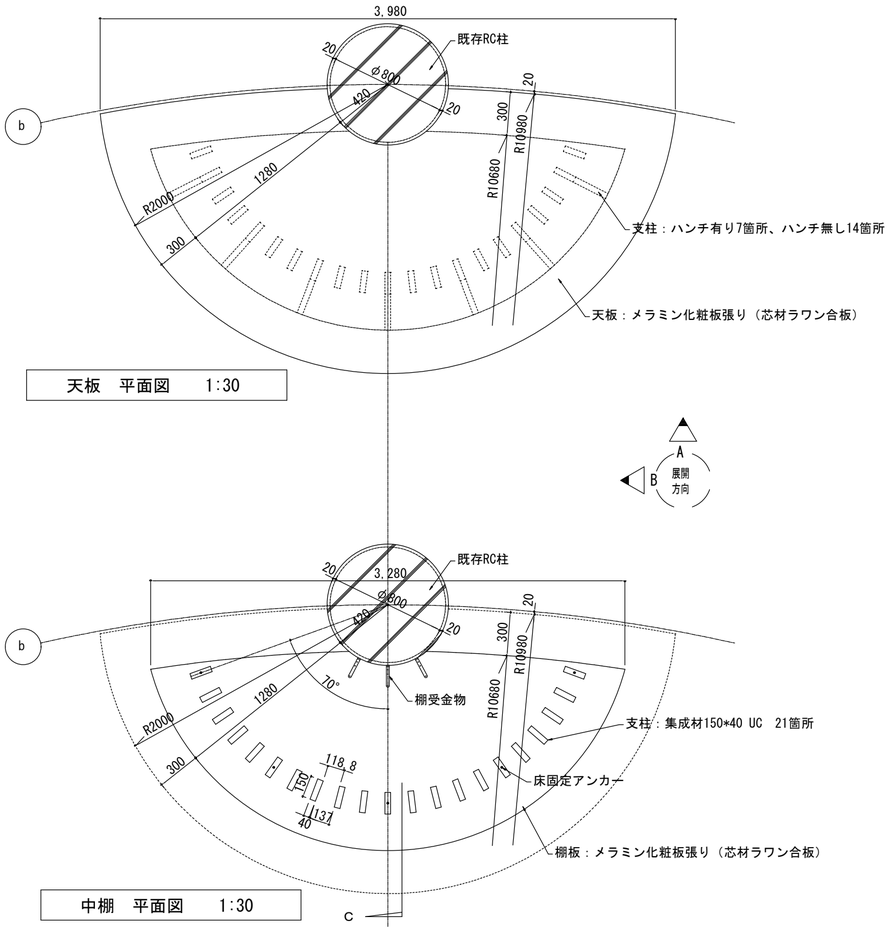

天板　平面図　1:30

中棚　平面図　1:30

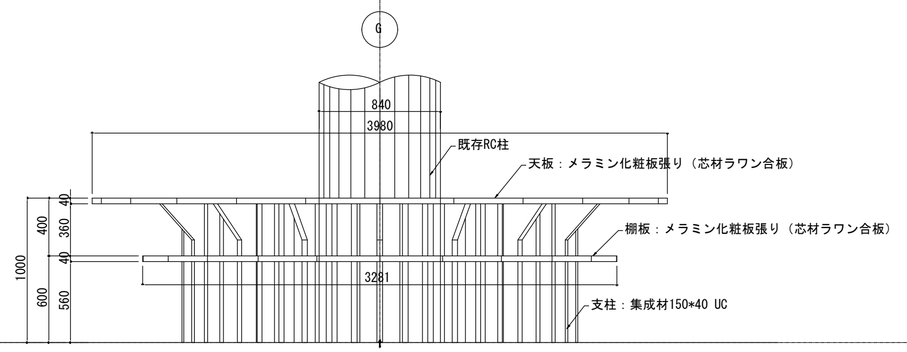

Ａ面　展開図　1:30

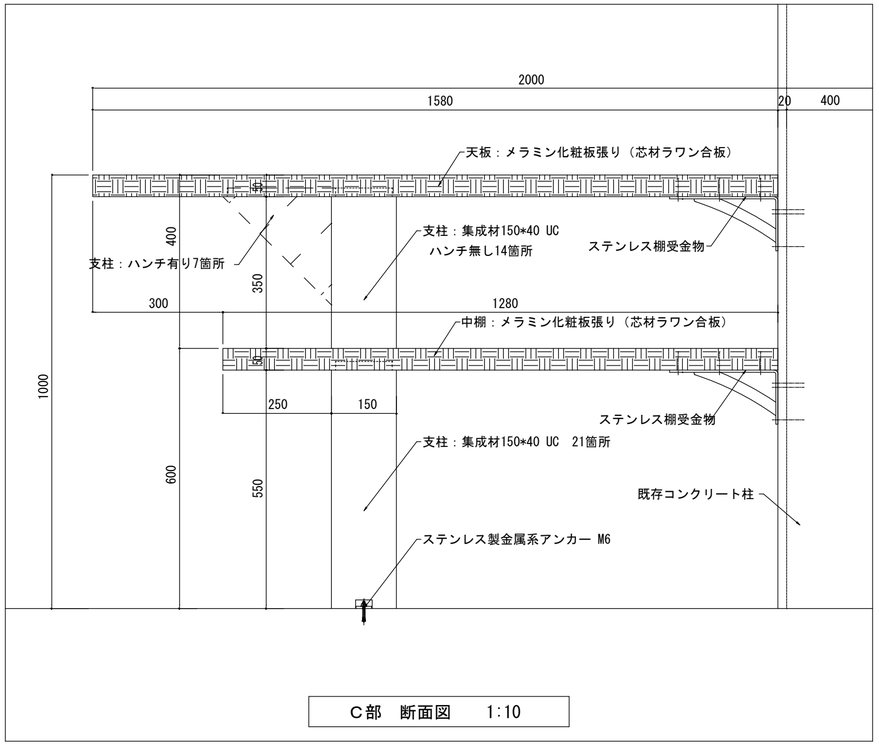

Ｃ部　断面図　1:10

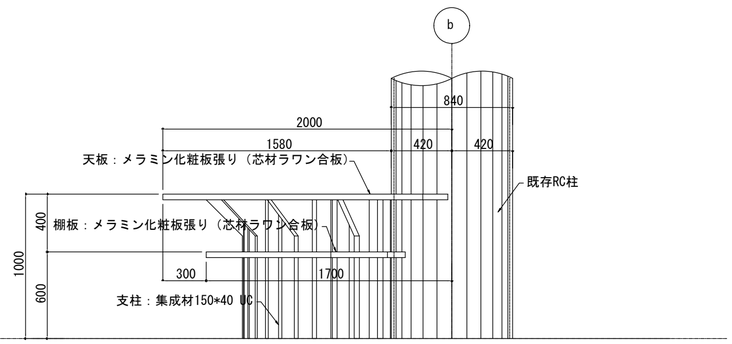

Ｂ面　展開図　1:30

	徳島県県土整備部営繕課	鎌倉建築設計事務所 徳島県吉野川市鴨島町鴨島乙８８８－３ 管理建築士１級１９８８２８号　鎌倉和敏		設計年月日 2023.03	工事名称 Ｒ７営繕　大鳴門橋架橋記念館　鳴・鳴門　内部改修工事建築	図面番号 Ａ ―― ３０
				縮尺 (A2) 1:30 (A3) 1:42.4	図面名称 改修後　内部家具詳細図　（１）　＜多目的テーブル＞	

改修後

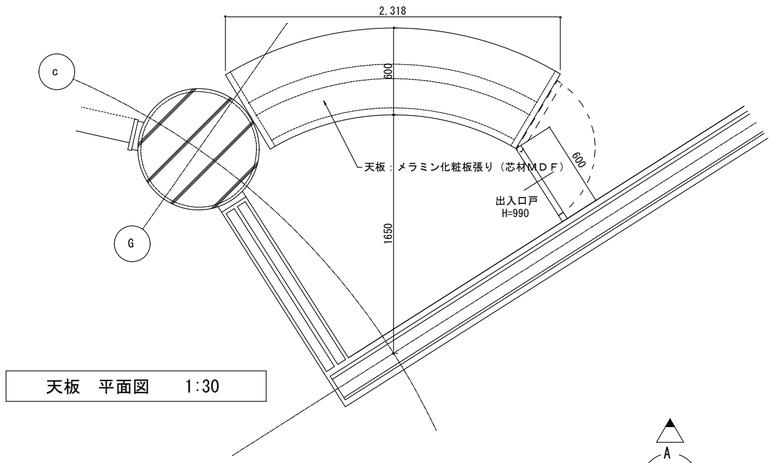

天板　平面図　1:30

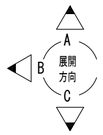

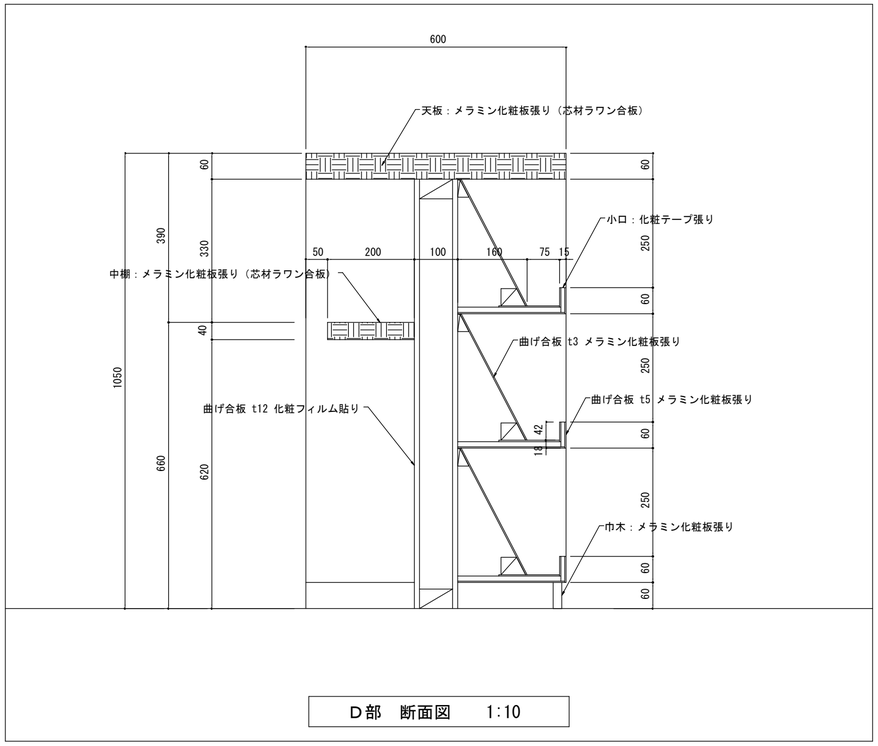

D部　断面図　1:10

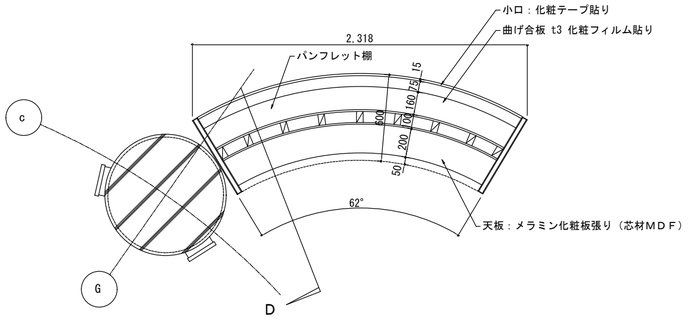

中棚　平面図　1:30

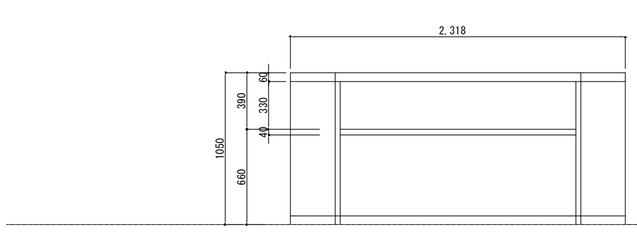

A面　展開図　1:30

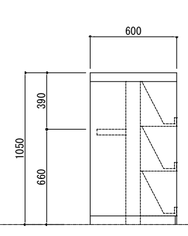

B面　展開図　1:30

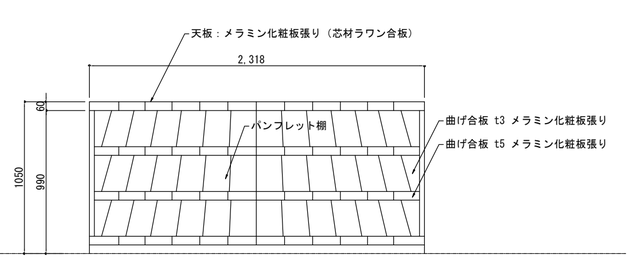

C面　展開図　1:30

	徳島県県土整備部営繕課	鎌倉建築設計事務所 徳島県吉野川市鴨島町鴨島乙８８８－３ 管理建築士１級１９８８２８号　鎌倉和敏		設計年月日 2023.03 縮尺 (A2) 1:30 (A3) 1:42.4	工事名称 Ｒ７営繕　大鳴門橋架橋記念館　鳴・鳴門　内部改修工事建築 図面名称 改修後　内部家具詳細図　（２）　＜受付カウンター＞	図面番号 A ―― 31

改修後

パンフレット棚　　6台

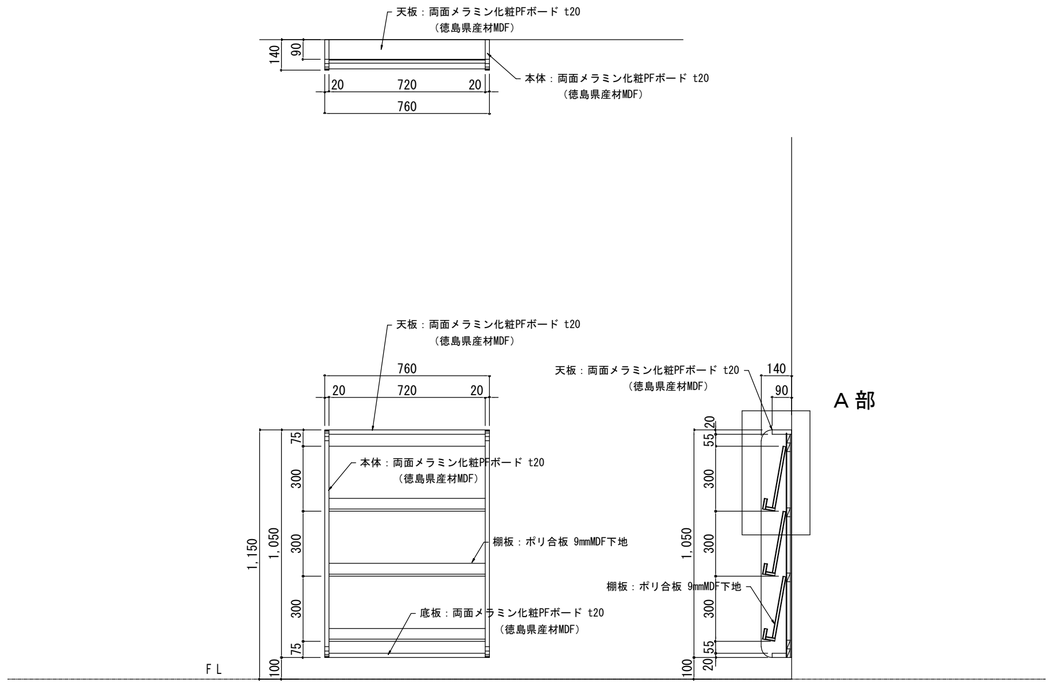

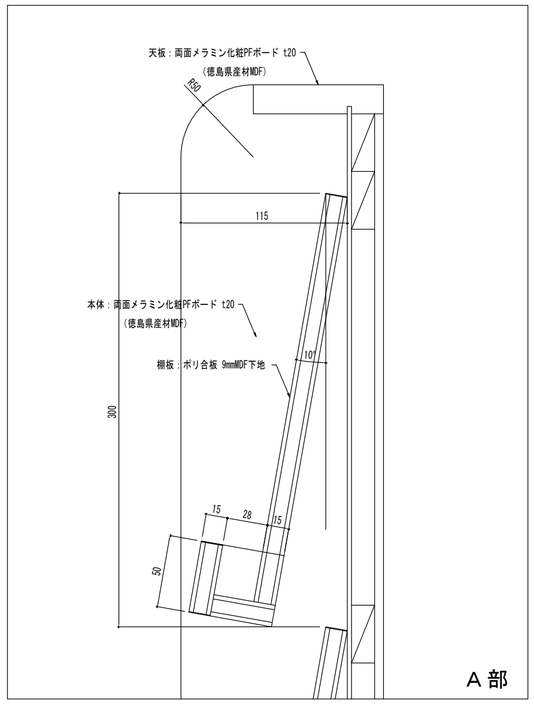

掲示板　　1台

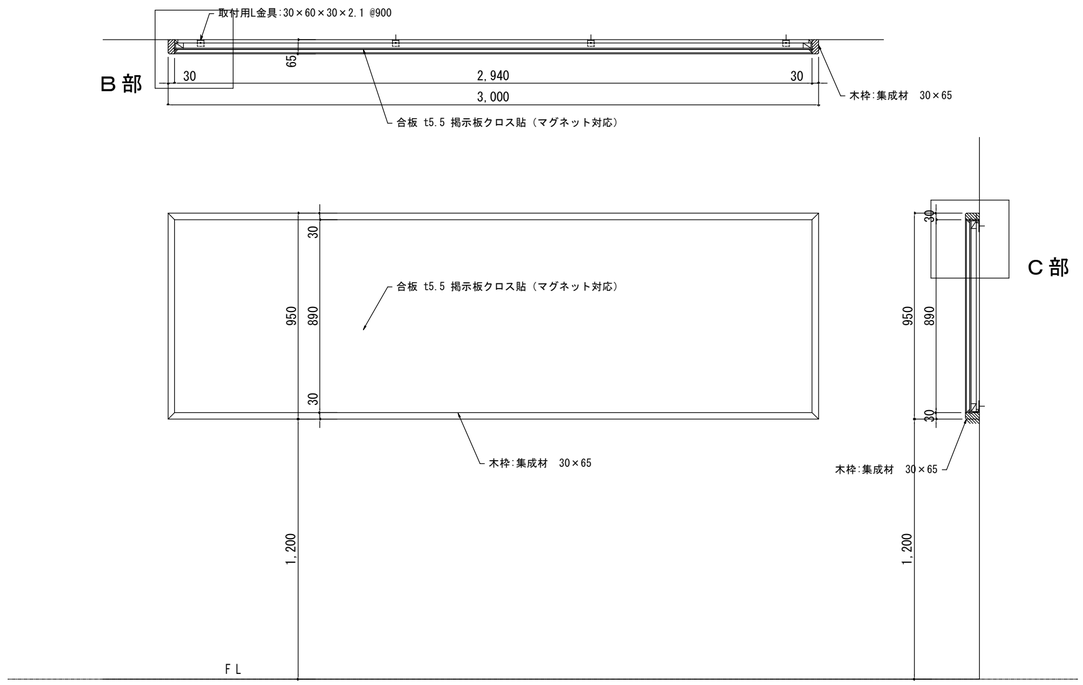

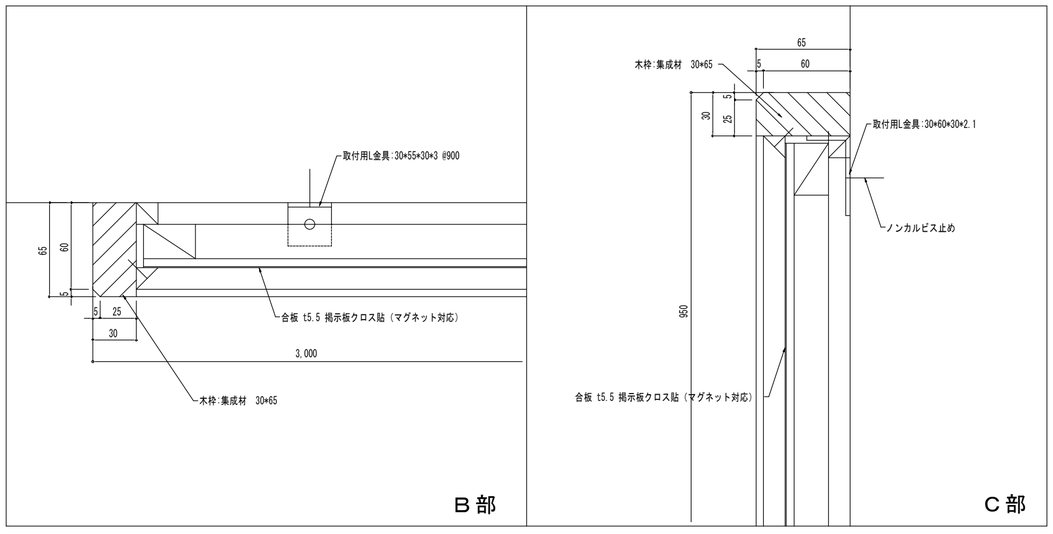

	徳島県県土整備部営繕課	鎌倉建築設計事務所 徳島県吉野川市鴨島町鴨島乙８８８－３ 管理建築士１級１９８８２８号　鎌倉和敏		設計年月日 2023.03 縮尺 (A2) 1:20 (A3) 1:28.2	工事名称 Ｒ７営繕　大鳴門橋架橋記念館　鳴・鳴門　内部改修工事建築 図面名称 改修後　内部家具詳細図　（３）　ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄ棚・掲示板＞	図面番号 A ―― 32

改修後

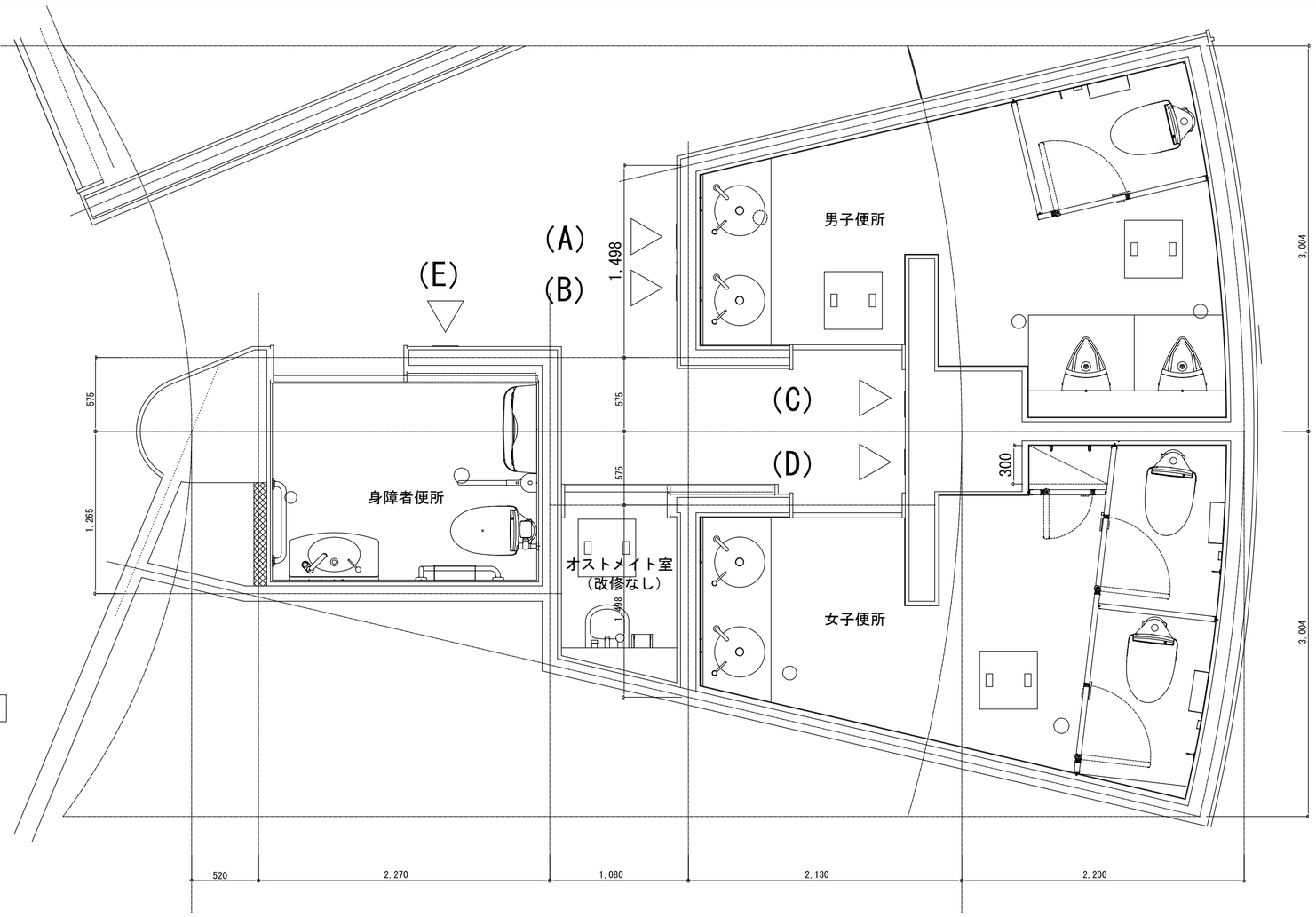

1階便所平面図　1:30

（参考図）

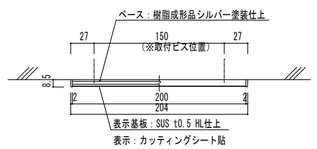

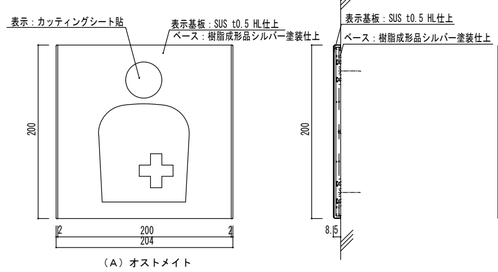

※取付高さは現場係員の指示よる

（B）男女化粧室

男女便所　　数量：1

（C）男性化粧室

男子便所　　数量：1

（D）女性化粧室

女子便所　　数量：1

（E）多目的化粧室

身障者便所　　数量：1

（A）オストメイト

1階　廊下A　　数量：1

	徳島県県土整備部営繕課	鎌倉建築設計事務所 徳島県吉野川市鴨島町鴨島乙８８８－３ 管理建築士１級１９８８２８号　鎌倉和敏		設計年月日 2023.03 縮尺 (A2) 1:50 (A3) 1:70.7	工事名称 Ｒ７営繕　大鳴門橋架橋記念館　鳴・鳴門　内部改修工事建築 図面名称 改修後　１階サイン図	図面番号 A ―― ３３

改修前

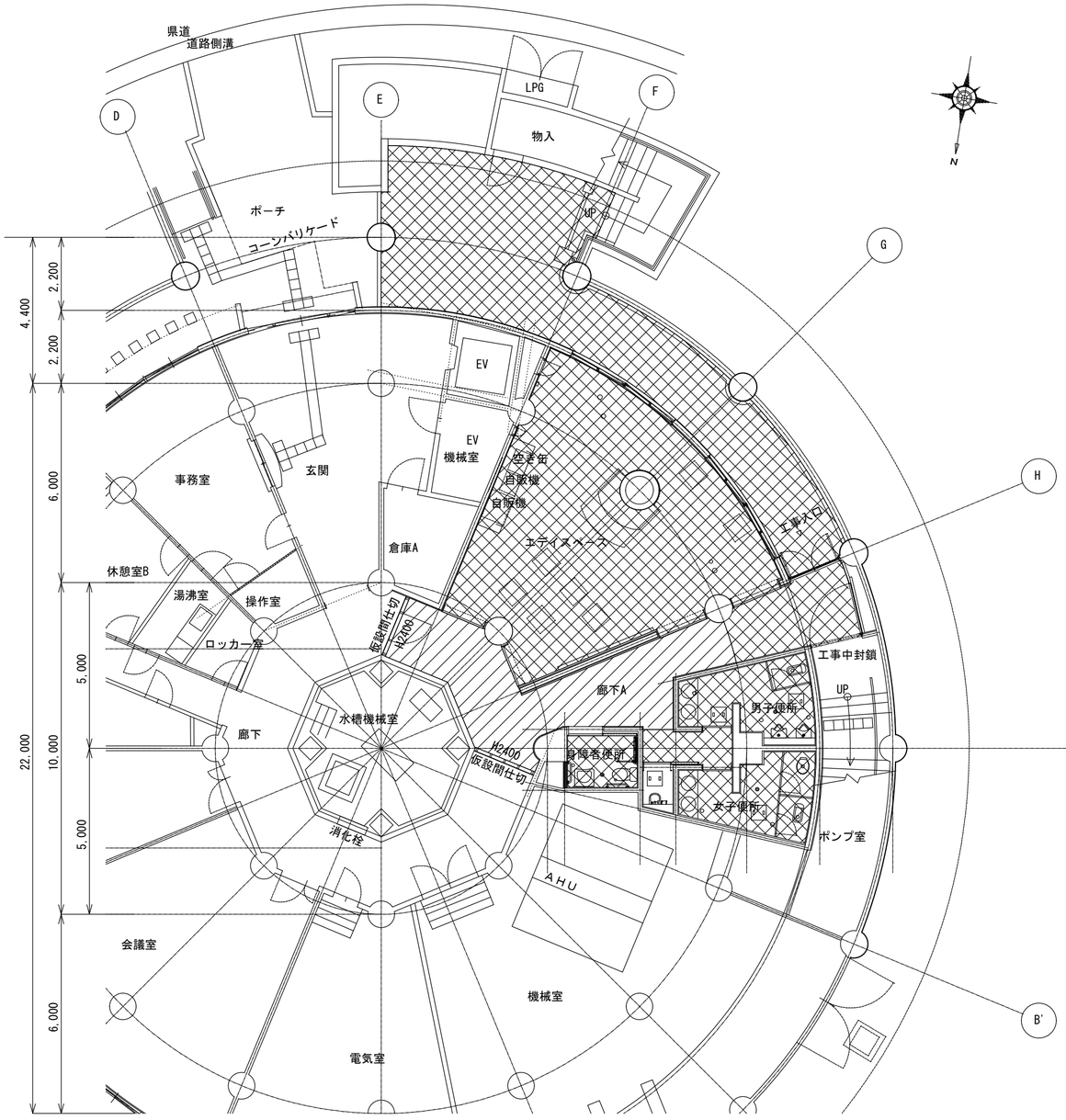

1階　平面図　1:120

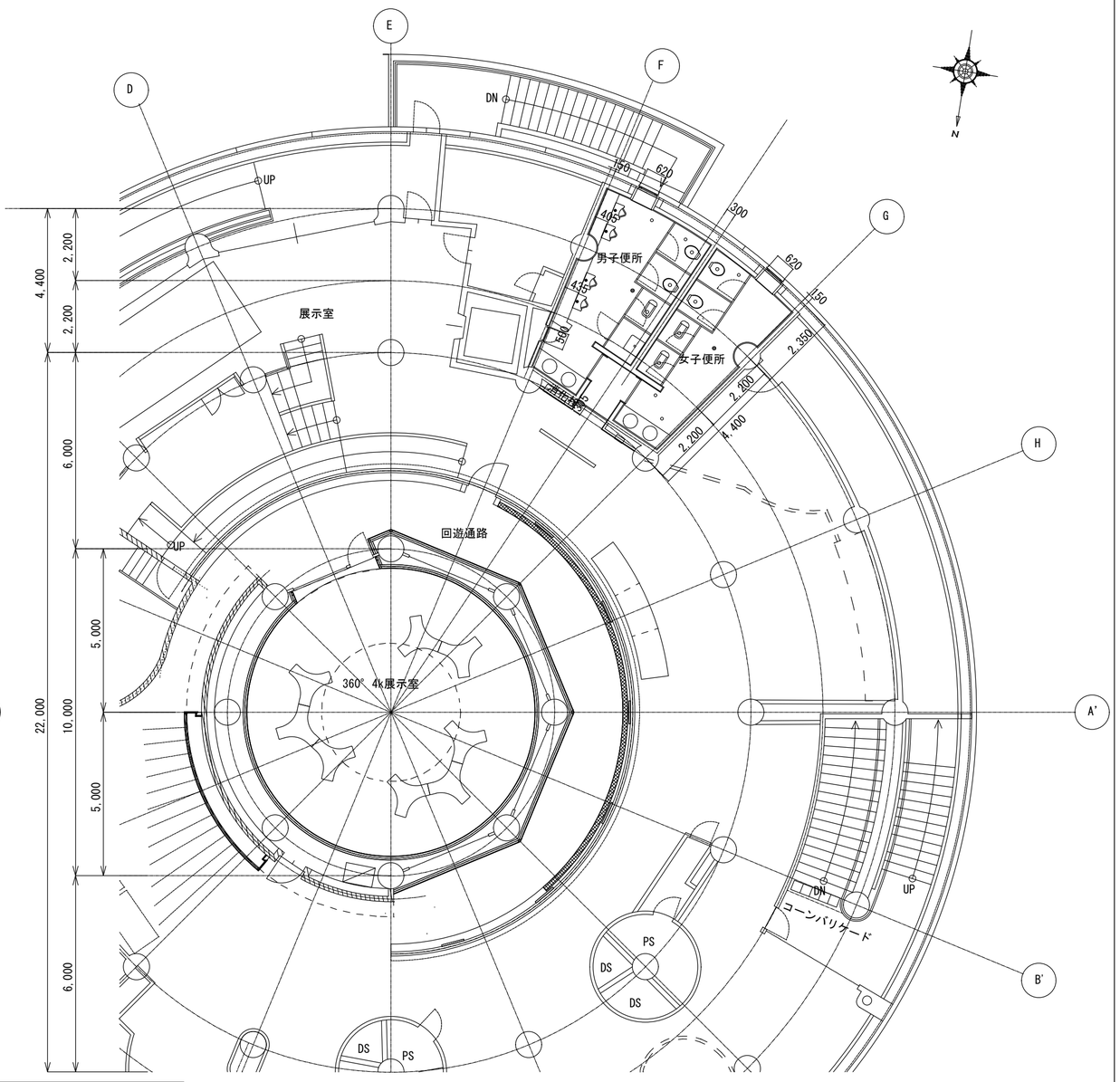

2階　平面図　1:120

凡　例

	工事対象範囲		
	通路養生範囲	普通合板 t 3.0 + 養生シート	21.7　㎡
	仮設間仕切	LGS65+構造用合板 t 9 （片面・素地）	9.2　㎡
	仮設間仕切扉	木製開き戸　W800 ＊ H1800	1　ケ所
	コーンバリケード	立入禁止表示	8.1　m

	徳島県県土整備部営繕課	鎌倉建築設計事務所 徳島県吉野川市鴨島町鴨島乙８８８－３ 管理建築士１級１９８８２８号　鎌倉和敏		設計年月日 2023.03	工事名称 Ｒ７営繕　大鳴門橋架橋記念館　鳴・鳴門　内部改修工事建築
				縮尺 (A2) 1:120 (A3) 1:170	図面名称 仮設計画　参考図
					図面番号 A ―― 34

全体参考工程表

	1ケ月目					２ケ月目					３ケ月目					４ケ月目					５ケ月目				
	5	10	15	20	25	5	10	15	20	25	5	10	15	20	25	5	10	15	20	25	5	10	15	20	25
準備・その他	施工計画書・施工図				承認																	検査		手直し	
仮設工事				仮設間仕切																	仮設間仕切解体・美装				
内装改修工事							内　装　改　修																		
天井ルーバー工事												製　作								取付					
自動ドア工事						既存建具撤去						製　作								取付					
トイレブース工事											製　作								取付						
ユニット及びその他工事							家具製作												家具取付	サイクルスタンド取付					
撤去工事				とりこわし・内装材撤去																					
設備工事						テレビモニター製作（電気工事：別工事）								衛生器具等取付					照明器具取付（電気工事：別工事）						
																取付	調整								

	徳島県県土整備部営繕課	鎌倉建築設計事務所 徳島県吉野川市鴨島町鴨島乙８８８－３ 管理建築士１級１９８８２８号　鎌倉和敏		設計年月日 2023.03	工事名称 Ｒ７営繕　大鳴門橋架橋記念館　鳴・鳴門　内部改修工事建築
				縮 尺	図面名称 全体参考工程表

図面番号
A ―― 35

管工事仕様書

I. 工事種目

種　　目	工　事　概　要
衛生器具設備	建築改修工事に伴う衛生設備改修
換　気　設　備	建築改修工事に伴う換気設備改修
撤　去　工　事	建築改修に伴う機器・器具の撤去工事

II. 共通仕様

特記仕様書及び図面に記載されていない事項は，国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和４年版)」(ただし，改修工事の場合は「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和４年版)」)及び「公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(令和４年版)」による．なお，本工事が建築工事又は電気設備工事を含む場合は，それぞれの工事に係る標準仕様書による．また，国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「機械設備工事監理指針(令和５年版)」を参考とする．

III. 特記仕様1(一般共通事項)

1. 本工事に必要な工事用電力，水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む．
   官公署その他への届出手続等は(標仕 <1>1.1.3)により行う．なお，(監理指針 <1>1.1.4)を参考とする．
2. 工事の着手に先立ち工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し，監督員に提出する．また，品質計画及び工種別の施工計画書並びに施工図等を当該工事の施工に先立ち作成し，監督員に提出する．品質計画及び施工図等については，監督員の承諾を受ける．(標仕 <1>1.2.2，<1>1.2.3)
   品質管理は，適切な時期に品質計画に基づき確認，試験又は検査を行う．結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は，品質計画にしたがって適切な処理を施す．
   また，その原因を検討し，再発防止のための必要な処置をとる．(標仕 <1>1.3.4，監理指針 <1>1.3.4)
   使用する機材が，設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料（製作図，試験成績書を含む）を監督員に提出する．（JISマーク等表示品を除く）(標仕 <1> 1.4.2)
   上記の施工計画書には，「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること．
3. 設計図書に疑義が生じたり，現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは，「疑義に対する協議等」(標仕 <1>1.1.8)による．
4. 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については，工事着手前に資格者名簿を提出する．
5. 本工事のうち建築工事，電気工事及び管工事について下請業者を使用する場合は，工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すること．
6. 機器類は，図示する形状又は配管などの取出し位置等により，特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない．
7. 既存のコンクリート床，壁等の配管貫通部の穴開けは，原則としてダイヤモンドカッターによる．(改修標仕 <2>4.1.3)
   梁，スラブ等の構造体貫通の場合は，施工方法について監督員の確認を受けた後に施工する．
8. 本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は，既成にならい補修する．
9. 発生材の処理等は，「発生材の処理等」(標仕 <1>1.3.9)により行う．
   (1) PCBを含む機器は，調書を添えて引き渡しとする．
   (2) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は，フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき，作業や手続きを行う．家電リサイクル法に該当する機器については，家電リサイクル法により処理すること．
10. 耐震施工
    「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説(平成8年版)(建設大臣官房官庁営繕部監修)」によることとし，施工は「建築設備耐震設計・施工指針(2005年版)(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修)」による．
    (1) 本工事の建物分類は(特定の施設・ 一般の施設)であり，地域係数は(1.0 ・ 0.9)とする．
    (2) 設計用水平地震力は，機器の質量(自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量)に，地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする．なお，特記なき場合の設計用水平震度は次による．

設計用標準水平震度		特定の施設		一般の施設	
設置場所	機器種別	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階，屋上及び塔屋	機　　器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水　槽　類	2.0	1.5	1.5	1.0
中層階	機　　器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水　槽　類	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び地下階	機　　器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水　槽　類	1.5	1.0	1.0	0.6

    (注) 上層階の定義は次のとおりとする．
    2～6階の場合は最上階，7～9階の場合は上層2階，10～12階建の場合は上層3階，13階以上の場合は上層4階
    重要機器 （ ・ 防災機器 ・ 火気を使用する機器 ・ タンク類 ・ ）
    (3) 設計用鉛直地震力は，設計水平地震力の1/2とし，水平地震力と同時に働くものとする．
    (4) 質量100kg以下の軽量な機器(標仕の適用を受けるものは除く)の取付については，機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行うものとし，特に計算を行わなくともよい．
11. 各種荷重計算
    対象機材 （ ・ 屋上，塔屋等に設置する機器 ・ ）
12. 強度計算
    対象機材 （ ・ 配管及びダクト支持材 ・ 煙道支持材 ・ ）
13. コンクリート工事
    受水槽基礎 （ ・ 強度試験（ ・ 公共試験機関 ・ JIS工場 ） ・ 構造体強度補正値(S)による補正 ・ 調合表提出
    ・ アルカリ骨材反応抑制対策確認 ・ 鉄筋材料の規格品証明書提出 ）
    ※強度試験の立会いについて，試験を第３者機関で行う場合は，現場代理人又は主任(監理)技術者が，JIS工場の場合は，立ち会い者を定め監督員の承認を受け，行うものとする．

IV. 特記仕様2(特記事項)

1. 配管の吊り及び支持は，「標仕」及び「標準図」に従い行う．(標仕 <2>2.6.1，<2>2.6.3)
2. 床下土中埋設配管についても吊り又は支持を行い，管の保護のため山砂の類にて管の周囲を埋め戻した後，掘削土の良質土で埋め戻す．
3. 管(排水管を除く)を屋外土中埋設する場合は管の保護のため砂の類にて管の周囲を埋め戻した後，掘削土の良質土で埋め戻し，地中埋設表示(表示テープ及び埋設標)を行う．(標仕 <2>2.7.1，監理指針 <2>2.7.1)
4. 排水管を屋外土中埋設する場合は，「標仕」の当該事項に従い根切り底には再生クラッシャーランを遣り方にならい敷き込み，突き固めた後，管をなじみ良く布設する．埋め戻しは，山砂の類で管の周囲を埋め戻し十分充てんした後，掘削土の良質土で所定の埋め戻しを行う．(標仕 <2>2.7.1，監理指針 <2>2.7.1)
5. 給湯管のコンクリート及びコンクリートブロック埋設部は被覆銅管を，床下土中埋設部は保温付被覆銅管をそれぞれ使用する．
6. ガス管のコンクリート及びコンクリートブロック埋設部，床下土中埋設部は，合成樹脂被覆鋼管を使用する．
7. スリーブ材料については，(標仕 <2>2.2.27，監理指針 <2>2.2.27)による．貫通部の処理については，(標仕 <2>2.8.1，標準図 施工1，監理指針 <2>2.8.1)による．なお，紙製仮枠を用いる場合は，変形防止の措置を講じる．
8. 液化石油ガス設備は，液化石油ガス設備士により気密試験を行い試験成績書を提出する．
9. 弁類で，公営水道に直結する配管に使用するものは JIS-10Kとし，高置水槽以降の配管に使用するものはJIS-5Kとする．
   ただし，特記部分は JIS-10Kとする．
10. 保温工事種別について，給水管，排水管及び給湯管は，原則グラスウール保温材とする．給水管の床下，暗渠内及び屋外露出部分は，ポリスチレンフォーム保温材とする．ただし，耐火二層管は保温を行わない．
11. 消火管の屋外露出部分については，ポリスチレンフォーム保温材により保温を行う．
12. 給水用配管で，ポンプ廻りの防振継手，フレキシブルジョイント及び弁は保温を行わない．
13. ポンプ及び屋外設置機器のアンカーボルト，ナットはステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製(HDZ35以上)とし，屋外
14. あと施工アンカーボルトの選定については，次による．
    (1) 機器類の固定には，金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーを使用し，次の機器については，施工後確認試験を行う．(・ 受水槽 ・高架水槽 ・給水ポンプ装置 ・)
    (2) 配管の吊り及び支持材の固定には，その自重に十分耐えうるアンカーを使用する．なお，耐震支持に使用する躯体取付用のアンカーは金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーとする．
    (3) 屋外に使用するものはステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製(HDZ35以上)とする．
15. 次に指定する部分の露出する配管，ダクト，支持金物，架台等のうち亜鉛めっき面及び合成樹脂面の塗装は行わない．
    (・ダクトスペース，パイプシャフト内 ・)
    屋内，屋外及びピット内の支持金物等のうち，ステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製のものは，原則塗装を行わない．
    硬質塩化ビニル管にカラーパイプを使用する場合は，監督員との協議により塗装を省略することが出来る．
    次の部分の露出する電線管，支持金物，架台等は塗装を行う．
    (・ 一般居室，廊下等 ・)
    亜鉛めっき金属電線管はエッチングプライマー1種(JIS-K-5633)による化学処理を行った後調合ペイント2回塗りとする．
    屋外布設の厚鋼電線管は，めっき付着量が300g/m2のものを使用し，塗装不要とする．
16. 水圧試験，満水試験，気密試験等は，配管途中若しくは隠ぺい，埋め戻し前又は配管完了後の塗装又は保温施工前に行う．(標仕 <2>2.9.1)
17. 衛生器具をコンクリート又はれんがが壁に取り付ける場合は，エキスパンションボルト又は樹脂製プラグを使用し，木れんがの場合は，防腐剤を塗布したものを壁体に埋込む．(標仕 <5>2.1.1)
18. 衛生器具をコンクリートブロック壁面に取り付けする場合は，補強のため取付部分のブロック内の空洞部分をモルタル等で埋める．また，間仕切り壁等の場合は，壁内に補強材を取り付ける．(監理指針 <5>2.1.1)
19. 洗面器類の排水トラップと銅管又は塩ビ管との接続は，専用アダプターによる．
20. 機器には名称及び記号を，配管及びダクトには，識別表示・用途・流れ方向を記入する．(標仕 <1>1.7.4)
    なお，屋外及び水気のある場所(弁桝内等を含む)での機器の名称・配管識別表示等については，塗装書き又は耐候性を有するカッティングシートとし，バルブの状態表示を示す表示札等については，合成樹脂製又はアクリル製で文字等がシルク印刷又はエッチング加工されたものとする．
21. 機材の検査に伴う試験については，標仕 <1>1.4.6により行う．製造者において試験方法を定めている項目については，試験要領書を提出する．
22. ユニット形浄化槽の製作に際しては「製品検査要領」を提出した後，製品検査を実施する．現地据付に際しては「据付検査要領」を提出する．
23. ユニット型浄化槽は国土交通大臣の型式認定品とし，製造者標準仕様品とする．「本体構造等」(標仕 <8>3.1.1)で準用する現場施工型浄化槽の機材の仕様については参考とする．
24. 浄化槽の蓋(枠を含む)は，溶融亜鉛めっき仕上げの鋼板製若しくは溶融亜鉛めっき仕上げの鋳鉄製とし，固定が確実で，十分な防臭性能及び耐候性を有すること．
25. 試運転調整にあたっては，(監理指針 参考資料 資料2 試運転調整法 2.1，2.2)を参考とする．低圧屋内配線，弱電流電線については絶縁抵抗測定を行う．

V. 使用材料(管材)

用　　途	名　　称	番　号	備　　考
給　水	水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6742	HIVP
〃	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	SGP-VA（管端防食継手）
〃 （地中埋設部）	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	SGP-VD（管端防食継手）
〃	水道用ポリエチレン二層管	JIS K 6762	①W又は②W
〃	水道配水用ポリエチレン管	JWWA K 144	EF継手
排水・通気	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	VP
〃	排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	WSP 042	DVLP
〃	耐火二層管(内管VP)		
排　水(衛生器具接続部)	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	VP
〃 （屋外）			
〃	下水道用リサイクル三層硬質塩化ビニル管	AS 62	RS-VU
給　湯	銅管(Mタイプ)	JIS H 3300	
〃	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 140	SGP-HVA（管端防食継手）
〃 （地中埋設部）	保温付被覆銅管	原管 JIS H 3300	
〃 （コンクリート埋設部）	被覆銅管		
消　火	配管用炭素鋼鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
〃 （地中埋設部）	消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管	WSP 041	SGP-VS
ガ　ス	配管用炭素鋼鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
〃 （地中埋設部）	硬質塩化ビニル外面被覆鋼管(黒)		
	ガス用ポリエチレン管	JIS K 6774	
油	配管用炭素鋼鋼管(黒)	JIS G 3452	SGP

VI. 機材等

1. 本工事に使用する材料・機材等は，設計図書に定める品質及び性能を有するもの，又は同等のものとする．ただし，同等のものを使用する場合は，あらかじめ監督員の承諾を受ける．
2. 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の(1)から(3)の事項を満たすものとし，証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける．
   (1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること．
   (2) 法令等で定めがある場合は，その許可，認可，認定又は免許を取得していること．
   (3) 製造又は施工の実績があり，その信頼性があること．

品　　目	機　材　名　・　注　記
ボイラー	鋼製簡易ボイラー，鋳鉄製ボイラー，鋼製小型ボイラー，鋼製ボイラー
温水発生機	真空式温水発生機(鋼製・鋳鉄製)，無圧式温水発生機(鋼製・鋳鉄製)
ポンプ類	横形遠心ポンプ，立形遠心ポンプ，水中モーターポンプ(汚水用，雑排水用，汚物用)
タンク	FRP製パネルタンク，ステンレス鋼板製パネルタンク(溶接組立形，ボルト組立形) 密閉形隔膜式膨脹タンク(給湯用)
消火装置	スプリンクラー消火システム，不活性ガス消火システム，泡消火システム
鋳鉄製ふた	マンホールふた，弁桝ふた

	徳島県県土整備部営繕課	鎌倉建築設計事務所 徳島県吉野川市鴨島町 鴨島乙８８８－３ 管理建築士１級 １９８８２８号 鎌倉和敏		年月日 2023.3 縮 尺 (A2) NON	工事名称 Ｒ７営繕　大鳴門橋架橋記念館　鳴・鳴門　内部改修工事建築 図面名称 管工事仕様書	図面番号 M — 01

改修前

凡　例		
シンボル	名称・規格	備　考
	小便器	撤去(更新)
	洋風便器	撤去(更新)
	和風便器	撤去(更新) ﾘﾓﾃﾞﾙ工法
	洗面器(水栓共)	撤去(更新)
	洗面器(水栓共)	撤去(更新)
□	紙巻器	撤去(更新)
	ﾊﾝﾄﾞﾄﾞﾗｲﾔｰ	撤去(更新)
	ﾌﾗｯｼｭﾊﾞﾙﾌﾞ	撤去
⊠	掃除口	持上げ更新(既設位置)
⊗	排水目皿	掃除口ﾌﾟﾚｰﾄ取付
○	足踏み式洗浄ｽｲｯﾁ	撤去
	床点検口	建築工事

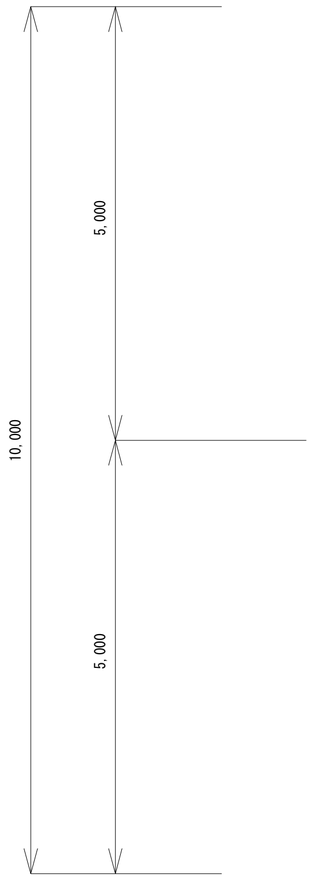

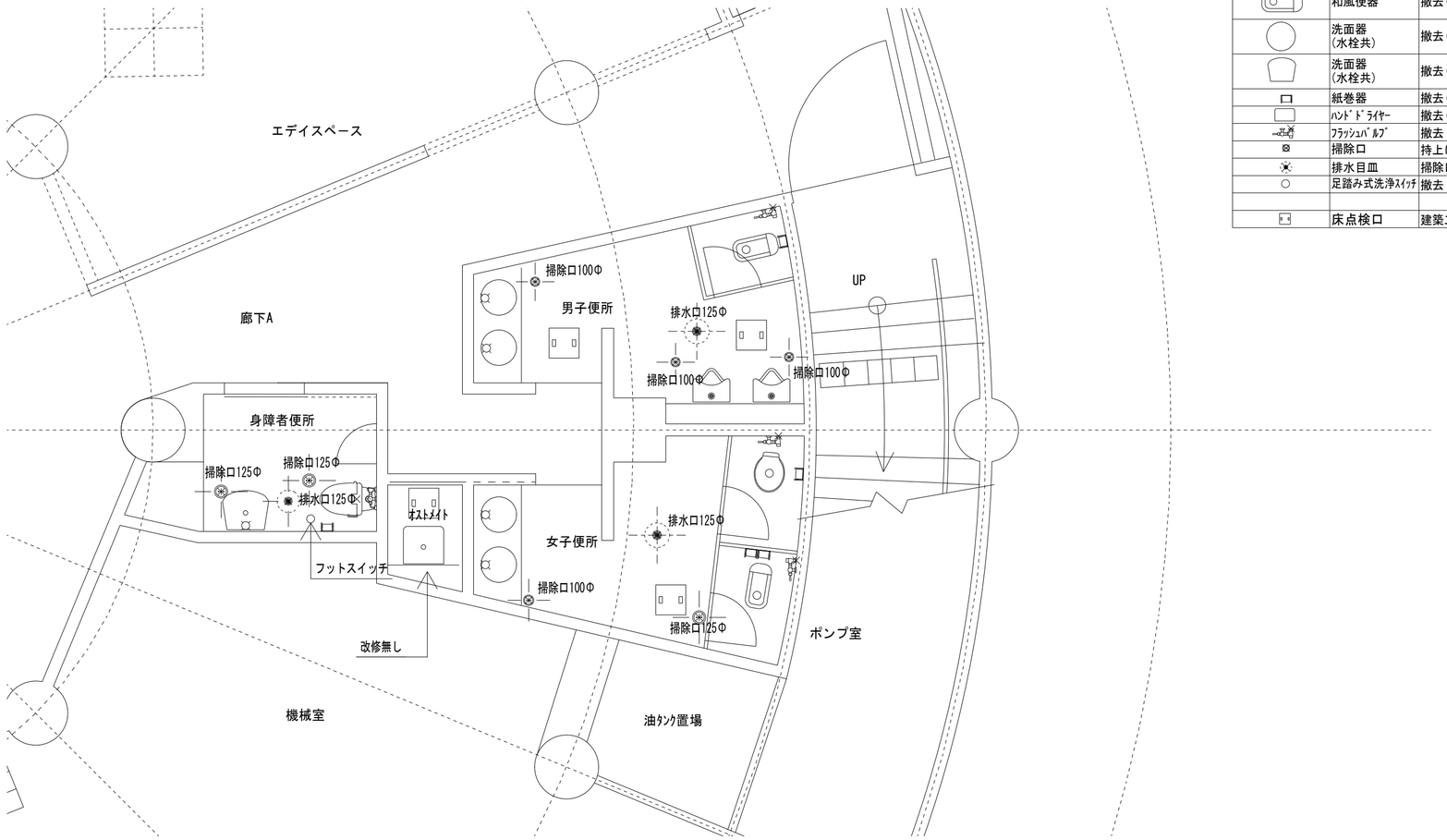

1階便所　1：50

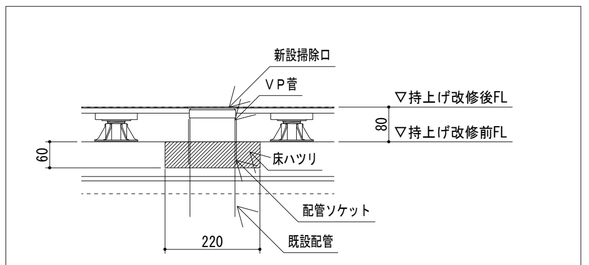

掃除口持上げ改修　参考図　1：10

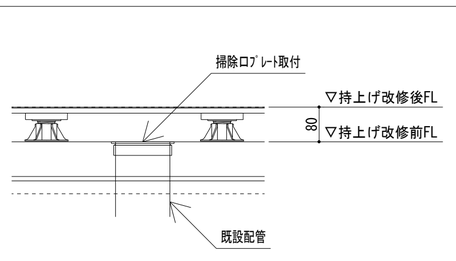

排水目皿改修　参考図　1：10

	徳島県県土整備部営繕課	鎌倉建築設計事務所 徳島県吉野川市鴨島町 鴨島乙８８８－３ 管理建築士１級 １９８８２８号 鎌倉和敏		年月日 2023．3	工事名称 Ｒ７営繕　大鳴門橋架橋記念館　鳴・鳴門　内部改修工事建築	図面番号 M — 02
				縮 尺 (A2)　1：50	図面名称 改修前　便所衛生設備　１階平面図	

改修後

凡　例		
シンボル	名称・規格	備　考
	小便器	新設(自己発電式)
	洋風便器	新設(ﾌﾗｯｼｭﾀﾝｸ式)
	洗面器 (水栓共)	新設 (100V式自動水栓共)
	洗面器 (水栓共)	新設 (100V式自動水栓共)
	紙巻器	新設
	ﾀｯﾁｽｲｯﾁ(発電式)	新設
	ﾊﾝﾄﾞﾄﾞﾗｲﾔｰ	新設
	壁止水栓	新設
	掃除口	持上げ(既設位置)
	床点検口	建築工事

注　記

FJ露出配管(配管支持含む)
(FJ用袋ナット共)
既設水道管接続(紙巻器取付と干渉無きように施工)
太線表記が本工事対象

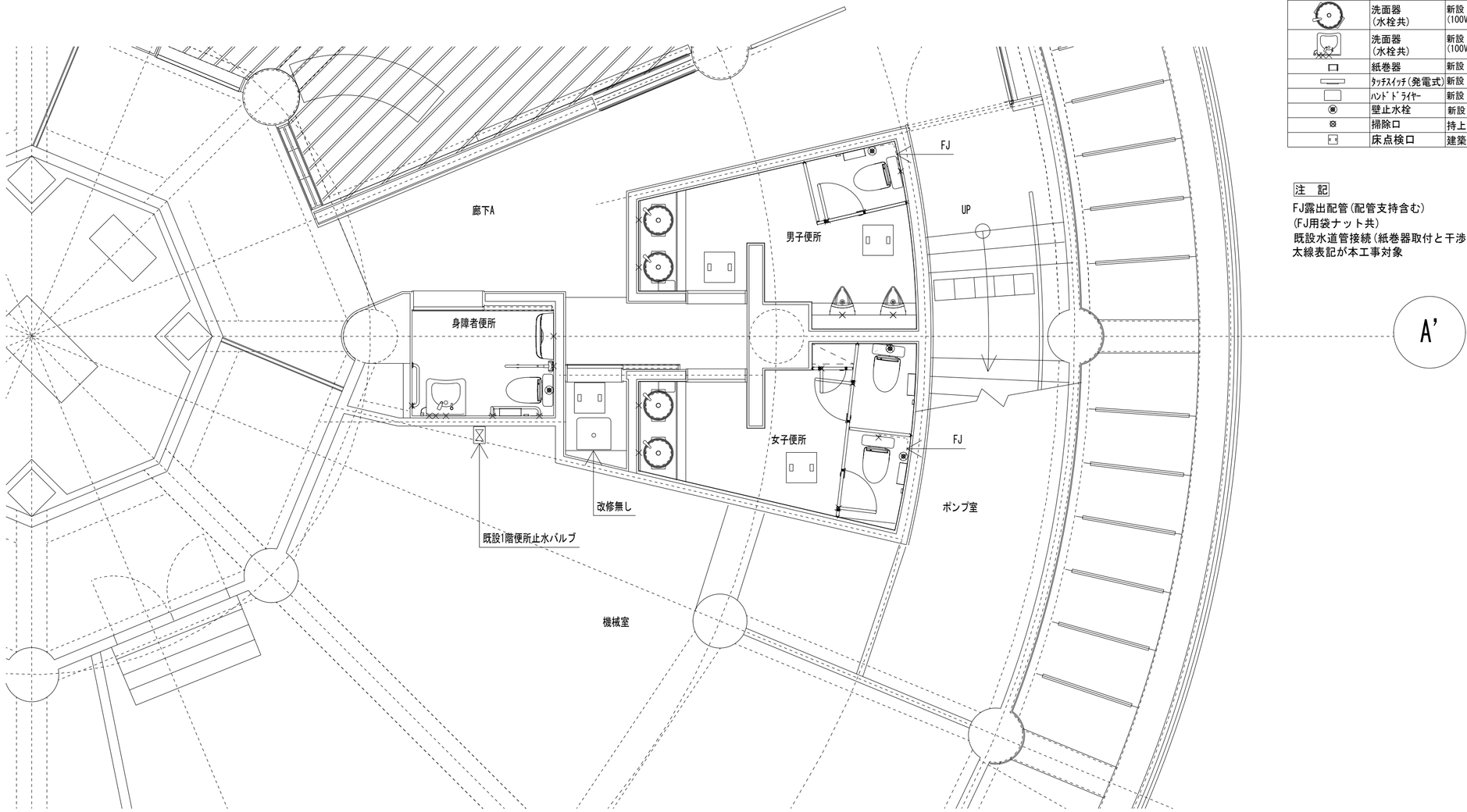

1階便所　1：50

	徳島県県土整備部営繕課	鎌倉建築設計事務所 徳島県吉野川市鴨島町 鴨島乙８８８−３ 管理建築士１級 １９８８２８号 鎌倉和敏		年月日 2023. 3	工事名称 Ｒ７営繕　大鳴門橋架橋記念館　鳴・鳴門　内部改修工事建築	図面番号 M — 03
				縮 尺 (A2)　1：50	図面名称 改修後　便所衛生設備　1階平面図	

改修前

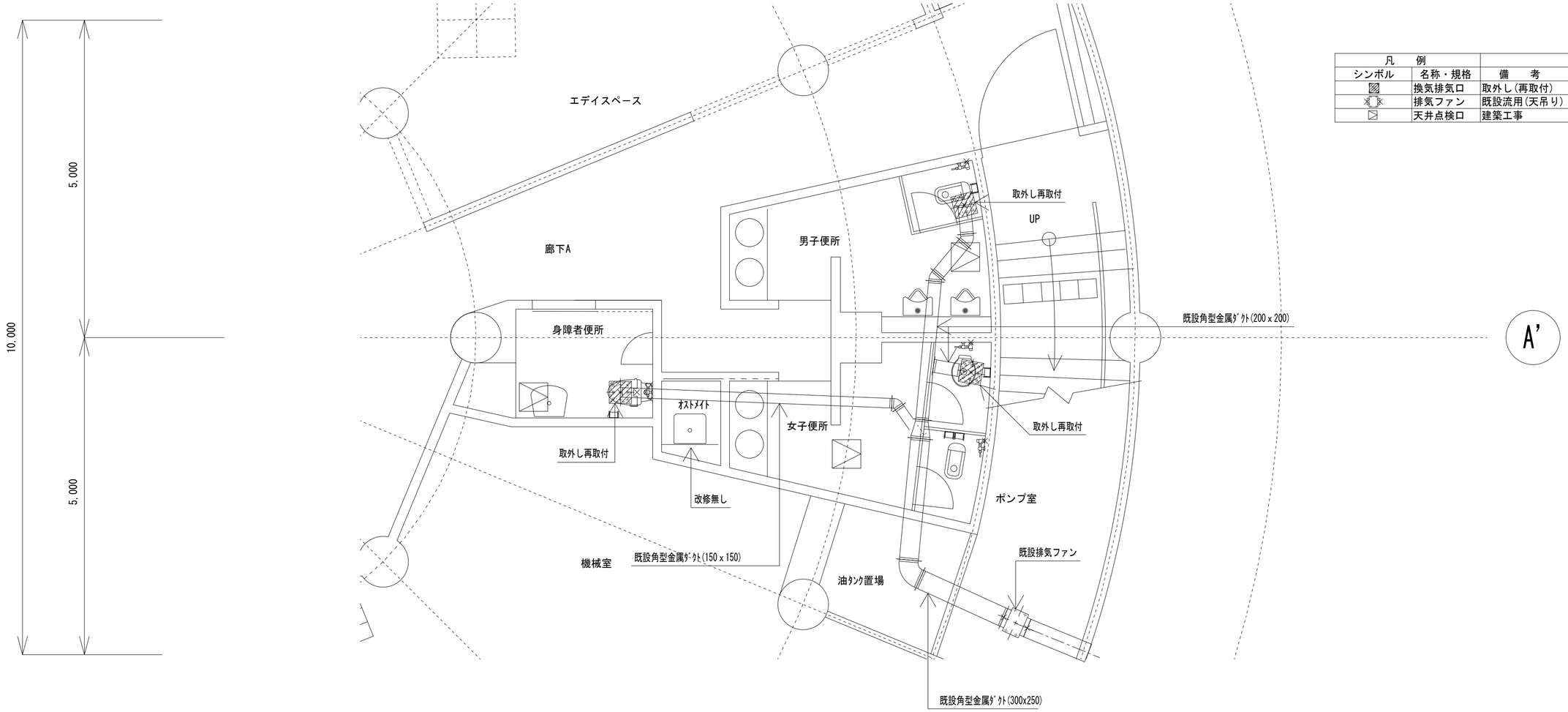

凡　例		
シンボル	名称・規格	備　考
▨	換気排気口	取外し(再取付)
⋈	排気ファン	既設流用(天吊り)
▨	天井点検口	建築工事

１階便所　1：50

	徳島県県土整備部営繕課	鎌倉建築設計事務所 徳島県吉野川市鴨島町 鴨島乙８８８-３ 管理建築士１級 １９８８２８号 鎌倉和敏		年月日 2023. 3 縮 尺 (A2) 1：50	工事名称 Ｒ７営繕　大鳴門橋架橋記念館　鳴・鳴門　内部改修工事建築 図面名称 改修前　便所換気設備　１階平面図	図面番号 M ― 04

改修後

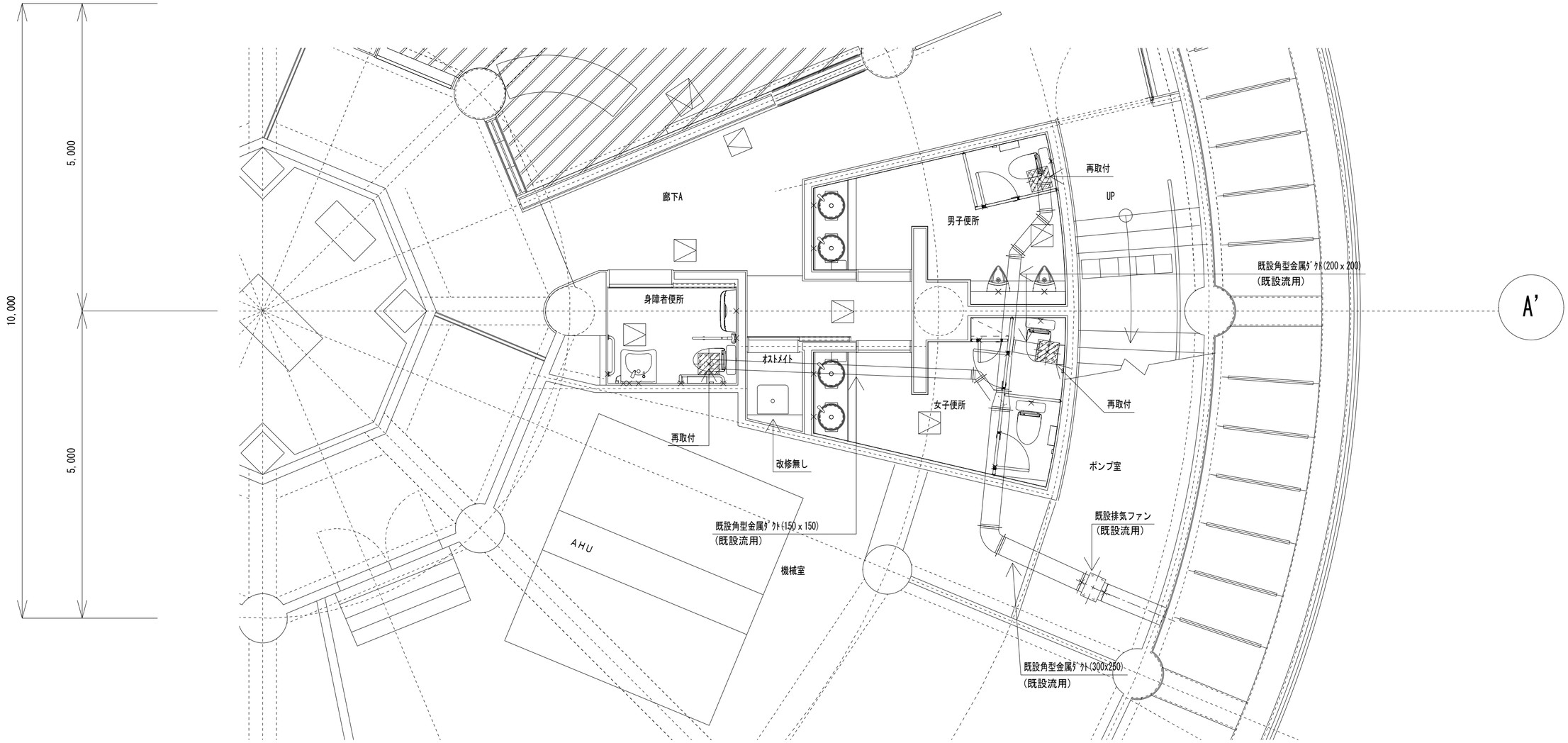

1階便所　1：50

凡　例		
シンボル	名称・規格	備　考
	換気排気口	再取付
	排気ファン	既設流用(天吊り)
	天井点検口	建築工事

注　記

換気排気口再取付に際し清掃の上既設天井内角型ダクトに既設同様接続

	徳島県県土整備部営繕課	鎌倉建築設計事務所 徳島県吉野川市鴨島町 鴨島乙８８８－３ 管理建築士１級 １９８８２８号 鎌倉和敏		年月日 2023. 3 縮 尺 (A2) 1：50	工事名称 Ｒ７営繕　大鳴門橋架橋記念館　鳴・鳴門　内部改修工事建築 図面名称 改修後　便所換気設備　1階平面図	図面番号 M ― 05

衛生器具表

	シンボル	名　称	品　番 （TOTO株式会社）	付属品	品　番 （株式会社LIXIL）	付属品	設置場所及び数量 男子便所 1F	設置場所及び数量 女子便所 1F	設置場所及び数量 身障者便所 1F	数量合計	備　考
改修後（新設）		洋風大便器 （フラッシュタンク式）	CFS498BMCK	掃除口付床置床排水大便器 ｳｫｼｭﾚｯﾄｱﾌﾞﾘｺｯﾄP TCF5831AUR 便器洗浄ｴｺﾘﾓｺﾝ含む） 付属部材一式　(FJ・壁止水栓含む)	BC-P110HMA	タンクセット、シャワートイレ(便座) 延長フレキホース、便器洗浄ｴｺﾘﾓｺﾝ含む 付属部材一式　(FJ・壁止水栓含む)	1	2	1	4	
		洋風小便器	UFS900WR+UAUN71NA1W	自己発電式 付属部材一式	U-A51MP	自己発電式 付属部材一式	2			2	
		棚付二連紙巻器	YH601FMR		CF-AA64KUT		1	2	1	4	
		壁掛洗面器	L270CM	自動水栓(100V式)共	L-275FCR	自動水栓(100V式)共			1	1	身障者便所
		壁掛洗面器	L530	自動水栓(100V式)共	L-226O	自動水栓(100V式)共	2	2		4	
		ベビーシート	YKA24N		AC-OK-F11				1	1	身障者便所
		ハンドドライヤー	TYC320W	(100V式)	KS-580AH	(100V式)	1	1		2	
		手すり	T114HK7R#MLA T114CL10R#MWA T114C6R#MLA		KF-471EH70JU KF-920AE70D12J KF-H910AE60J				1 1 1	1 1 1	身障者便所
		和洋リモデル工法		排水パッケージ、超速硬モルタル リモデル便器用排水ソケット、クイックシール モルタル流出防止シート、和便特殊カット 床はつり、埋戻し			1	2	1	4	
改修前（撤去）		和風大便器 （フラッシュバルブ式）		壁給水フラッシュバルブ、紙巻器			1	1		2	
		洋風大便器 （フラッシュバルブ式）		壁給水フラッシュバルブ、紙巻器				1	1	2	
		洋風小便器					2			2	

TOTO　参考図

便器廻り施工要領図（参考図）　「和洋リモデル工法」　S=NON

工程１
【平面図】

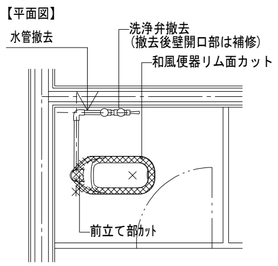

【断面図】

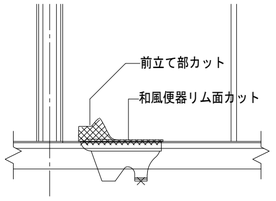

工程２
【平面図】

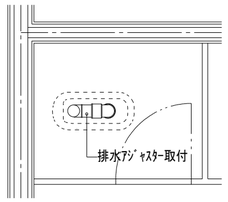

【断面図】

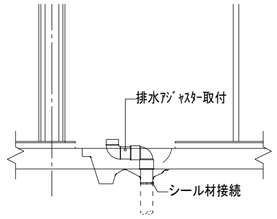

※洋風便器取付位置確認の上排水芯調整

工程３
【平面図】

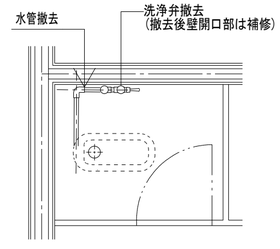

【断面図】

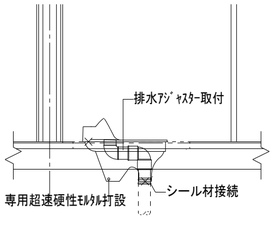

工程４
【平面図】

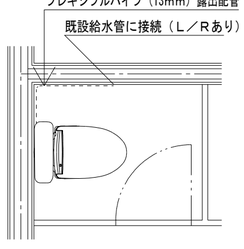

【断面図】

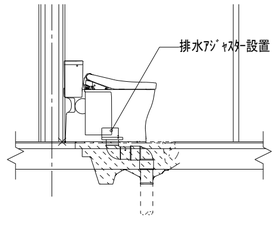

※ﾓﾙﾀﾙ養生後床復旧は建築工事とする。

便器廻り施工要領図（参考図）　「洋風便器改修」　S=NON

工程１
【平面図】

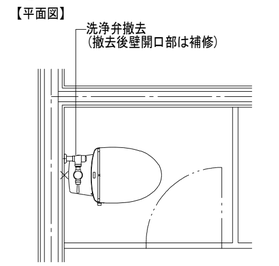

【断面図】

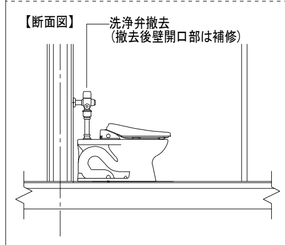

工程２
【平面図】

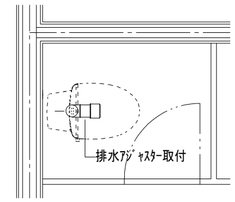

【断面図】

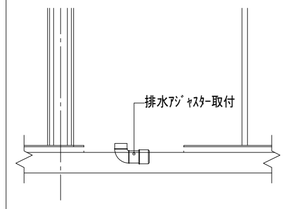

※洋風便器取付位置確認の上排水芯調整

工程３
【平面図】

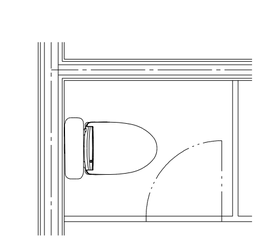

【断面図】

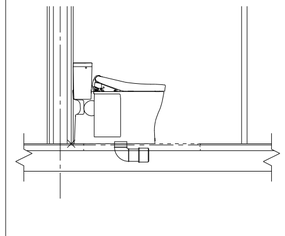

工程４
【平面図】

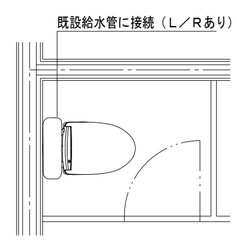

【断面図】

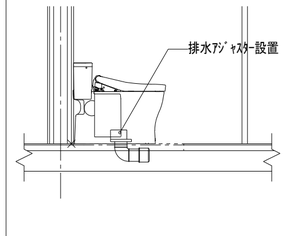

※ﾓﾙﾀﾙ養生後床復旧は建築工事とする。

LIXIL　参考図

便器廻り施工要領図（参考図）　「和洋リモデル工法」　S=NON

工程１
【平面図】

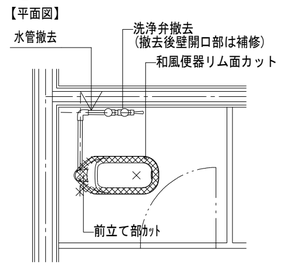

【断面図】

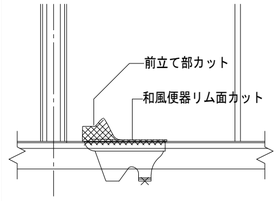

工程２
【平面図】

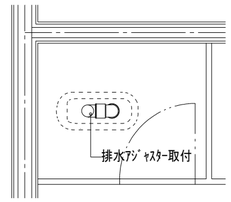

【断面図】

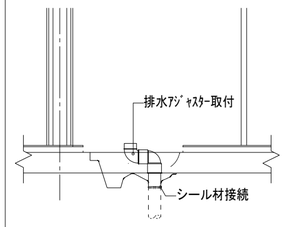

※洋風便器取付位置確認の上排水芯調整

工程３
【平面図】

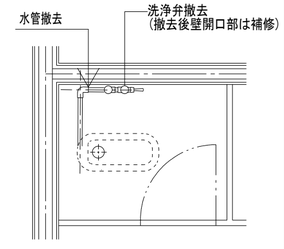

【断面図】

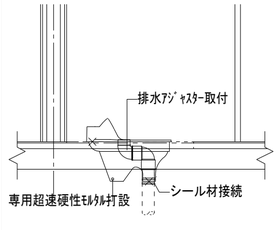

工程４
【平面図】

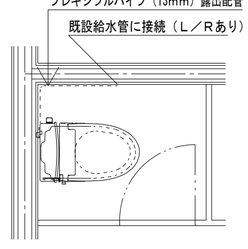

【断面図】

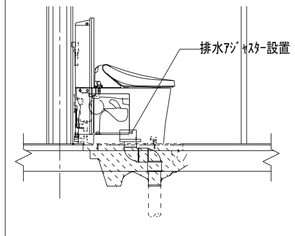

※ﾓﾙﾀﾙ養生後床復旧は建築工事とする。

便器廻り施工要領図（参考図）　「洋風便器改修」　S=NON

工程１
【平面図】

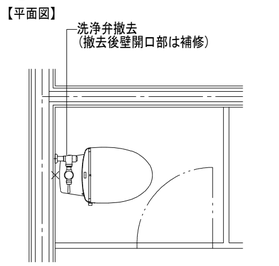

【断面図】

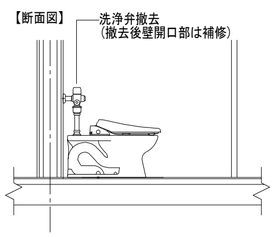

工程２
【平面図】

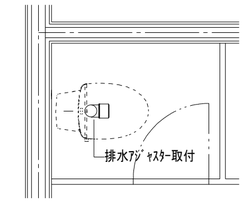

【断面図】

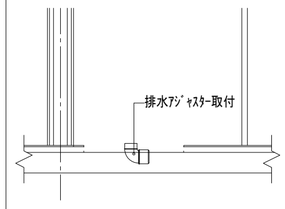

※洋風便器取付位置確認の上排水芯調整

工程３
【平面図】

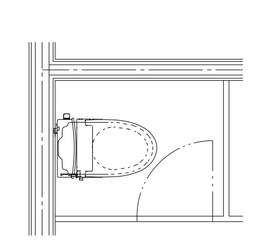

【断面図】

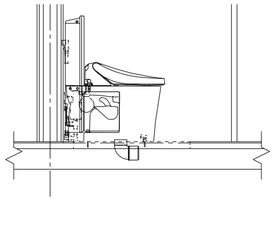

工程４
【平面図】

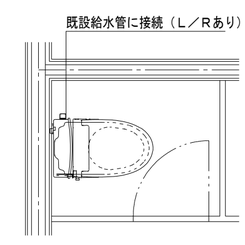

【断面図】

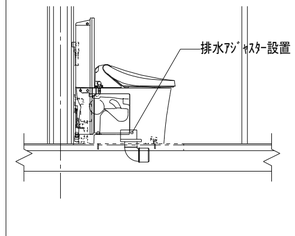

※ﾓﾙﾀﾙ養生後床復旧は建築工事とする。

	徳島県県土整備部営繕課	鎌倉建築設計事務所 徳島県吉野川市鴨島町 鴨島乙８８８−３ 管理建築士１級 １９８８２８号 鎌倉和敏	年月日 2023. 3 縮 尺 （A2） NON	工事名称 Ｒ７営繕　大鳴門橋架橋記念館　鳴・鳴門　内部改修工事建築 図面名称 衛生　和洋リモデル工法施工要領図	図面番号 M — 07

改修前後

凡　例	
シンボル	名称・規格
⊗	掃除口撤去更新更新

注　記

太線が本工事対象

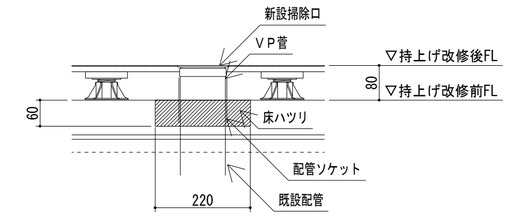

掃除口持上げ改修　参考図　1：10

	徳島県県土整備部営繕課	鎌倉建築設計事務所 徳島県吉野川市鴨島町 鴨島乙８８８－３ 管理建築士１級 １９８８２８号 鎌倉和敏		年月日 2023．3 縮 尺 (A2) 1：60	工事名称 Ｒ７営繕　大鳴門橋架橋記念館　鳴・鳴門　内部改修工事建築 図面名称 改修　ｴﾃﾞｨｰｽﾍﾟｰｽ管設備　1階平面図	図面番号 M — 08

空調工事仕様書

I. 工事種目

種　　目	工　事　概　要
空気調和設備	建築改修に伴う空調設備改修
撤　去　工　事	建築改修に伴う機器・器具・配線の撤去工事

II. 共通仕様

特記仕様書及び図面に記載されていない事項は，国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和４年版)」(ただし，改修工事の場合は「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和４年版)」)及び「公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(令和４年版)」による．なお，本工事が建築工事又は電気設備工事を含む場合は，それぞれの工事に係る標準仕様書による．また，国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「機械設備工事監理指針(令和５年版)」を参考とする．

III. 特記仕様1(一般共通事項)

1. 本工事に必要な工事用電力，水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む．
   官公署その他への届出手続等は(標仕 <1>1.1.3)により行う．なお，(監理指針 <1>1.1.4)を参考とする．
2. 工事の着手に先立ち工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し，監督員に提出する．また，品質計画及び工種別の施工計画書並びに施工図等を当該工事の施工に先立ち作成し，監督員に提出する．品質計画及び施工図等については，監督員の承諾を受ける．(標仕 <1>1.2.2，<1>1.2.3)
   品質管理は，適切な時期に品質計画に基づき確認，試験又は検査を行う．結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は，品質計画にしたがって適切な処理を施す．
   また，その原因を検討し，再発防止のための必要な処置をとる．(標仕 <1>1.3.4，監理指針 <1>1.3.4)
   使用する機材が，設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料（製作図，試験成績書を含む）を監督員に提出する．（JISマーク等表示品を除く）(標仕 <1> 1.4.2)
   上記の施工計画書には，「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること．
3. 設計図書に疑義が生じたり，現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは，「疑義に対する協議等」(標仕 <1>1.1.8)による．
4. 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については，工事着手前に資格者名簿を提出する．
5. 本工事のうち建築工事，電気工事及び管工事について下請業者を使用する場合は，工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すること．
6. 機器類は，図示する形状又は配管などの取出し位置等により，特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない．
7. 既存のコンクリート床，壁等の配管貫通部の穴開けは，原則としてダイヤモンドカッターによる．(改修標仕 <2>4.1.3)
   梁，スラブ等の構造体貫通の場合は，施工方法について監督員の確認を受けた後に施工する．
8. 本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は，既成にならい補修する．
9. 発生材の処理等は，「発生材の処理等」(標仕 <1>1.3.9)により行う．
   (1) PCBを含む機器は，調書を添えて引き渡しとする．
   (2) 空調機器の整備や撤去処分を行う場合は，フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき，作業や手続きを行う．家電リサイクル法に該当する機器については，家電リサイクル法により処理すること．
10. 耐震施工
    「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説(平成8年版)(建設大臣官房官庁営繕部監修)」によることとし，施工は「建築設備耐震設計・施工指針(2005年版)(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修)」による．
    (1) 本工事の建物分類は(特定の施設)・ 一般の施設)であり，地域係数は(1.0)・ 0.9)とする．
    (2) 設計用水平地震力は，機器の質量(自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量)に，地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする．なお，特記なき場合の設計用水平震度は次による．

設計用標準水平震度		特定の施設		一般の施設	
設置場所	機器種別	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階，屋上及び塔屋	機　　器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水　槽　類	2.0	1.5	1.5	1.0
中層階	機　　器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水　槽　類	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び地下階	機　　器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水　槽　類	1.5	1.0	1.0	0.6

    (注) 上層階の定義は次のとおりとする．
    2～6階の場合は最上階，7～9階の場合は上層2階，10～12階建の場合は上層3階，13階以上の場合は上層4階
    重要機器 （ ・ 防災機器 ・ 火気を使用する機器 ・ タンク類 ・ ）
    (3) 設計用鉛直地震力は，設計水平地震力の1/2とし，水平地震力と同時に働くものとする．
    (4) 質量100kg以下の軽量な機器(標仕の適用を受けるものは除く)の取付については，機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行うものとし，特に計算を行わなくともよい．
11. 各種荷重計算
    対象機材 （ ・ 屋上，塔屋等に設置する機器 ・ ）
12. 強度計算
    対象機材 （ ・ 配管及びダクト支持材 ・ 煙道支持材 ・ ）
13. コンクリート工事
    熱源機基礎 （ ・ 強度試験（ ・ 公共試験機関 ・ JIS工場 ） ・ 構造体強度補正値(S)による補正 ・ 調合表提出
    ・ アルカリ骨材反応抑制対策確認 ・ 鉄筋材料の規格品証明書提出 ）
    ※強度試験の立会いについて，試験を第３者機関で行う場合は，現場代理人又は主任(監理)技術者が，JIS工場の場合は，立ち会い者を定め監督員の承認を受け，行うものとする．

IV. 特記仕様2(特記事項)

1. 配管の吊り及び支持は，「標仕」及び「標準図」に従い行う．(標仕 <2>2.6.1，<2>2.6.3)
2. 床下土中埋設配管についても吊り又は支持を行い，管の保護のため山砂の類にて管の周囲を埋め戻した後，掘削土の良質土で埋め戻す．
3. 管(排水管を除く)を屋外土中埋設する場合は管の保護のため山砂の類にて管の周囲を埋め戻した後，掘削土の良質土で埋め戻し，地中埋設表示(表示テープ及び埋設標)を行う．(標仕 <2>2.7.1，監理指針 <2>2.7.1)
4. 排水管を屋外土中埋設する場合は，「標仕」の当該事項に従い根切り底には再生クラッシャーランを遣り方にならい敷き込み，突き固めた後，管をなじみ良く布設する．埋め戻しは，山砂の類で管の周囲を埋め戻し十分充てんした後，掘削土の良質土で所定の埋め戻しを行う．(標仕 <2>2.7.1，監理指針 <2>2.7.1)
5. 冷暖房する室(天井内を含む)に設置する全熱交換機の外気取入用ダクト及び排気用ダクトは保温(25mm厚)を行う．
6. スリーブ材料については，(標仕 <2>2.2.27，監理指針 <2>2.2.27)による．貫通部の処理については，(標仕 <2>2.8.1，標準図 施工1，監理指針 <2>2.8.1)による．なお，紙製仮枠を用いる場合は，変形防止の措置を講じる．
7. 弁類については，JIS-5Kとする．ただし，特記部分はJIS-10Kとする．
8. 保温工事種別は，原則グラスウール保温材とする．ただし，厨房排気ダクトについては，ロックウール保温材とする．また，耐火二層管は保温を行わない．
9. ボンプ及び屋外設置機器のアンカーボルト，ナットはステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製(HDZ35以上)とし，屋外及びピット内の配管，ダクトに使用する支持金物等についても同様とする．
10. あと施工アンカーボルトの選定については，次による．
    (1) 機器類の固定には，金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーを使用し，次の機器については，施工後確認試験を行う．（ ・ 熱源機器 ・ボイラー ・自動制御盤 ・ ）
    (2) 配管の吊り及び支持材の固定には，その自重に十分耐えうるアンカーを使用する．なお，耐震支持に使用する躯体取付用のアンカーは金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーとする．
    (3) 屋外に使用するものはステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製(HDZ35以上)とする．
11. 次に指定する部分の露出する配管，ダクト，支持金物，架台等のうち亜鉛めっき面及び合成樹脂面の塗装は行わない．
    （ ・ダクトスペース，パイプシャフト内 ・ ）
    屋内，屋外及びピット内の支持金物等のうち，ステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製のものは，原則塗装を行わない．
    硬質塩化ビニル管にカラーパイプを使用する場合は，監督員との協議により塗装を省略することが出来る．
    次の部分の露出する電線管，支持金物，架台等は塗装を行う．
    （ ・ 一般居室，廊下等 ・ ）
    亜鉛めっき金属電線管はエッチングプライマー1種(JIS-K-5633)による化学処理を行った後調合ペイント2回塗りとする．
    屋外布設の厚鋼電線管は，めっき付着量が300g/m２のものを使用し，塗装不要とする．
12. 水圧試験，満水試験，気密試験等は，配管途中若しくは隠ぺい，埋め戻し前又は配管完了後の塗装又は被覆施工前に行う．(標仕 <2>2.9.1)
13. 機器には名称及び記号を，配管及びダクトには，識別表示・用途・流れ方向を記入する．(標仕 <1>1.7.4)
    なお，屋外及び水気のある場所(弁桝内等を含む)での機器の名称・配管識別表示等については，塗装書き又は耐候性を有するカッティングシートとし，バルブの状態表示を示す表示札等については，合成樹脂製又はアクリル製で文字等がシルク印刷又はエッチング加工されたものとする．
14. 機材の検査に伴う試験については，標仕 <1>1.4.6により行う．製造者において試験方法を定めている項目については，試験要領書を提出する．
15. ダクトは図面特記部分以外は，低圧ダクトとする．
    長辺の長さ1,500mm以下の長方形低圧ダクトの工法
    （ ・コーナーボルト工法 （ ・ 共板フランジ工法 ・ スライドオンフランジ工法 ） ・ アングルフランジ工法 ）
    上記以外の長方形ダクト及び厨房排気ダクトは，アングルフランジ工法とする．
16. 冷媒管に使用する断熱材被覆銅管の断熱厚さは，液管は10mm以上，ガス管を20mm以上とする．
    ただし，液管の呼び径が9.52mm以下の断熱厚さは，8mmとしてもよい．
17. 試運転調整にあたっては，(監理指針 参考資料 資料2 試運転調整法 2.1，2.2)を参考とする．低圧屋内配線，弱電流電線については絶縁抵抗測定を行う．

V. 使用材料(管材)

用　　途	名　　称	番　　号	備　　考
冷水・温水・冷温水	配管用炭素鋼鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
〃	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 140	SGP-HVA(管端防食継手)
〃	配管用ステンレス鋼管	JIS G 3459	SUS304
〃	一般配管用ステンレス鋼管	JIS G 3448	SUS304
冷却水	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	SGP-VA (管端防食継手)
膨張・空気抜・補給水	配管用炭素鋼鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
〃	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 140	SGP-HVA(管端防食継手)
蒸気(往)	配管用炭素鋼鋼管(黒)	JIS G 3452	SGP
蒸気(還)	圧力配管用炭素鋼鋼管(黒 Sch 40)	JIS G 3454	STPG370
油・油用通気	配管用炭素鋼鋼管(黒)	JIS G 3452	SGP
冷　媒	断熱材被覆銅管	原管 JIS H 3300	
排　水	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741 又は6742	VP(30φ以下はJIS K 6742 を使用してもよい)
〃	排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	WSP 042	DVLP
〃	耐火二層管(内管VP)		

VI. 機材等

1. 本工事に使用する材料・機材等は，設計図書に定める品質及び性能を有するもの，又は同等のものとする．ただし，同等のものを使用する場合は，あらかじめ監督員の承諾を受ける．
2. 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の(1)から(3)の事項を満たすものとし，証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける．
   (1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること．
   (2) 法令等で定めがある場合は，その許可，認可，認定又は免許を取得していること．
   (3) 製造又は施工の実績があり，その信頼性があること．

品　　目	機　材　名　・　注　記
ボイラー	鋼製簡易ボイラー，鋳鉄製ボイラー，鋼製小型ボイラー，鋼製ボイラー
温水発生機	真空式温水発生機(鋼製・鋳鉄製)，無圧式温水発生機(鋼製・鋳鉄製)
冷凍機	チリングユニット(空気熱源ヒートポンプユニット含む．)，直だき吸収式冷温水機 小形吸収冷温水ユニット，遠心冷凍機
冷却塔	
空気調和機	ユニット形空気調和機，ファンコイルユニット(カセット形共)，コンパクト形空気調和機 パッケージ形空気調和機，ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機
空気清浄装置	エアフィルター(パネル形，折込み形，袋形)，自動巻取形エアフィルター，電気集塵器
全熱交換器	全熱交換器(回転形・静止形)，全熱交換ユニット
送風機類	遠心送風機(多翼形送風機)，斜流送風機，軸流送風機，消音ボックス付送風機
ポンプ類	横形遠心ポンプ，立形遠心ポンプ
ダクト付属品	吹出口・吸込口，風量ユニット(定風量・変風量)
自動制御システム	
タンク	密閉形隔膜式膨張タンク(空調用)
中央監視制御装置	

改修前

凡　例		
シンボル	名称・規格	備　考
◢	FCUｺﾝﾄﾛｰﾗ	撤去
□	ｼﾞｮｲﾝﾄﾎﾞｯｸｽ	撤去
⋈	FCUﾕﾆｯﾄ(日立 RF61CDB)	撤去
▨	天井点検口(450 x 450)	建築工事

注　記

冷温水配管、ドレン配管既設流用
電源線は既設流用とする。
太線が本工事対象

天井高さCH＝２５００　天井内高さH＝７００

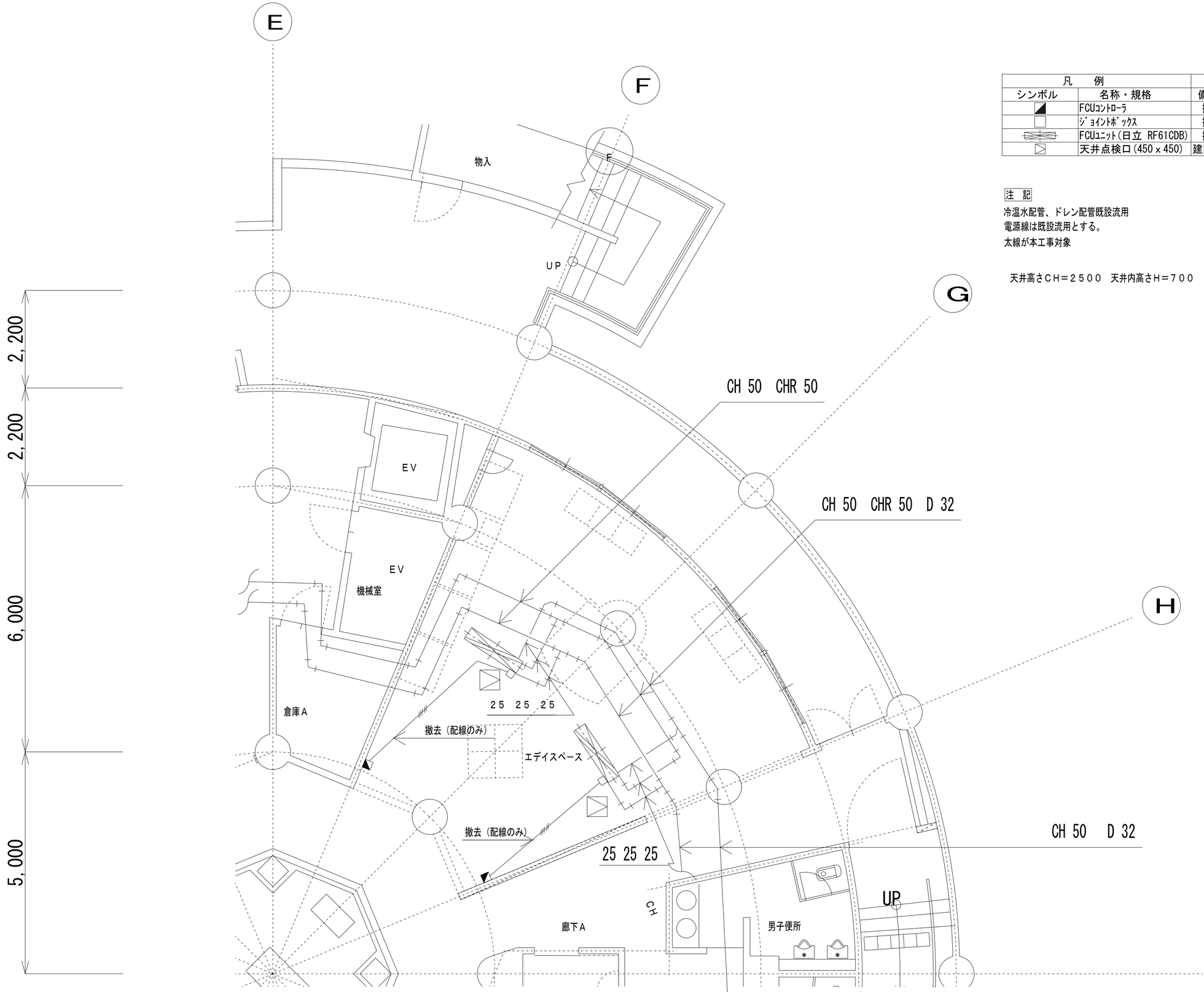

	徳島県県土整備部営繕課	鎌倉建築設計事務所 徳島県吉野川市鴨島町 鴨島乙８８８-３ 管理建築士１級 １９８２８号 鎌倉和敏		年月日 2023. 3 縮 尺 (A2) 1:60	工事名称 Ｒ７営繕　大鳴門橋架橋記念館　鳴・鳴門　内部改修工事建築 図面名称 改修前　ｴﾃﾞｨｰｽﾍﾟｰｽ空調設備　1階平面図	図面番号 ＡＣ－02

改修後

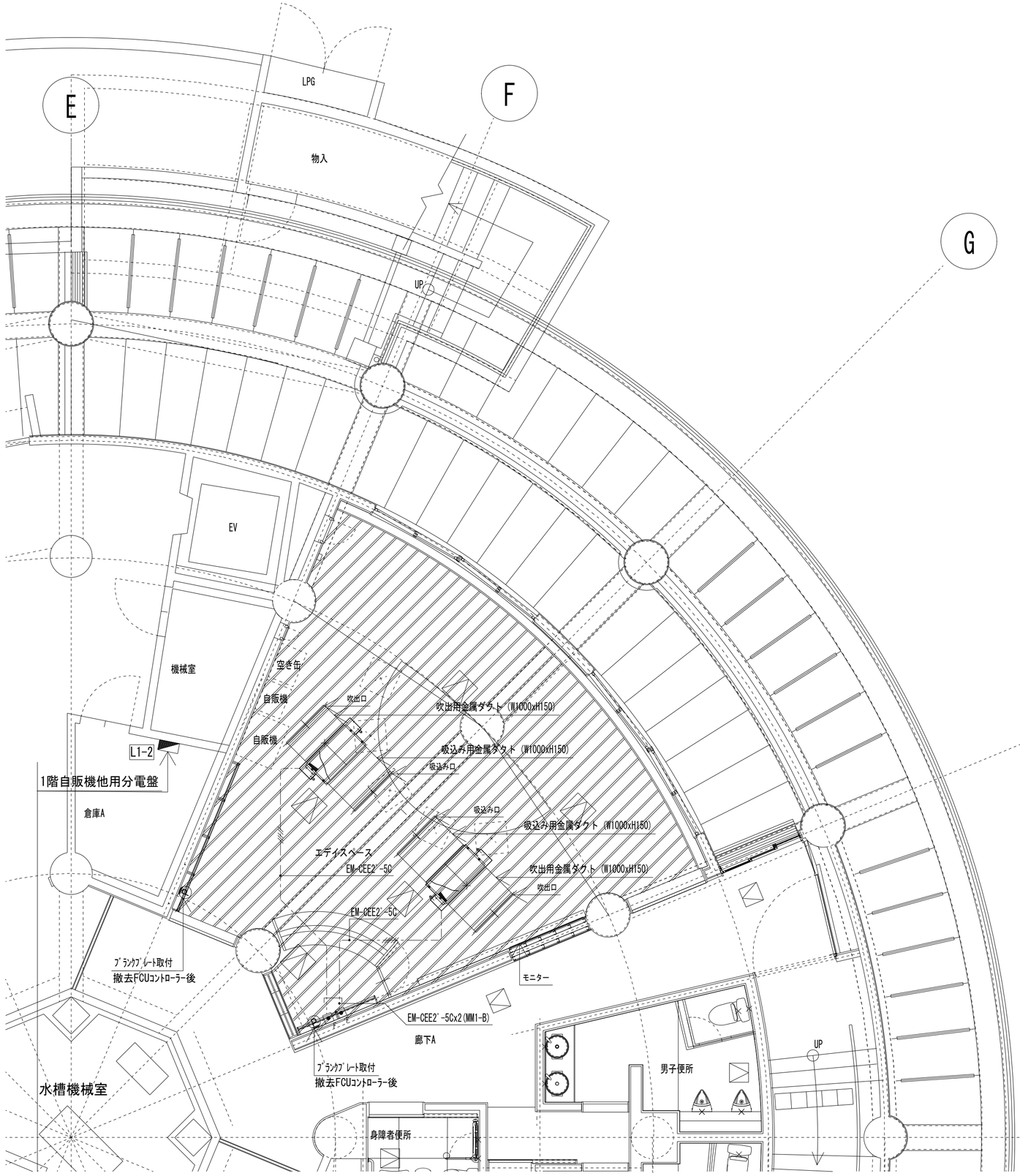

凡　例		
シンボル	名称・規格	備　考
	天井埋込型ユニットファン	
	吹出、吸込み口　ユニットファン用	
F	ﾌｧﾝｺｲﾙ用ｽｲｯﾁ（露出ｽｲｯﾁﾎﾞｯｸｽ共）	
	電灯分電盤	
	天井点検口（ｴﾃﾞｨｰｽﾍﾟｰｽ450ｘ450）	建築工事
P	ﾌﾞﾗﾝｸﾌﾟﾚｰﾄ	新設

注　記

空調機（ﾕﾆｯﾄﾌｧﾝ）用電源はは既設流用とする。
（電源は既設分電盤L1-1より）
天井開口部天井補強は建築工事とする。
位置変更による冷温水・ドレン配管は既設配管に接続とする。
位置変更による冷温水・ドレン配管としてHIVP25を合計10m見込む。
吹出口、吸込み口　　L1000xW150

太線が本工事対象

吹出口、吸込口取付参考断面図　1：60

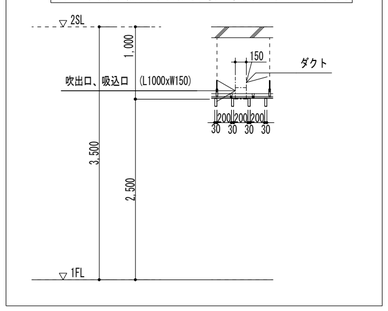

徳島県県土整備部営繕課	鎌倉建築設計事務所 徳島県吉野川市鴨島町 鴨島乙８８８－３ 管理建築士１級 １９８８２８号 鎌倉和敏		年月日 2023．3 縮 尺 (A2) 1：60	工事名称 Ｒ７営繕　大鳴門橋架橋記念館　鳴・鳴門　内部改修工事建築 図面名称 改修後　ｴﾃﾞｨｰｽﾍﾟｰｽ空調設備　1階平面図	図面番号 ＡＣ－ 03

改修前

凡　例	
シンボル	名称・規格
	ファンコイルユニット
	ファンコイルユニットコントローラ
	電灯分電盤
	操作動力盤
	既設天井点検口

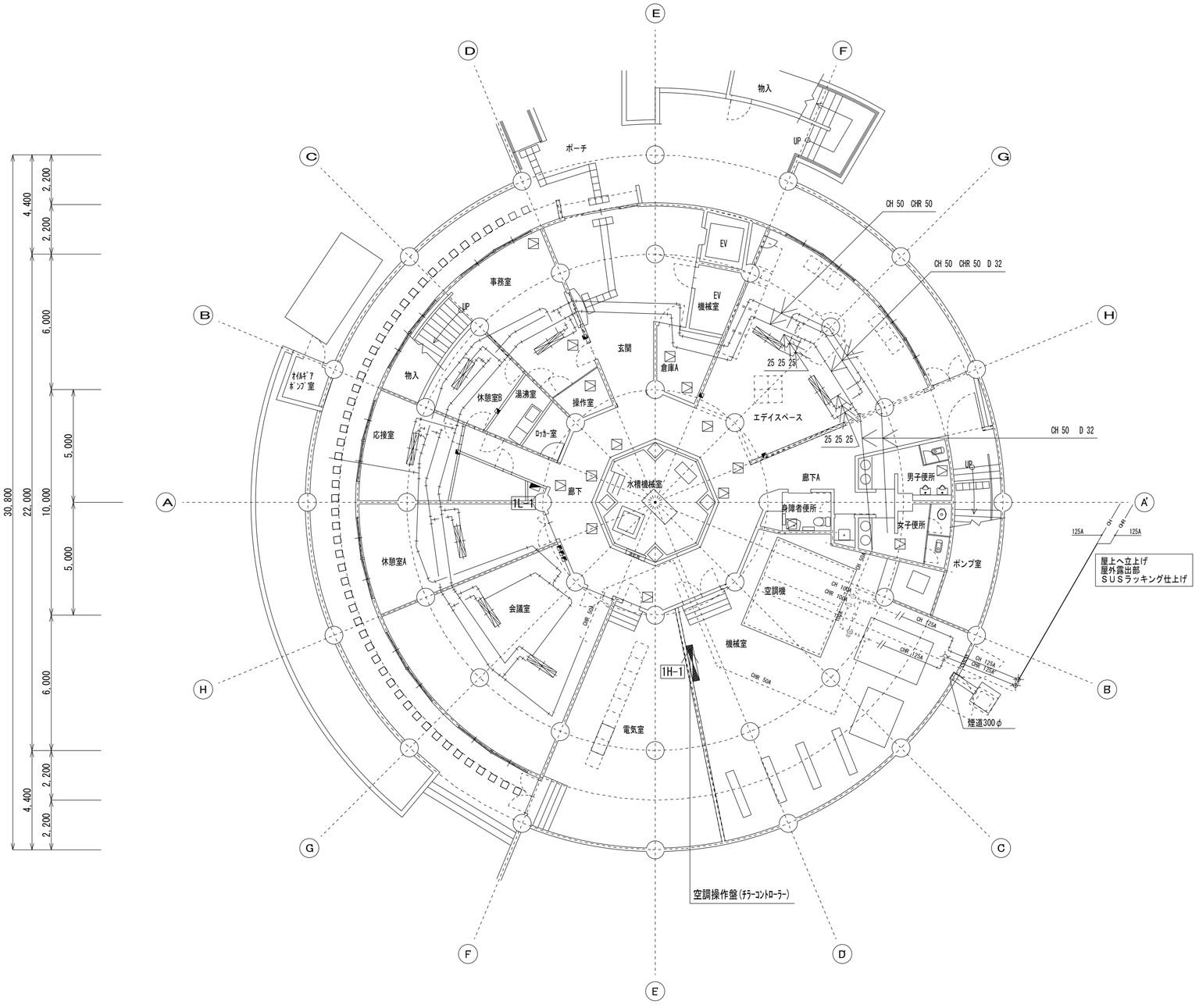

	徳島県県土整備部営繕課	鎌倉建築設計事務所 徳島県吉野川市鴨島町 鴨島乙８８８−３ 管理建築士１級 １９８８２８号 鎌倉和敏		年月日 2023. 3	工事名称 Ｒ７営繕　大鳴門橋架橋記念館　鳴・鳴門　内部改修工事建築	図面番号 AC — 04
				縮尺 (A2)　1:150	図面名称 既設　空調設備　1階平面図(参考図)	

改修前

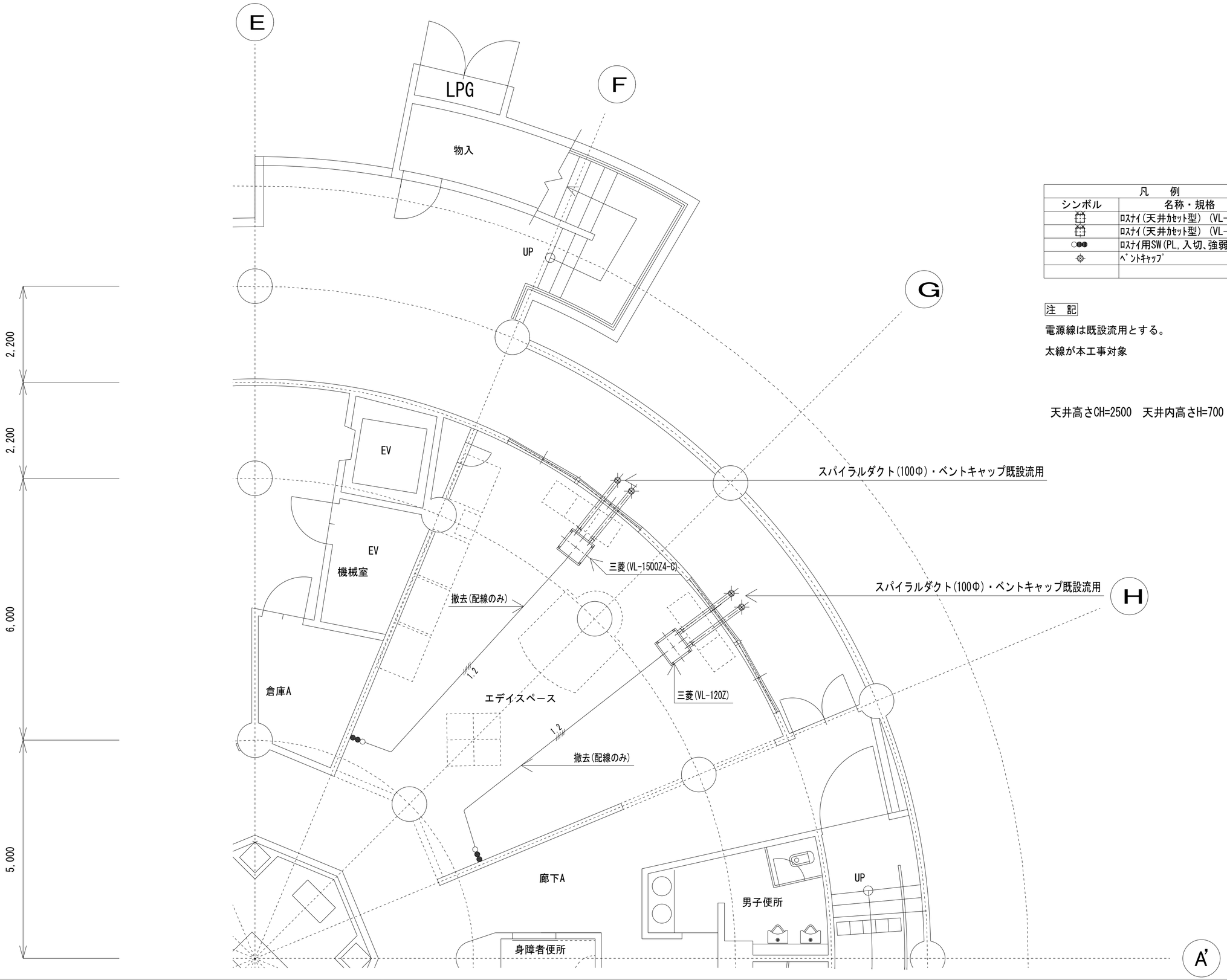

凡　例		
シンボル	名称・規格	備　考
	ﾛｽﾅｲ(天井ｶｾｯﾄ型)　(VL-120Z)	撤去
	ﾛｽﾅｲ(天井ｶｾｯﾄ型)　(VL-150QZ4-C)	撤去
	ﾛｽﾅｲ用SW(PL,入切､強弱)	撤去
	ﾍﾞﾝﾄｷｬｯﾌﾟ	既存流用

注　記

電源線は既設流用とする。

太線が本工事対象

天井高さCH=2500　天井内高さH=700

徳島県県土整備部営繕課	鎌倉建築設計事務所 徳島県吉野川市鴨島町 鴨島乙８８８－３ 管理建築士１級 １９８８２８号 鎌倉和敏		年月日 2023. 3 縮 尺 (A2)　1：60	工事名称 Ｒ７営繕　大鳴門橋架橋記念館　鳴・鳴門　内部改修工事建築 図面名称 改修前　ｴﾃﾞｨｰｽﾍﾟｰｽ換気設備　1階平面図	図面番号 ＡＣ－05

改修後

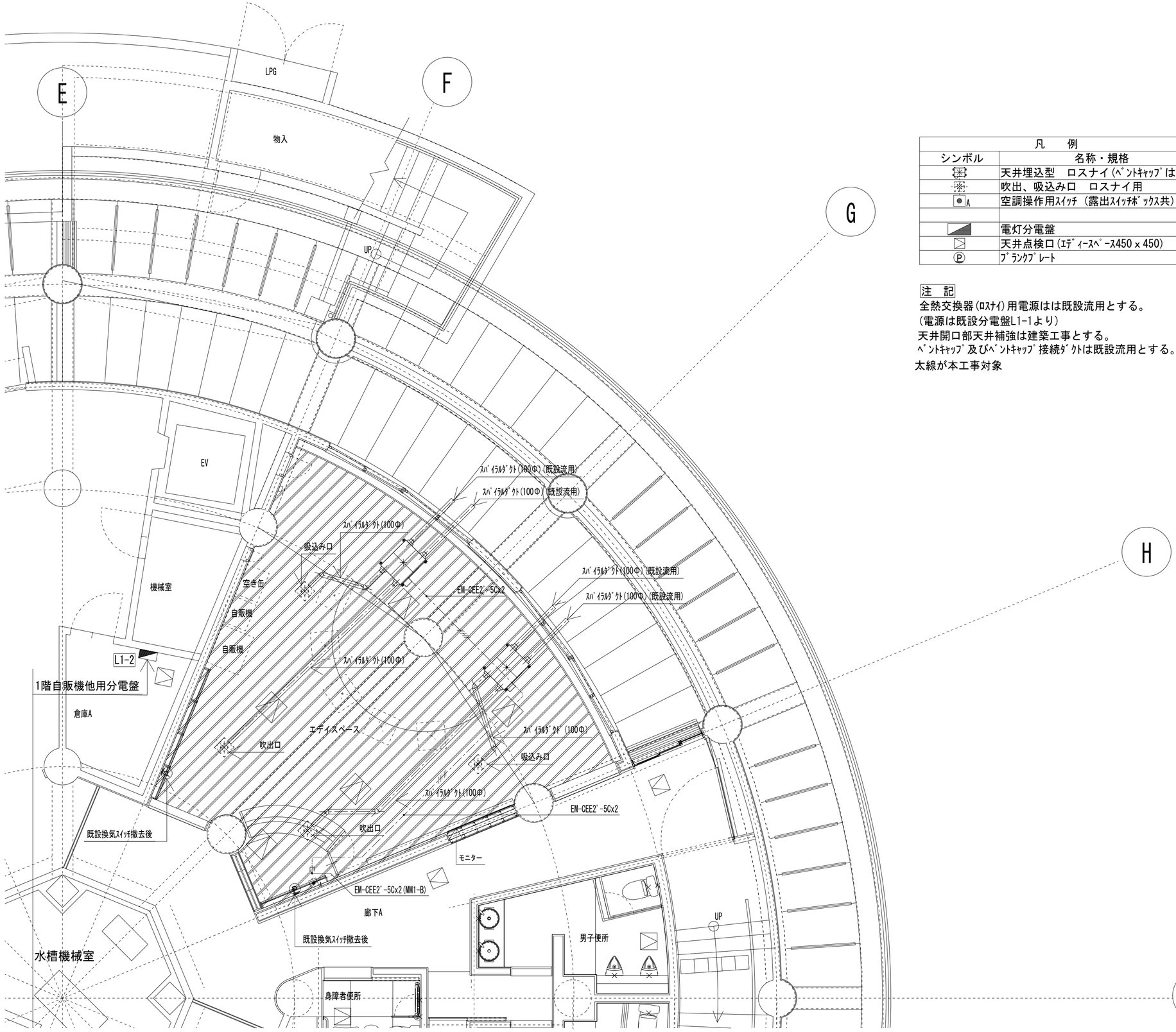

凡　例		
シンボル	名称・規格	備　考
	天井埋込型　ロスナイ(ﾍﾞﾝﾄｷｬｯﾌﾟは流用)	新設
	吹出、吸込み口　ロスナイ用	新設
A	空調操作用ｽｲｯﾁ（露出ｽｲｯﾁﾎﾞｯｸｽ共）	新設
	電灯分電盤	既設
	天井点検口(ｴﾃﾞｨｰｽﾍﾟｰｽ450 x 450)	建築工事
P	ﾌﾞﾗﾝｸﾌﾟﾚｰﾄ	新設

注　記

全熱交換器(ﾛｽﾅｲ)用電源はは既設流用とする。
(電源は既設分電盤L1-1より)
天井開口部天井補強は建築工事とする。
ﾍﾞﾝﾄｷｬｯﾌﾟ及びﾍﾞﾝﾄｷｬｯﾌﾟ接続ﾀﾞｸﾄは既設流用とする。
太線が本工事対象

	徳島県県土整備部営繕課	鎌倉建築設計事務所 徳島県吉野川市鴨島町 鴨島乙８８８－３ 管理建築士１級 １９８８２８号 鎌倉和敏		年月日 2023. 3 縮 尺 (A2) 1:60	工事名称 Ｒ７営繕　大鳴門橋架橋記念館　鳴・鳴門　内部改修工事建築 図面名称 改修後　ｴﾃﾞｨｰｽﾍﾟｰｽ換気設備　1階平面図	図面番号 ＡＣ－06

機　器　表

記　号	名　　称	形　　式	台数	仕　様						設置場所	備　　考		
				冷房(kW)	暖房(kW)	通水量(L/min)	風量(m^3/h)	電源	消費電力(VA)				
	ファンコイルユニット	天井埋込形	2台	4.5	7.88	12.9	1020.0	単相100V	98	1階　ｴﾃﾞｨｰｽﾍﾞｰｽ			改修

記　号	名　　称	形　　式	台数	仕　様						設置場所	備　　考		
				風量(強)(m^3/H)	風量(弱)(m^3/H)	風量(強)(W)	風量(弱)(W)	電源	電流(A)				
	全熱交換器	天井埋込形	2台	150	104	60	31	単相100V	1.3(強) 1.3(弱)	1階　ｴﾃﾞｨｰｽﾍﾞｰｽ	専用スイッチ使用で１個のリモコンスイッチで２台並列運転		改修

既設(撤去)機器

既設(撤去)ファンコイルユニット

FCUユニット(日立 RF61CDB)
重量　55ｋｇ
冷房能力　3720kca l/h
暖房能力　5680kca l/h
製造年　1984/7
単相100V 98VA

既設(撤去)全熱交換器

三菱　VL-1500Z4-C
重量　12ｋｇ
大きさ　558ｘ3420ｘH302
電源　100V
消費電力　強43W　弱28W
風量　強125m3/ｈ　弱80m3/ｈ

三菱　VL-120Z
重量　11ｋｇ
大きさ　516ｘ360ｘH293
電源　100V
消費電力　強40W　弱21W
風量　強145m3/ｈ　弱70m3/ｈ

施　工　要　領　図

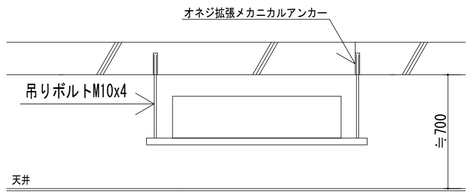

ファンコイルユニット取付要領図(参考)　NON

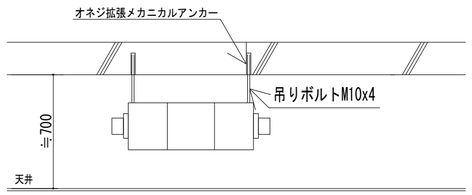

全熱交換器取付要領図(参考)　NON

	徳島県県土整備部営繕課	鎌倉建築設計事務所 徳島県吉野川市鴨島町 鴨島乙８８８-３ 管理建築士１級 １９８８２８号 鎌倉和敏		年月日 2023. 3 縮 尺 (A2) NON	工事名称 Ｒ７営繕　大鳴門橋架橋記念館　鳴・鳴門　内部改修工事建築 図面名称 空調・換気　器具表	図面番号 ＡＣ－07